

74

334-102



阿

波

史

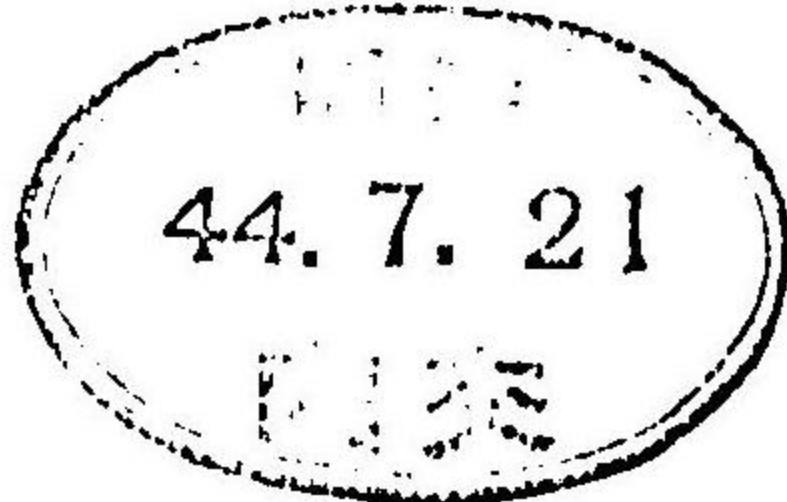
全

京都府立図書館長  
バケラー、オプ、デビニケ  
ドクトル、オブ、フヒロソヒ

湯淺吉郎氏序

手束愛次郎著

發賣元 黑崎寶仁堂



御断り

湯淺圖書館長の序文寄與を許るされし御好意は即ち尤も深韻ある無形の御序と存じまする只發行の日迫りて本文を今暫く本版に欠ぐ様なりしは重々 館長併せて讀者の御許容を仰ぐ次第であります

手束愛次郎

自序

△幾多の誤謬缺點は斧正を願ひ他日増訂する仕合を得たく存ず  
△幸に湯淺博士は京都府立圖書館長として懇篤なる序文を賜り  
此小著の卷頭を飾り得て郷國紳士淑女の愛讀を願ふ事になりました名もなき者の小著にも敢て寄せられたる厚情に對しては深謝にたへざる義であります茲に御禮を申上まする、  
△次に私は阿波小史徳島縣誌畧阿波名勝案内其他諸参考書の著者及び出版に就て一方ならぬ助力を蒙りし某氏に對し御禮申しのぶ、

△終に少來の素志でもありのぞみ高く命みぢかりし私の舊友故某君故某嬢の靈前に私の所女的著作なる本書を呈しまする、

六月十日

手束商店にて 愛次郎

阿波史 目次

緒論

第一編 先史時代

第二編 原史時代

第一章 神代

A 總說

B 粟謂大宜都比賣

C 粟忌部祖天日鷲命

D 出雲神

E 海神

F 結論

第二章 國造時代

第一節 總說

二 五 五 六 四 一 六 七 七 八 八

第二節 粟國造

第三節 長國造

第四節 國造期の變遷

A 總說

B 大倭久史時代

C 埴安妃及伊香色雄命

D 阿波君長田別命

E 阿波佐伯祖

F 國郡制置

G 大陸の文化(上)

H 阿波國脚咋別

I 海人男狹磯

J 大陸の文化(中)

K 阿波屯倉

二〇

二五

二七

二七

二七

二八

二九

二九

三〇

三一

三一

三一

三四

三五

第三編 王朝時代

第三章 國司時代

第一節 總說

第二節 新制々定期

A 大化改新

B 阿波廣純

C 庚午年籍

D 南海使者

E 佛教傳來

F 伊豫總領

G 大寶令

(一) 總說

L 大陸の文化(下)

M 餘說 (附有史前の遺物と遺跡)

三五

三六

五三

五三

五三

五四

五四

五四

五五

五五

五六

五六

五七

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
同令施行	租庸調	班田法	軍團	國學	郡司	國司	郡司	國司

H 第二南海使者

第三節 新制實施時代

第一款 奈良朝

A	B
總說	國司補任

五七 五七 五八 五八 五九 五九 六〇 六〇 六〇 六一 六一 六一 六二 六三

第二款 平安朝

A	B	C	D	E	F	G	H
總說	國司補任と其傾向	平安遷都と阿波國造	南海道觀察使	僧勝悟及僧空海	山田古嗣	平安欠史時代(上)	延喜式

六四 六六 七〇 七〇 七一 七一 七二 七二 八〇 八一 八一 八五 八六 八七 八七

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
租	産	交	祠	戸	人	郡
税	業	通	社	籍	口	郷
						沿革

I 當代の人物  
J 結論

### 第四章 豪族時代

第一節 總說

第二節 前期

A 緒言

八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九九	一〇一	一〇二	一〇三	一〇三
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

藤原純友の亂

- (一) 亂起る
- (二) 中山合戦
- (三) 亂平ぐ
- (四) 其影響

C 平安缺史時代  
D 結論 (附古庄表)

第三節 後期

- A 平家の勃興
- B 藤原師光と平治の亂
- C 西光法師と治承の亂
- D 源氏の舉兵
- E 義經八島を襲ふ
- F 平氏亡ぶ
- G 餘説

一〇四	一〇四	一〇五	一〇五	一〇五	一〇六	一〇七	一一一	一一一	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一七	一一七
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(一)	緒言	一一七
(二)	祖谷の開闢	一一八
(三)	平國盛	一二八
(四)	安徳天皇	一二八
(五)	赤旗及び略譜	一二九

第四編 武家時代

第五章 鎌倉時代

第一節 總説

第二節 佐々木氏

A	緒言	一一一
B	守護及地頭	一一六
C	經高及び高重	一二七
D	承久亂と佐々木氏	一二八

第三節 小笠原氏

A	緒言	一三〇
B	長清及び長經	一三〇
C	土御門天皇	一三一
(一)	緒言	一三一
(二)	土佐遷幸	一三一
(三)	土佐行宮	一三二
(四)	阿波遷幸	一三二
(五)	阿波行宮	一三三
(六)	御遺蹟傳説地	一三三
(七)	御陵問題	一三四
D	承久亂後の變遷	一三六
(一)	緒言	一三六
(二)	貞永式目	一三七
(三)	新佛教	一三七
(四)	元寇	一三八

(五) 建武中興

E 衆族張る

第四節 結論

### 第六章 室町時代

第一節 總說

第二節 細川氏

A 緒言

B 細川氏の勃興

(一) 緒言

(二) 四國管領

(三) 和氏頼春及び師氏

(四) 頼之頼元及び詮春

C 阿波の官方

(一) 緒言

一三八

一三九

一三九

一三九

一四一

一四一

一四二

一四三

一四三

一四四

一四六

一四九

一四九

(二) 一宮大宮司

(三) 安宅頼藤

(四) 大西氏

(五) 沼島小豆島の海賊

(六) 山嶽武士

(七) 江侍

(八) 小笠原宮内大輔

(九) 新田の落武者

D 細川氏の全盛

(一) 緒言

(二) 室町幕府

(三) 管領黨

(四) 結論

E 細川氏の衰亡

第三節 三好氏

一四九

一五〇

一五〇

一五一

一五二

一五三

一五三

一五三

一五四

一五四

一五五

一五五

一五七

一五八

一五九



A	緒言	一五九
B	三好氏の勃興	一六〇
(一)	緒言	一六〇
(二)	之長	一六一
(三)	元長	一六八
C	三好氏の全盛	一七三
(一)	緒言	一七三
(二)	長慶	一七四
(三)	義賢	一八〇
D	三好氏の衰亡	一八四
(一)	緒言	一八四
(二)	京畿三好黨の衰亡	一八四
(三)	阿波三好黨の衰亡	一八七
E	平島公方	一八八
第四節	結論	一九〇

(附) 阿波の基督教  
(附) 古城表

### 第七章 安土桃山時代

#### 第一節 總說

#### 第二節 織田氏の上洛

A	緒言	二〇五
B	調略派の滅亡	二〇六
C	主戦派の敗亡	二〇九

#### 第三節 長曾我部氏の侵略

A	緒言	二一一
B	南郡侵略	二二三
(一)	緒言	二二四
(二)	島彌九郎の死	二二四
(三)	海部城の落去	二二四

(四)	東條關兵衛の籠城	二二四
(五)	新開道喜の武勇	二二四
C	北郡侵略	二二五
(一)	緒言	二二五
(二)	大西覺養の詭計	二二五
(三)	十河存保の下國	二二五
(四)	猪尻崩れ	二二五
(五)	存保讃岐に去る	二二六
D	元親阿波を克服す	二二六
(一)	緒言	二二六
(二)	康長及び存保の下國	二二六
(三)	中島の對陣	二二七
(四)	本能寺の變	二二七
(五)	中富川の決戦	二二八
(六)	勝端城の陥落	二二九

(七) 長奮我部の阿波

第四節 三好氏の滅亡

A	緒言	二二〇
B	長治	二二〇
C	存保	二二三
D	三好氏の流離分散	二三四

第五節 豊臣氏の南征

A	緒言	二二五
B	南征と阿波	二二六
(一)	緒言	二二六
(二)	南征軍の戦略	二二七
(三)	木津城の籠城	二二七
(四)	南郡の威赫戦	二二七
(五)	岩倉城の陥落	二二八

(六)	一宮城の第一攻撃	一三八
(七)	第二攻撃	二二八
(八)	燔和	二二八

C 長曾我部氏の阿波退去

第六節 結論

二三〇

第八章 江戸時代

二三一

A 緒言

二三一

B 蜂須賀氏の藩制

二三二

C 歴代三百年

二三三

(一)	緒言	二三三
(二)	政勝	二三四
(三)	家政	二三四
(四)	至領	二三六
(五)	以後	二三六

二三六

第五編 明治時代

D 徳島の繁昌

二三七

二三八

# 阿波史

手束愛次郎著

## 緒論

一般に歴史を以て過去の記録だとは云ふが今少し詳しく云へば歴史は過去より現在に到る社會夫れ自身と其社會の組織原質である所の個人との相交渉し相發達する一の過程を差すのであつて、之を研究する學問と史學とも又單に歴史とも云ふて居るのである。

右の如き研究の全的なる特殊となることによりて文明史とか經濟史とか其史實の性質により、全國史とか地方史とか其史實の分量により種々の歴史が出來た、本史は出來ぬ迄も地方史の考で作くられたのであるが一體地方史又は郷土史の如き研究の對象たる史實の或る地方又は誰かの郷土に限定せられたものでも、全く他の地方又は他の郷土の史實と沒交渉にはない、却て因果の關係があるから郷土史の研究に當りては國史或は他の歴史なり推して論ずる必要も生ずる、而て私の感じた事は歴史の研究は根本からよほど困難な事柄であつて到底一人の小智を以て及び得ぬ上、地方史には史料の缺乏が特に事情を困難ならしむる事である。

私は初め其の郷土に對する史的憧憬より理想的なる郷土史を編んと思つたりもしたが到底力の及ばぬ所であるから、幾分か詳しい郷土史たるに満足して少しく以下に編章節款を作らんと思ふ。

諸地方史研究の豫件として地方の地理を知り置くは頗る有要の事であるから一寸簡畧に記して置く一體人類の生活には山嶽よりも平野が適する、從て人口の多くは平野に集り村邑や都會やを作り其密なればなる程人事即ち歴史の活動も活潑となる、從て歴史は山地にも存するも平野に於て充分展開するのである、今阿波の平野をみると吉野河勝浦河那賀川の流域と海岸一帯の地である、阿波史の主たる基地は此の流域沿岸の平野であるは蓋し云ふ迄もない、若夫れ之を四國全體、日本全體の上よりみる時は阿波史の特點とも見る可き事項がある。

夫は日本の歴史幹線は西國にては瀬戸内海である、四國にて此幹線に近き讃岐はより近からぬ阿波よりは聚落の發達人口の分布從て歴史的活動も優れて居り、同じ阿波にて板野那の内海に近き一帯は往古より阿波文明の入口にて且大河芳野を控へて居たから發達も大規模で、勝浦那賀川の流域に生じたる人事の活動は何處か中央史とは別個の歩みをとつて居た様に思れた事であるのである。

## 第一編 先史時代

先史時代とは傳説の微す可きなく専ら遺物遺跡によりて研究し得る先住民族又一名石器民族の時代

を云ふのである、此時代の研究は寧ろ考古學の任する所であるが事の順序として記さんか、星野散じて星座となり地球茲に懸り人生茲に在りし後幾億萬年か、今僅かに今日より推して上古となす時代にアジアに移動した民族に南北二潮流あつたと云ふ事である、抑も日本島に何時何れの日より人類が住居するに到りしか想像に絶する次第であるが凡そ人類の生息するに到りし時には如上二系統の各種族が野に山に割據して居た事だと思はれる、從來日本の各地方に發見せらるゝ石器を有せし民族の如きは其文化の程度より云ふも、果日本民族より先に日本島に榮へたるアイノ族の口碑などによるも、此時代の先住民族であつた事は蓋し明白である。

而て今日迄の調査によれば石器の分布は總じて東國に密で西國に疎である、四國にては讃岐は流石に他三國と撰を異にして居る、之やがて先住民族の分布を意味する。

今少く阿波の石器發見地を列記する、

板野郡池谷村 石斧石鏃 (考古提要)

阿波郡浦池村 石 鏃

阿波郡藤森村 石 鏃 (石器時代住民遺物發見地名書)

名西郡矢野村 石 鏃

一片の石鏃にても發見せられなば以て先住民族存在の證となる、阿波にての發見地はかく少いけれ

を靜かに地理的要件と人類南漸の原則により阿波先史期の民族が讃岐及び紀伊地方よりの分派にて能く山野に分布して居たのであると云ふも無理からぬ様思ふ。

只事餘りに遼遠に屬し盛衰の蹟は知る可くもない、加之當時の民族がコロボツクルなるか果アイノなるかは學說未定に屬する事項であるが爲想像を逞しくは出来ぬ。

本書發刊に際し得たる笠井氏の論文ははばアイノ説を是なりとし且日本全國の地名よりアイヌ語地名を検出しアイヌ民族の既に日本に瀰漫して居たのを早く論せられたるジョン・パチセラ氏の研究法を稱用し同氏のアイヌ語法により阿波に於けるアイヌ民族の分布を證せられた。

如何にも小金山博士の説などに依ればコロボツクル説は危い様であるが歴史や神學やに證據論のみ基礎にするのは不可であつて、先住民族と一蓋に汎稱するものの中には幾多異種族の居たものである、況やアイノとコロボツクルとは同一なりや否や寧ろ未定とするの可なるが如く思はる。

パチセラ氏のアイヌ語地名説は一卓見であつて其の初め論じて能登は岬の名阿波は海島の名としてをるのも一説であることを、又永田氏はアワなる植物の名(粟にあらす)なりとも云ふて居る。

アイヌ語にては場所をウツはツと云ふのである今勝浦の奥へ行けば彼のツと此のツと云ふて居る、地名の一字二字の如きは一の場二の場とも云ふ可き狩獵區域を云ふのではあるまいか、笠井氏が牛岐ウシノの低地たり楠淵クノの渡場たり利包トシノし群也たるを説れたる如きは明かにアイヌ民族も阿波の山野に分布し

て群邑をも有して居たと云ふ事を證して餘りあるものである、但アイヌの盛衰は次編に述べる。

尙同氏の引かれた石器の發見地を列記して讀者の參考に備へる。

板野郡大島田村	石鏃
同 郡大谷村	石棒
同 郡引野村	石鏃
阿波郡勝命村	石鏃
麻植郡森藤村	石鏃
同 郡川島村	石斧
勝浦郡生夷名村	石鏃

## 第二編 原史時代

### 第一章 神代

A 總説

原史時代とは歴史の荅が文學の枝に生じ神話傳説の花と咲けるありて確的ならざるも幾分か當時の

史蹟を想像し得る時代を云ふ、我國史にては神代より大化の改新に到る間を當て可きかと思ふ之を神代及び國造時代の二章に分ちて略述する。

思ふに總の人類は一元なりとせば日本民族も又之に出る、然ば何處より起り何處を経て此島帝國となすに到つた乎、神話は傳へて高天原を云ひ八百萬の神々は之より天降りて建國勗業を爲させたと云ふて居る。

神は學者之をかくれみますものと云へど之の解義は尙抽象的にすぎる畏くは川上をカミと云つて神明の所在を意味する語に用ひ終りには具體的關係をはなれた宗教的觀念となつたのである、順て神には自然宗教的のものゝ歴史のものゝあり、神の淵源たる高天原も宗教的に歴史的に二面より觀察する要はあると思ふ、而て私の取扱んとするのは全く歴史の神々が其時代に於て南海の一沃土たる阿波と如何なる關係がかわしたかと云ふ事である、但神代の歴史的研究は頗る難事であるから、尙一家言に止せるものと考へて置きを願ひたい。

B 粟謂大宜都比賣

神代は之を高天原時代と高千穂時代とに分つ高天原時代は天の御中主命より垂統長へに傳へて天照大神に到り豊葦原の中津國はわが皇孫の治らすべき地なりとて出雲神に國を奉らしめ日向高千穂の地に天降らせ給ふた間をさして云ふのである、此間に諸神の裔族は諸地に植民し天神地神の名あり伴國

造別などの稱も出來たのである。

さて説く、天照大神の御親伊弉册那岐命伊弉册那美命二柱の神未だ高天原に座せし頃、諸族各地に據り國恰かも「たよよへる」様なりしかば「すめみをや」の神たち之を「つくりかたく」せよと仰せ給ひしかば即ち天の浮橋(艦隊)に乗り淡路の島を以て大詔の島と定め給ひ國中の柱(經營の中心)として八尋殿(宮廷)を營みやがて諸々の島々國々を生み(平定)給ひ別を置き或は伴國造(領主)を定め給ふたので、つた、此時阿波は大宜都比賣の領し給ふ所であつたのである、

二神みわひまして生みませる御子は

淡路の穂のさ別の島

次に伊豫の二名の島を生む

此の島は身一つにして面四つあり

面毎に名あり

かれ伊豫の國を愛妃と云ひ

讃岐の國を依依比古と云ふ

粟の國を大宜都妃と云ひ

土佐の國を建依別と云(古事記、舊事記)

蓋し二名の島とは彦妃の並びませる故ならむ又粟の名は其産業より云ふとかや之通説である、按ずるに大宜都妃はうがの御魂の神保食の神豊受妃神稚みむすびの神と皆同一體の神にて今の伊勢外宮にゐつき奉る所と思はるるなり、日本書紀には二神諸々の伴國造を定め(生み)給ふに當りてうがの御魂の神を記し古事記には記して次の如し。

次に風の神しなつ彦の神を生み

次に木の神ヌのかちの神を生み……………

次に生みませる神の名は岩楯船の神

又の名は天の鳥船

次に大宜都比賣の神を生み

次に火の神はのやけ速男の神……………

この御子を生により美番豆やかれて……………

されば大宜都妃は山すみの神和田つみの神等の如く當時の大伴造にして天神の宗室とも親しき關係あり阿波は南海にをける其領の一たりしならん乎、名西郡神領村大粟神社は此妃を祠る後名東郡八萬村に分祠して一宮とわがめ奉る、一宮は即ち往時國司が祠祭の便宜上其神祇の尤も尊きものを選びたるもの(或は光孝天皇の御宇御定めありしとぞ)である、之を以てみれば妃の部曲は吉野川の下流南

部海岸の一帶に沿へる平野に於て其の特有の農業を營み遂に國の名を粟と云ふに到りしものと思はるゝのである。

かくて二神は天が下を定め給ひしが故わりて那美の神は神去り給ひしかば那岐の神は神教の習ひにより大に諸國の伴造を集め「禊」の式をなさんとて地を撰び給ふ、曰く。

伊弉那岐の命よもつ國をみませ

是すでに不祥なり

歸りて乃ち悔ひのたまわく

吾先にゐなしき穢き國に到る

かれ正に吾が身のけがれを滌ぎ去り濯ひ除く可しと

すなわち行きて粟の門及び速吹の名門をみる

然にこの二門潮流甚だ急なり

かれ返りて日向楯の小戸の楯が原に向て

禊なし給ふ(紀の二書、舊事記)

粟の門とは今の板野郡なる撫養地方の平野を云ふのである、蓋往古吉野川の三角州形成今の如くならざりし時海水灣入し居りて人の徙遷し割據するに該地方は基本的便宜ある地點である、既に此處に



禊し給はんとした位であるから聚落の發展分布の盛なりし事思ふ可きである。

紀記に依て思ふに天照太神の生れませしは既に高天原にての事にておはせしにて此の禊の折に生み給ひて天下の主となしませしと云ふは即ち新に偶神を確立し國よさせ致したる事であることを、今此任國に就て諸傳を合せ考ふるに。

天照太神は天又は高天原におはし天上の事又は天の事を知し天下の主たるものである、天下の主なるを以て大八州の君たり滄海原の君たり、所謂天地に臨みます神定め義であつた。

月讀命は天照太神に敵ひて天下を治す君であつた、又或は滄海原潮の八百重を治すとも申せるは、紀の一説に荒雄命は滄海原を治すと傳へたると思ひ合せ同じ神にてませし如く思はる、即ち荒雄命は此國即ち天の下に君たる可からざるにて根國に下り給ひしなれば、月讀命故ありて根國に返へり給ひしを民草を殘害ひしが爲なりしなど言傳へて荒雄命と申せしにや、根の國は今の朝鮮なり命の特に天降りて大陸に對する一重鎮とならせられ其養へる三女神の道中にいつかれ海權を保たせられたるが如き、果彼の忍穗耳命の御子火明命が尾張に鎮し中つ國の藩屏とならせ給へるを思ひ合せ考ふれば、天孫西臨の意義尤も深遠なるをみん、而も命が尊き偶神の御位を捨て、遠く根の國に鎮まりませしは彼の夜の魔が勢をなせる時一輪の明月殿として照り輝けるが如きものにて、一種悲壯なる意味がある、命を以て特に荒の雄化し遂には神やらひに神やらると迄云へるは甚だ誤れるものあるに似たらん乎。

元より荒雄命の根國に向せらるゝは那岐の神の深き御旨なりしおも知る可からず、那岐の神はかく御子に國をよさして神功を終へ淡路の幽宮にかくれ給ふたのであつた。

さて傳へて荒雄命任に臨みて上京し給ひしを太神其異圖を疑はせられ兵を設けて待ち、事解けたりしかど命の兵屢々浴中に狼籍したりしかば太神天の岩戸にかくれ給ひ朝をみたまはず、諸神相計りて命に千置の置戸を科し神やらひにやらひ給ふた、命はかくて天を去らんとし給ふに當り糧食を大宜都妃に乞ふたが故あつて妃を殺したと云ふ、曰く。

又食物を大氣都妃神に乞ふ

大宜都妃神鼻口をよび尻より

くさぐさのためつ物をとり出で、

くさぐさの作具につくり奉る時

速須佐の男の命立ちて

其姿を窺ひ……

すなはち大宜都妃を殺し給ふ

かれ殺されし神の身になり出でしものは

頭に露

二つの目に稻の種を生じ

二つの耳に粟を生じ

鼻に小豆

陰に生麥

尻に大豆

かれ是神むすびの神とらしめ給ひ種となし給ふ……(古事記、舊事記)  
之に類似した神話が日本紀にある今之を記すことをである、

天照大神天上にかはして曰く

聞く葦原の中津國に保食の神ありと

いまし月讀の命就て候へよ

月讀の命勅を奉じて保食の神がりに到る……是の時月讀の命怒りて色をなし……酒ち劍をぬい  
て撃ち殺せり……時に天照大神怒甚しくのたはく

汝は是のしき神なり……

是後天照大神あめの怨人を遣し

是神をして頭に桑蠶を化し

目に馬牛を化し

胸に麥粟を生せしむ……

即ち天の怨人悉く取り持ち去りて進奉る

時に天照大神喜びてのたはく

是物は則顯し蒼生の食ひて活くべき者なりと……(日本紀、舊事記)

之は此神典と、當時の阿波には桑蠶と云ひ又稻の種と云ひ粟と云ひ大小豆と云ひ生麥と云ひ馬牛と  
云ひ、農耕の道殆ど備はらざるなく、當時未だ漁獵の民族多かりし時代に特出せる農業經濟を作り  
りしを推定せしむる、乍然天照大神—大宜都妃—保食神—葦原命—月讀命の史的交渉に就ては別に確  
かなる解釋を與へ得ないのである。

古史は大宜都妃の系統に就き次の如く語つて居る。

かれ其大年の神天の知加流美豆妃を娶り奥津彦神を生み

次羽山戸の神……

羽山戸の神大宜都妃神を娶り子若昨神を生む

次妹若那賣の神次美豆麻岐の神次夏の女神次秋の妃神次久々年の神次久々妃室葛根……(古事記)  
又或は

伊弉那岐那美二神のひまして火の神加具土とを神殖安妃とを生み、

二神のひまして稚産靈命を生む、

則頭彘彘を生じ臍中に五穀を生ず (日本紀、舊事記)

之を以てみれば大宜都妃は火神土神を父母として中國は田雲の神たちにもかろ少なからぬ様に思はれる、私は實は妃の本據を中國だと思ふ、茲に於て中國と阿波との間に阿波路(淡路)の一路あり、出雲神の宗たる荒雄命は食を阿波に求めたのであるまいか。

C 粟忌部祖天日鷲命

天照大神天の岩戸にかくれ給ふた時大に神典を擧げて平安を謀つた、其時。

こゝに天の兒屋根の命天の香久山のまさか木を手にして

かんつ枝には鏡作の遠祖天杖戸兒石凝戸邊がつくれる八咫の鏡をかけ……

しもつ枝には粟國忌部の祖天の日鷲がつくれる木綿をかけ

乃ち忌部のをびとの祖天の太王の命をしてとり持ち廣く厚くたゞへ言をみ前に申さしむ (日本紀、

舊事記、古語拾遺)

天の太王命は忌部最上の長にして天神には相臣の一であつた、其下に諸部の神ありし事は次の如くである。

こゝに思兼の神深く思ひ遠く慮り

乃ち石凝姥命に天の香久山の銅をとり以て日像の鏡を鑄せしめ……

天日鷲神津見神をして穀の木を殖へしめ以て白和幣を作くらしむ……

(これ木綿なり二物一夜に茂ると云ふ)

手置帆負彦狹知二神をして天の御量を以て大峽小峽の材を伐り端枝をつくらしむ…… (古語拾遺)

天日鷲命は阿波忌部の首である手置帆負彦狹知二神は紀伊忌部の首である、両者は共に少くとも天岩戸の神典前畏くは伊弉那岐那美二神の時に既に己に植民をして居たものと思はれる、而て紀伊の木川の川は後吉野川と訓す阿波の吉野川も元は木の川と訓せしにあらざるか、若し地名は全く無意味に附せられず又變更せられずとせば是は紀伊忌部が阿波に移りて附せし所乎、後に阿波忌部は東國に移りて其地を安房と名づけたのである、且況や讃岐忌部は紀伊忌部の分れであるのである、思ふに阿波忌部は遠き昔より吉野川流域の平野を拓き殊に其下流北岸(阿波郡坂野郡)と中流南岸(麻植郡)に據つた様である余が郷里は吉野川中流の北岸なる柿島村であるが其河畔に出で、西顧すれば高越山(波の山)あり東望すれば大鷹山あり、翠巒呼應して相對せるをみる、偶々思ふに両山の麓には何れも國幣中社忌部神の祠る、あり初めて大鷹神社と忌部神社の其地に存する所以を悟り得し様覺へたり、試みに兩

地間に一線を引けば即ち之忌部の聚落が分布の形勢を示すものでないか、

忌部はかくて朝にわけては相臣に連りて祭祀に任じ部曲之に率いられて單に農桑の道のみならず鑄鐵機械の加工々業にも幾多の部職を有し、特に神代日本に於て人文の森乎郁乎たるものがあつたのである。

されば天岩戸の神典には日鷲命親しく作れる白和幣を捧げて賀例に添ひ参らせた、かくて荒雄命は愈々根の國に趣かせ給ひ、高天原には天照大神空に耀く日の光の到らぬ隈もなく天の下を治らしめし給はんとて恢弘の御謀ありしのであつた。

#### D 出雲神

所謂高天原時代の後期は出雲神の全盛期であつた大國主及び事代主の國造りせる範圍は頗る廣きものあり其の餘系は阿波にも分れて植植し居りしは式内古社四十三座の十一座の出雲神なるにても知らるゝのである。

加之伊豫風土記逸文によれば大國主事代主命の四國に往來せし事ありしが如し其族神の阿波に入りし交通路を思ふに播磨は此神に尤も密なる關係あり淡路は阿波路にして中國四國の交通線なり、又往昔内海交通の要衝たりし紀伊の加太には出雲神の居るありき之又入國の通路ならむ乎。

かくて來國せし出雲神は或は吉野川中流の沿岸に或は那賀川勝浦川の沿岸に散在聚落したのであつ

た。

さる程に天照大神の大御旨をもちて出雲神は國を大神に奉つたから天孫瓊々株の命天臨ましまし高千穂の朝あるに到つたが元より出雲神は其政權を奉還したので所領は安堵されたのである。

#### E 海神

所謂高千穂時代を通じて海洋植民を試みし西海の海神は内海外洋の要衝到る所に據り海賊を統領して海上を横行して居た。

阿波の國海部郡の名あり之此種部落の據りし所ならむ、式内古社中二座の海神あり共に神武天皇の祖父にして東征の弘謨を遺し給ひし彦火出見命の妃豐玉妃を祭り吉野川下流及河口附近にあり之又海神植植の遺蹟なるべしと思はる。

#### F 結論

以上のべし外古祠の祭神に就き精究すれば或は尙知る所多からん、例へば美馬郡所座の大國敷神の如き或は太古の阿波住民が特祀せる國魂の神にて美馬は御間又は天孫なる意味ありて頗る開け進みたる有様なりしやも知るべからずと思はるゝものもあり、只總面積二百六十三方里の七分は山三分は平野なる此阿波も上代より諸族の據る所となり吾々阿波人の種の起源をして居るものと云ふに止めて、余は他日の精究に待つ事とする。

(附) 神代の年代と高天原

一八

神武——皇極帝問の年代にても人の疑ひをはさみて獨得の解釋をなせる少なからず、若夫れ神代の如き所傳初より無年期にて到底研究の餘地なく、偶々試めば牽強に陥るをまぬがれぬ。

高天原の所在に就ては、移轉説を以て海外説と海内説を一過程の發展とみ、海内諸説の中でも伊勢説を尤も有力なるものと思ふ、尤も之は歴史上の議論で宗教上よりせば日本神道は深き哲學的根基を以て居た様であるから、單純に天と云ふのみならず、靈的實在の觀念をさして云つたのであるを、尙ちなみに忌部のともゑの紋は二元的宇宙發生説のシンボルである、後世には相生の紋とか葵の紋とかに轉訛し、目出度き時相に相生ふの語の句ともなり、卜部神道の極意ともなつたのである。

## 第二章 國造時代

### 第一節 總説

天孫瓊々株の命天降りまして筑紫日向の高千穂に宮居し給ひてより以來高天原の消息ははたと絶へて今は之を知るべくもない、命の後相承けて神武天皇の未だ神倭磐連彦の命と申せし頃列聖の遺蹟を繼ぎ遂に東征の御義あるに到つた、而て九州中國諸所に數年を駐蹕し給ひて夙に兵士と糧食船舶等を徴し給ひ御食むく阿波の如きも元より其數にもれずと思はる、遂に浪速の白方津に上陸し大和に入ら

んとなさせられた。

此時長脚彦と云ふ者孔衛坂に迎へて戦ひ、神軍を妨み障げたから、やがて大迂回して紀伊及び伊勢より大和に入り近畿を平定して、神武天皇は橿原に御即位し給ふに到つた。

今其頃の政治をみるに悉く神代以來の祭政一致にして中臣忌部は相たり物部久米は將たり相倚て天神を扶翼し奉てゐた、地方にわりても祭政一致であつて諸部族は其祖神を祭り依て社會的結合を堅くして居たのである、今少しく詳述しをかむ。

『國』或は『郡』は土地の意であつて『村』とは人の群れ居るを云ひ『縣主』とは吾が田主にて國つ神は大抵であつた、『伴造』、『國造』は縣主と同しく領主であるが之は天神にもかりあるものであつた、而て伴造と國造との別は只土地に附着せる人民を領するは國造であるが職業に附ける人民を領するのは伴造であると云ふに歸するのである。

抑も往昔諸異族の居るや或は酋長などを奉じて居たのである、夫れが日本民族化して天神に順ひ伴國造に編入せられ、又地方に封せられたる神裔皇胤が『別』或は『君』と稱するもあつた、之等は何れも其地方に居りて祖神を祀り政事は一切神事を以て裁決せられ部の首たるものは直ちに神官たり領主であつた。

而て中央と地方との交渉は貢物は即ち租税たるべく、其部の首の上に更に一階高き首わりて宮中に

侍ひ大政を奉行する場合もあつた、例へば忌部には天の太玉の命の下に日鷲の命等ありしが如くである、斯て神武天皇より皇極天皇に到る千三百四十年間國造時代と稱すべき歴史の一時代があつたのである。

## 第二節 粟 國 造

昔者吉野川の下流深く入江をなし居たりし事疑なき様である、地質を考ふるに今の阿波坂野二郡の沿岸一帯は廣く第四紀層よりなつて居る、されば此入江地を南北に分ちて粟と長との二國となし各其國造かあつて治めたものであろを乎。

粟國造の成立を忌部神入國前後の二説に分け得る様である、私は後説をとるから粟國造の成立前實際粟に盛なりし忌部神に就て小述したい。

元來忌部神は麻植郡を本貫として居た、其對岸は阿波郡である、相傳へて忌部神の麻と粟とを植へたと云ふは頗る傾聽すべき傳説だと思ふ、即ち神代の農業が一に粟二に麻と云ふ如き耕種式を取り轉回農法をとるは一般の義であつたのである、かくて忌部神は諸の農産殊に麻布綿布の機織工業に於て尤も名があつて阿波布と云ひはやした位であつた。

古語拾遺に曰く、

妖氣既に晴れて復風塵なし都を橿原に建て帝宅を經營す仍ち天宮命（太玉命の孫）手置帆負彦狹知

二神の孫（紀伊忌部なり今子孫あり）を卒ひ齊斧及び齊鉏を以て山材を切り正殿を構立す其裔今紀

伊國名草郡御木鹿香二郷にあり……………

又天宮命齊部諸氏を率ひて種々の神鏡玉矛楯木綿麻等を作る櫛明玉命の子孫はほぎ玉を作る其裔今出雲の國にあり……………

天日鷲命の子孫木綿麻并に織布を作る仍ち天宮命をして日鷲命の孫を率ひ肥饒の地を求めて阿波國に遣り澁麻の種を植へしむ其裔今彼の國にあり

大嘗の年木綿麻布及び種々の物を貢ぐ郡名麻植の稱ある所以なり

天宮命更らに沃壤を求めて阿波齊部を分ち東土にゆきて麻澁の種を播く……………

阿波齊部の居る所の安房郡と云ふ天宮命即ち其地に太玉社を立つ今の安房社と云

又手置帆負の命の孫矛竿を作る其裔今讃岐の國にあり毎年調庸の外八百竿を貢ぐ……………

……………（古語拾遺）

先に曰へる如く忌部の阿波に来るは遠く神代にあり天日鷲命津見命の時にかゝる、故に天宮命の所に日鷲命の子孫を率ひて來國せしは兼ねて知る所の地に來たものであるを、茲に於て在來の忌部の部曲は益々殷盛なるを得た、其據る所は今の麻植郡（元國幣中社忌部神社あり）板野郡（國幣中社大

麻彦神社あり)等を宗とし一般に廣がつた、又安房國の傳説に依れば天宮命は天日鷲命の孫山布都命の一族と共に來國したと云ふ事である、今官幣大社安房神社には天太王命をいつき奉る。

かくて衆族の布きて漸く集め難きに到つたが其の裔として明かなる諸家今に少なからず古來より太古の例に任じて踐祚大嘗會の節には鹿布一端木綿六斤其他を長の潜女が奉る所の海産など、共に朝廷に奉るのであつた。

今麻植郡三木村の三木氏の所傳を聞くに同家は即ち忌部祠の祭司にて日鷲命の遠裔なるが如し、今に忌部祠祭の時には山中より出で、祭儀に列するを習とし然らずんば祭禮行れすと云ふ、之即ち祭政相同じき古の遺風である、今同氏所藏の古文書中永仁六年即ち北條氏の中葉にあたる紀元千九百五十八年の文書を例記せむ。

左警官阿波國に下す應に早々荒妙の御衣を織り進めしむ可き事

右權大納言藤原朝臣實泰宣奉す

大嘗會の須岐所料に勅す宜敷く彼國に仰する例により忌部氏の人を以て織らしめ神祇官の使に附して早々以て上に進め國承知す可く宜に依て之を行ふ會期限りあり延怠するを得ず

永仁六年九月 日

右少辨 藤原朝臣

右大史 中原朝臣

之は或は讀方が間違つて居るかも知れぬ。

さて粟國造の初めて史籍に現れたるは舊事記國造本紀考に輕島豐明の御世(應神)の千波の宿禰であるが之より先に忌部氏の粟國造たるものがなかつたであらうか、粟國造の後は粟凡直を姓としたが此凡直は大嘗會の時山加物料を貢進する氏でもあつたから、確かに斷言はできぬが忌部神と粟國造とは密接の關係があつたと思はれる。

忌部氏は其後中央にては中臣氏と共に朝廷の二重臣であつたが大化以降次第に衰へて、大同四年(二四六九)齋部廣成が之を慨して古語拾遺を著し忌部氏の舊功を記した、乍然遂に興る事もなくて止んだ、阿波にて相應に發展をしたが大した事蹟は殘さなかつた、只其血今に傳へて三千年になるを知るのである。

古語拾遺は、忌部氏の功を記すに専らると多少地名附會もあり得るが、古代史研究の重要資料である、終に少し注意す可き點は舊事記の記事である。

磐余命(神武天皇)發して日向より倭に趣く東征の時大倭國に漁夫みゆ

謂て左右に曰く海中に浮べる所のものは何物ぞや

粟忌部のかびと、祖天日鷲命に之をみせしむ還りて復命して曰く

之人なるのみ、名は稚根津彦……(舊事記)

推根津彦は神武天皇東征の時御船を速吸の水門明石(?)に迎へて水路を導きし功臣であつた、而て天日鷲命は此時迄も阿波の君長であつて推根津彦をすゝめられた様である。

又曰く

天皇位に就き其機能を以て國造を給ふ

稚根津彦を以て大和の國造となす

即ち大和の直の祖なり

天日鷲命を以て伊勢の國造とす

即ち伊賀伊勢の國造の祖なり……(舊事記)

又曰く

榎原朝

あまくだる天のひくぬの命の子孫

天日鷲命を以て國造に定む、(舊事紀伊勢國造の條)

されど天日鷲命は神代の神である、今に到るとせば年齢人事の通則を越ゆるも甚しい、既に粟田博士は阿波忌部の首祖たる天日鷲命とは別人なりと論ぜられ、吉田博士は按ずるに天日鷲は天の日別か

伊勢風土記に曰く伊勢國は天日別命磐余彦天皇の東州を征する時天皇に従ふ云々と説かれ、久米博士は舊事記其物の確らしさを論じて偽書となし其國郡成立を論せらるゝや國造本紀を採用せられなかつた。

吾人も此説に順ふを可と思ふが但し當時の狀勢上阿波より水手船舶兵士兵糧武器等を徴のまゝに献じ奉り、天下恢弘の大業の分一にも資せしものと思ふのは至當の事と信するのである。

終りに國造本紀より粟國造の條をぬきて記し置ふ、但し別段な考證はないのである。

輕島豐明の御世(應仁八六一—一九六〇)

高みむすびの命九世の孫千波の足尾を以て國造に定め給ふ

### 第三節 長 國 造

阿波南方に川あり那賀川と云へど土人之をなが川と呼ぶ往昔長國のありし所は之也、其國名の出る所數説ある、(一)長川より云ふと、(二)建御名方(建御長田)の長よりと、(三)中港、中津峯などより中と云ひ長と轉訛すと、(四)地勢上中部に位すればと、私は(三)説を可と信じて居るのである。

其初めは海部などの河岸に據たのを、出雲神が北方より又紀伊あたりより渡り來た之を開拓し遂に別に國を建て、中國など、呼びならましたのである。



舊事記に曰く、

志賀高穴穗朝御世（成務七九一一八五〇）

鯉松彦色止命九世の孫韓背の足尾を以て國造を給ふ（長國造の條）

此鯉松彦色止命は何神なるや詳かならねど中國にもかりあるは同書に記して。

輕島豐明御世（應神八六一一九六〇）

鯉松彦色止命五世の孫十稜彦命を以て國造を給ふ（隱岐國造の條）

とあるにても明白である。

又播磨風土記に瀨間都比古命の名あり果して此命ならば大奈牟知命の子なれば素盞雄命の裔と云はねばならぬ、又或は孝照天皇の御諱鯉松彦香色稻命を以て云ふもあるが尙研究の餘地もあるふ。

兎角名東郡佐那阿内村の式内御間津比古神は疑ひもなく此神であると、御間は皇孫のミマの意である。後世の三間は其裔乎。

吉田博士は論じて疑ふらくは大己貴命族類の神なり其は新撰姓氏錄に長公は大奈牟智神の子事代主の後と見へ續日本後記三代實錄等によるに長直世々本國勝浦に住する事みも勝浦と本郡（名東）と相接近して此郡中に大御和神多祁御奈刀瀨神の社あるも其の由縁あればなると云へり。

按ずるに長國造が山雲神の出なるに於ては、なほ疑ふ可き様もない様である、且大化以降國造は大

抵郡司に任せられたるに古史中郡領長公長直の名あるは之即ち此神の裔と推定せしめ得る次第である。

但し茲に舊事記國造本紀を以て全然疑ふ可きものとする學者がある、乍然私は思ふに之其學者の偽書としてとらなかつたのは其學說に誤謬のプロパピリチーを成可く無らしめんとした迄である。舊事記にせよ國造本紀にせよ幾分か信ず可き材料に依て編せられし部分がないとも云へぬ、之私が粟國造長國造を敢て國造本紀などに依て記すをいとはない理由である。

#### 第四節 國造時代の變遷

##### A 總說

國造は上述の如く或は成務或は應神の御宇に定まりしが事實は神代からのものと信せられる、而て神武天皇より皇極天皇に到る約一千三百餘年の間何かと史的變遷があつたのであるが史料頗る少く、茲にはほんの幾微か記す事が出来ぬ。

##### B 大倭欠史時代

神武（一一七六）即位し給ふや功臣を封じ又は神代以來の伴國造の本領を安堵し給ふた、或は天宮命をして天日鷲命の子孫を率ひ豊土を阿波に求め更らに安房に移つらしめしむ此帝の二年の頃の事であつた、其後凡そ五百餘年の間は所謂大倭欠史時代であつて以て崇神（五六四—六三二）の御宇に到つ

た、

○ 埴安妃及伊香色雄命

勝浦郡中津村に延喜式内建島女神社があり開化(五〇四―五六三)の妃(或は孝元の妃)を祠ると云ふ、果して然らば河内青玉の娘にして、妃となり武埴安彦を生んだ方であることを、安彦は崇神(五六四―六三一)の時反して誅せられたが彼の田所であつたのである乎、乍然私はむしろ神代の神波邇夜須比賣即ち大宜都妃には母なる方を祠つてある所と思ふ。

崇神天皇は中興の英主であつた、五年(五六九)天社國社を分ち次で四道將軍を派し十二年(五七六)男女に調役を科し男は弓<sup>ユキ</sup>射の調女は手<sup>タテ</sup>末の調を責せしめた、之税制の初めである、而て之等改革の議には物部連の祖伊香色雄命ありて参じてをうたのである。

麻植郡桑川村に延喜式内伊加加志神社あり同郡山崎村には式外なれど同く伊加加志神社あり、共に伊香色雄命を祀つてをる。

阿波郡郷土谷に宮居せる神ありて河畔に梅林をつくり給ひ自ら慰みておはせしに、開化帝の御宇伊香色雄命と云神日吉谷に宮居し給ひし頃梅林を東西に分つたと云ふ傳説が同郡林村にある、畏らく命の田所があつたのであろふと信ずる。

さる程に垂仁(六三二―七三〇)の御宇には内政改革の反動として、狹穂彦の亂(六三七)ありしも、程

なく收まり、景行(七三二―七九〇)の御代には外に國力を伸ばし東征西伐遊ばした、彼の日本武命も此時の御方である。

D 阿波君長田別命

景行天皇天下を治すや、多くの皇族を諸國に封じ給ふた、舊事記に依れば、日本武命の御子長田別命は此時阿波君となり給ふたと云ふ事である、長田別は又名方別の意乎。

此の事は紀記には書いてないが他の皇族なる神櫛別の讃岐國造五十香足彦の讃岐公武卯王の讃岐綾君十城別の伊豫別稻背入彦の御村別(伊豫)なるをみても間違はない様である、加之名西郡石井村に白鳥神社あり日本武命をまつり、式外なれど由緒あればにや貞觀以降屢々贈位の義もあり、附近に宮田と呼べる神領ありて古來埋葬を禁せるなど、畏くは阿波君の宗祀とみゆ。

されば長田別命は此のたうを領して「君」政治を累代傳へて居たのである、尙少し注意す可きは從來粟長と云ひしもの初めて阿波と云へる點である。

E 阿波佐伯部の祖

往古は生齒稀薄なりし故類に生口の移入を行つた、阿波國掌大の地も人口少かりしが景行の十五年(七四六)日本武命が東征に於て俘虜とせしアイノを阿波に分置した、曰く。

「茲に神宮に奉りしゑみじ等なりとよもして出入禮なし……仍て御諸の山の畔に置かしむ忽ち悉く

神山の木を伐て隣里に泣き叫び人民ををびやかすと、天皇之を開き群郷に詔して此をみじは本より  
歡心あり中國に住はしめ難し故に情願のまゝ邦畿の外に班たんを是今の播磨讃岐伊勢安藝阿波凡五  
國佐伯部の祖なり』(日本紀)

當時阿波てふ國名となり居りしを思ふ可く又邦畿の外の取扱を受けて居たのを知る、之等分置の  
イノの蹟は姓氏錄にも徵證あり、又地名にては播磨にゑみじ郷がある外は不明である、久米博士は山  
中にアイノの住む可しと説いたが山中のみならず河畔にも居りしならん乎、勝浦郡生日奈村は前に生  
夷と云つた、之アイノの俘虜を置いた所である。

今の所謂穢多なるものは往昔の賤民陵戸などに俘虜などの子孫であることを、最も後世好んで此部落に  
入つた名家の遺裔もあるをし流民の末もある

F 國郡制置

成務(七九一—八五〇)は先朝の餘烈を承けて國郡制置を斷行し給ふた、日本紀に依りみるに「諸國  
に令して國郡を以て造長を立て縣邑には稻置を置き橋才を給ひて以て表となさしむ則ち山河を隔て、  
國縣を分ち阡陌に従ひて以て邑里を定めしむ」云々と。

思ふに阿波各郡も大抵は此頃迄にかばろに分かたれ居たりしものならんか試に地圖に依り地勢を按  
じ郡界を察するに盡く地理に適當し山河を隔て云々の率爾ならざるを見るのである。

蓋帝の國郡制立は國司郡司の爲めとなす思ふに國造別稻置縣主等を換稱して國郡制立となりしを云  
ふものなり、されば從來の造別縣主は依然たるのみならず、舊事記によれば長國造は此御宇に定め  
られた。

G 大陸の文化(上)

仲哀(八五二—八六〇)の皇后息長足妃の三韓を征伐(八六〇)してより高麗百濟新羅任那の人々  
日本に多く来て日本の文化も大陸の影響を受けた、應仁(八六一—九七〇)の御宇漢學渡來して皇族  
より貴族士人にも漸く及び來た、又此御宇に粟國造は定められた。

かくて前代成務帝の國郡制置に仁德(九七三—〇五九)の難波朝廷殆置諸郡(類聚國史國造の條)  
と實現し、履仲(一〇六〇—一〇六五)の三年諸國に史官を置くに到り内政益整ふをみるのである。

H 履仲帝の行幸と阿波國脚咩別

履仲帝の五年(一〇六五)の條に曰く、  
五年春二月癸丑朔獅魚磯別王の女大耶妃高鶴妃をよび右宮に入れ並に嬪となす。

二嬪常に歎曰く『吾兄王何處に去る耶』と天皇之を開き問ふて曰く、

『汝何をか歎息するや』答て曰く、

『妾が兄鸞住王人と爲り輕樵是に依て八尋の屋を馳越て遊行し既に多日を経て面言を得ず故に歎く

耳と。

天皇其の強力を悦び之を呼ぶも來らず又重ねて呼ぶも來らず恒に住吉の邑に居る是より以來廢して求めざらき。

是讚岐國造阿波脚昨別二族の始祖也

(日本紀)

獅魚磯王は景行の皇子神櫛別の子で鷲住王は其長子である、脚昨は穴喰である、或は又阿喰でもあろふ、私は兩者を併びとる、其遠裔は土佐の元木野根兩氏となつたと云ひ古祠もあれど、詳に知れぬ、讚岐には稜歌郡坂元村に力山大明神あり、命を祀り後裔高木氏ありと云ふ事である。

さて此時に履仲天皇は親く阿波に臨幸わつて鷲住王を求め給ひし様である、播磨風土記によれば伊射保和氣命即ち天皇は阿波國和那佐に行幸遊し貝味を賞し給ふたと云ふ、和那佐は今の海部那佐の港であろを。

I 海人男狹磯

履仲に次で反正(一〇六六一一〇七二)立ち給ひしが記す可き事もなく、允恭天皇に到つて姓氏を撰み給ふたが此時粟長氏は頗る繁昌して居た様である。

允恭(一〇七三一一一二三)の十四年の條に。

秋九月天皇淡路に狩す。

時に麋鹿猿猪莫々粉々山谷に充つ忽ち起きて蠅亂し終日以て一獸をも得ず是に於てトす

島神之に當りて曰く「獸を得ざるは是我心なり赤石の海底に眞球あり其球を我に祀らば則ち悉く當に獸を得可しと。

爰に所々の白水郎を集め以て赤石の海底を探らしむ海深ふして底に到る能はず。

唯ひとり海人男狹磯と云ふ是阿波長邑の海人なり諸々の海人にすぐれたり。

其者胸に繩をつなぎて底に入りしはして出て曰く「海底に大蝸あり其所輝く」と

諸人皆曰く「島神請ふ所の球是の蝸の腹にあるか」と又入りて探らしむ。

爰に男狹磯大蝸を抱きて浮び出す乃ち息たへて死す。

既にして繩を下し海底をはかれば六十尋即ち蝸をさく實に眞球其腹中にありて其大さ桃子の如し。即ち島神を祭りて之を狩するに當り多くの獸を得たり唯男狹磯海に入りて死するを悲み乃ち

墓を作くりて厚く葬る其墓今存すと云ふ(日本紀)

阿波長邑に就ては長國を云ふものなりとすると、板野の里浦を吾長村と云つたと云ふのと二説がある、私は長國説をとる、實に長の特産は海産物で潜水女之を取るを常として居たのである、従て男狹磯は美しい南海の汐にそだつた海女であつた、波を出て來てあの長い長い悲壯なベースの呼吸をして而

して冥目した美海女の様が思われる、されば後人之より假託して諸曲「海人」あるに到つた。

男狭磯の墓は今三説ある、(一)板野里浦のアマ塚、(二)淡路繪島の小塔、(三)明石月浦山無量若等寺境内である、私は里浦は里の海人の本據であり長村と昔云つたを以てアマ屋敷があるのでアマ塚かと思つたがアマ塚は後世俳句者流の加へた稱呼にすぎず、里の海人と長邑の海人とは關係がないと思ふからとらぬ、又淡路の繪島のは兵庫の人柱に立つた少年の墓だとも云ひ岩上に石塔を置てあるだけであつて其石塔が五輪塔であるから信せられぬ、ひとり明石にゐるのは同寺境内月見の松と云ふにならびて立てる松の木の下に怪くも荒れ果たる墓ありて男狭磯の墓と云ひ傳て居る、之が中でも信じやすき方である。

#### J 大陸の文化 (中)

安康(一一一四—一一一六)は御世極めて短かく、雄略(一一一七—一一三九)は大に海外の織女を呼んで諸國に分かれた、清寧(一一四〇—一一四四)、顯宗(一一四五—一一四七)、仁賢(一一四八—一一五八)、武烈(一一五九—一一六六)等の世は引き續き支那朝鮮の人歸化するもの多く、彼地の文物も地方に迄散布されたのである。

麻植郡西麻植一帯は往昔吳島郷とて所謂吳服部の居りし所と云ふ事である、其他地名で喜來上喜來向喜來など云ふは皆のかりのあるのであつて、既に延喜頃の戸籍断片には服部の氏もみへる、當時の

狀勢よりせば之等もほゞ疑なき所である。

#### K 阿波屯倉

繼體(一一六七—一一九二)御宇より蘇我氏と物部氏が政權を争ひ益々激烈となつた、乍然皇室は益々榮へた。

安閑(一一九四—一一九九)の二年阿波屯倉を置いた、之は上古國律造別縣主等が公とも君とも首とも直とも稱へ其民其地を領し居りしに反して、直接皇室にかゝはり御料となつて居たのである、其跡那賀郡羽浦字宮倉にある、之も又皇室繁昌の一例である。

#### L 大陸の文化 (下)

其他の變遷は史上徴すべきものはない只中央の史實より推して云ふ外ない、京師と阿波は殆ど一葦帶水也へ大した無理でもあるまいと思ふ。

即ち安閑の後宣化欽明敏達用明崇峻推古欽明皇極(一一九六—一二三〇四)の約百年の間に、欽明の十三年(一二二二)に百濟から佛教が初めて渡來した、但之より先から歸化人などで佛教をもたらした者はあつた、かく新宗教を信す可きや否やに就て蘇我物部氏の争激しく遂に物部氏は亡ぼされた、而て佛教は國教に準せられた。

聖德太子は此頃つとめて佛教を信じ給ひ其教によつて政を遊された、憲法十七ヶ條の如きは其趣旨

に於て卓越なる世界最古憲法の一である。

蘇我氏は物部氏を亡してより頗る專權であつたが入鹿に到つて中兄皇子中臣鎌足によりて打亡され、之やがて國史上から云へば氏族制度の崩壊を意味する、即ち郡縣制度の要あるに到つたのである。かくの如きは一波又一波輪紋を講き重ねて地方の歴史に影響したに違ひなし。

M 結 論

以上説き來つて私は私達の祖先はアイノ及びコロボツクルなどに支那朝鮮の血をも融化する世界的優等種族なりしを知るのである。

(附) 有史以前の遺物と遺跡

(一) 先史時代

(イ) 遺物 石器土骨牙製品染料粘着物燃料食物などでありますが石器が主であり、阿波の石器發見地名は先に記したから今南海道六國の發見地數を記しをく。

- 紀 伊 二 淡 路 三 阿 波 四
- 讚 岐 三一 伊 豫 五 土 佐 五

(ロ) 遺跡 貝塚及び遺物包含層である、貝塚は海濱に居りしものが肉を食ひて捨てたる貝塚で、乙は其の貝ばかりでなく諸物を捨てたる蹟である、阿波には兩者共未發見である。

(二) 原史時代

(イ) 遺物 土金石木製品の内特記すべきは曲玉管玉劍鏡埴の如きものである、阿波でも其發見地十二以上に及んで居る、就中板野郡檜の古墳から出た古錢には唐の玄宗皇帝の時鑄たる開元通寶を澤山出したと云ふ、之當時の支那貿易と阿波との關係を暗示するものである。

(ロ) 遺跡には都邑墳墓塚穴製陶所其他建築物等である、之には地名だけ知れるものと、遺蹟に依て知り得るとある。

都邑には先ず國造別君縣の所在をわけ。

粟 國 造 阿波郡郡村

長 國 造 勝浦郡

天 小 路 別 板野郡高崎村

別 美馬郡脇町

縣 勝浦郡中郷村

其他古祠の所在は必ず部落のあつた所とみてよく、撫養小松島橋などの港は昔も海人の船つきとたのんだ所であることを、吉野川那賀川の河口や其河岸の五里每位には小都邑が成立したのである。

古墳 其の構造は高く土を積上げ内部に石棺をおくものあり、然らざるものあり、副葬品を有するものあり、非るものあり、阿波にも澤山発見せられた。

横穴は穴居説と葬坑説とあれを未決である思ふに両方であることを。

塚穴は阿波に十五六ヶ所は発見された、板野郡に数多きは注意す可きである、殊に犬伏村の塚穴は同村諏訪祠の背なる雑木林の丘陵の西邊にあり、入口は廣く中程は狭く奥に到りて廣し即ち長八米幅二米高二米半乃至二米あると云ふ、又勝浦郡芝生村にある塚穴には室内に窓を開き柵を設けて一異例をしてゐることをである。

製陶所の所在は阿波にきかぬが左記の如きは長く其所と思ふ。

名方郡埴土郷

名方郡土師郷

美馬郡曾江山 (陶の山) ?

麻植郡土器谷

(ハ) 発見地名數表 今原史時代遺物遺跡発見地名書により試みに先ず四國よりみますと、次の如くである。

地 方	古 墳 塚 穴	横 穴	石 棺	遺物発見地	合 計
阿 波	一五	一五	九	一一	五一
讚 岐	四二	一五	五	三	六五
伊 豫	三四	一	〇	六	四〇
土 佐	三六	四	〇	四	四四
合 計	一二六	三五	一四	二五	二〇二

次に阿波の発見地名を紹介します、之は皆藤川島井香川原田長谷川河野玉置八木曾木中井永井若林氏等の報告によるのであります。

徳 島 市

大 瀧 山 (八阪神社) 曲玉管玉祝部土器

勢 見 山 塚穴古鏡二古銅器一

観 潮 院 山 石棺人骨土器太刀

名 東 郡

加 茂 村 (庄山) 石棺朱太刀

藏本村 曲玉  
 名東村(地藏寺山) 石棺太刀  
 國府村(矢野神山) 土器金屬石棺  
 八万村(七ツ山) 石棺祝部朝鮮土器  
 下八万村(市原) 祝部土器  
 同村(妙見山) 古墳祝部土器朝鮮土器  
 塚穴祝部土器  
 佐古山 塚穴祝部土器  
 勝浦郡  
 小松島村(芝生) 塚穴石棚祝部土器朝鮮土器  
 津田浦村(津田山) 石棺朱太刀鏡  
 丈六寺 石棺朝鮮土器  
 千代丸觀音堂 石棺劍二刀一銚一矢根二玉若干  
 那賀郡  
 羽浦村(宮倉) 古墳一  
 大野村(下大野) 祝部土器

下大野村(八貫) 銅鐸一  
 名西郡 祝部土器  
 神領村  
 板野郡  
 堀江村(池谷) 塚穴祝部朝鮮土器古墳素燒  
 大谷村(數個所) 塚穴(高環)祝部土器等  
 板西村(大寺) 石棺土器太刀朱鏡石製物  
 大寺(青塚) 古墳塚穴  
 板東村(平草) 塚穴刀劍曲玉鏡陶器銀環  
 板東村(板東) 古墳群形槲朱鏡土器甕鐵等  
 檜村 古墳槲古錢曲玉管玉琥珀硝子玉祝部土器  
 松島村(引野天神) 塚穴曲玉管玉銅鐵陶器  
 大麻村(大麻山麓) 古墳群集  
 引野山(白塚) 古墳群集  
 楠木村 古墳群集





一宮神社 一宮 大宜都妃式内なり  
 宅宮神社 八萬 意宮門麻妃式内なり  
 天岩門別神社 佐那河内 海神式内なり  
 御間都彦神社 同町 觀松彦色止命式内なり  
 大御和神社 府中 事代主命式内なり  
 和田神社 府中 海神  
 和氣神社 高崎 天小路別祠なり式内  
 海宮神社 高崎 海神なり海直の遺廟乎  
 粟島神社 庄 少名彦命祠元阿波郡柿原村にあり  
 椎宮神社 藏木 木花咲耶妃を祠る山神なり  
 名西郡 大宜都妃命式内名神大天石門別八倉妃祠今縣社  
 杉尾神社 入口 阿波君の祠乎  
 白鳥神社 石井 式内建御名方命  
 名方神社 浦庄 天は彦火出見命を祀るが後晉我氏の社たり  
 晉我石井社 石井

天目一神社 高志 天平以來所祠と傳ふ天目一命  
 大粟神社 神領 大宜都妃命一宮元祠なり大粟山古傳あり  
 船盡神社 石井 船盡妃神  
 不 明 廣野 速秋津妃神  
 不 明 神領 埴生女屋神  
 板野郡 大麻神社 大麻 式内名神大天日鷲命津咋見命今國幣中社なり  
 鹿江妃神社 大麻 式内なり草の神なるか  
 粟井神社 島田 天太玉命大宜都妃命  
 葛城神社 北灘 蓋し一言主命  
 岡上神社 大寺 大宜津妃か、式内なり  
 宇志彦神社 堀江 宇志比古命百濟宇志か  
 阿波郡 事代主神社 伊月 伊月はいつくなり式内  
 杉尾神社 土成 大宜都妃なるか

杉尾神社 香美  
麻植郡

建御名方命と云ふ式内

不 明 牛島

天水沼門彦天水塞妃命或曰景行皇子國乳別式内

中内神社 西尾

秘羽目神足濱目門妃式内なり

日人命神社 桑村

伊香色雄を祠る又曰伊加々志社式内なり

村雲神社 山崎

天村雲命伊自波屋妃元式内二座なり

日鷲神社 同

元の名神大忌部社なり式内

劍 神社 木屋平

蓋し忌部神今は安徳帝荒雄命

種穂神社 川田

天日鷲津昨見天太王長白羽の四神

東宮神社 中村山

天照大神

高越神社 川田

伊册那岐命

岩戸神社 山崎

天太玉手力雄命

伊加々志神社 同

伊香色雄

音山神社 同

素蓋雄命

白柳妃神社 同

伊册那美命

若宮神社 山崎

手力雄命天太王命

久牟師神社 同

大國主命

村具手神社 同

或は天日鷲命か

美馬郡

八幡神社 脇町

元伊册那岐命祠天文中より八幡となる

三頭神社 貞光

荒雄命大山祇命

倭大國主神社 重清

大國主大國敷二神の祠にて式内なり

忌部神社 端山

天日鷲命尙附近八百神社太王社あり

蜂窠神社 同

不明

石堂神社 一字

不明

劍 神社 祖谷

荒雄命と安徳天皇

粟枝渡神社 同

安徳帝應仁帝をまつる但元は忌部神か

八幡神社 同

應仁帝

古宮神社 同

木花咲邪妃

莊明神社 拜原

瀧津妃なり式内

龍王神社同 瀨津波能妃神式内也  
 北莊神社同 埴山妃式内なり  
 伊册那美神社 口山 式内祠なり  
 八十子神社同 不明なり但式内  
 大田神社 大田 不明  
 母御前神社 貞光 不明  
 稚子御前神社同 不明  
 蒼御魂神社同 大宜都妃か  
 建 神社 重清 不明  
 不 明 同 天津賀佐彦命長くは尊縫忌部の神か式内也  
 國主神社同 大國主命か又は特別の國主  
 后 神社 半田 不明  
 大麻神社 元咲 天日鷲命  
 三好郡 事代主命式内  
 鴨神社 加茂

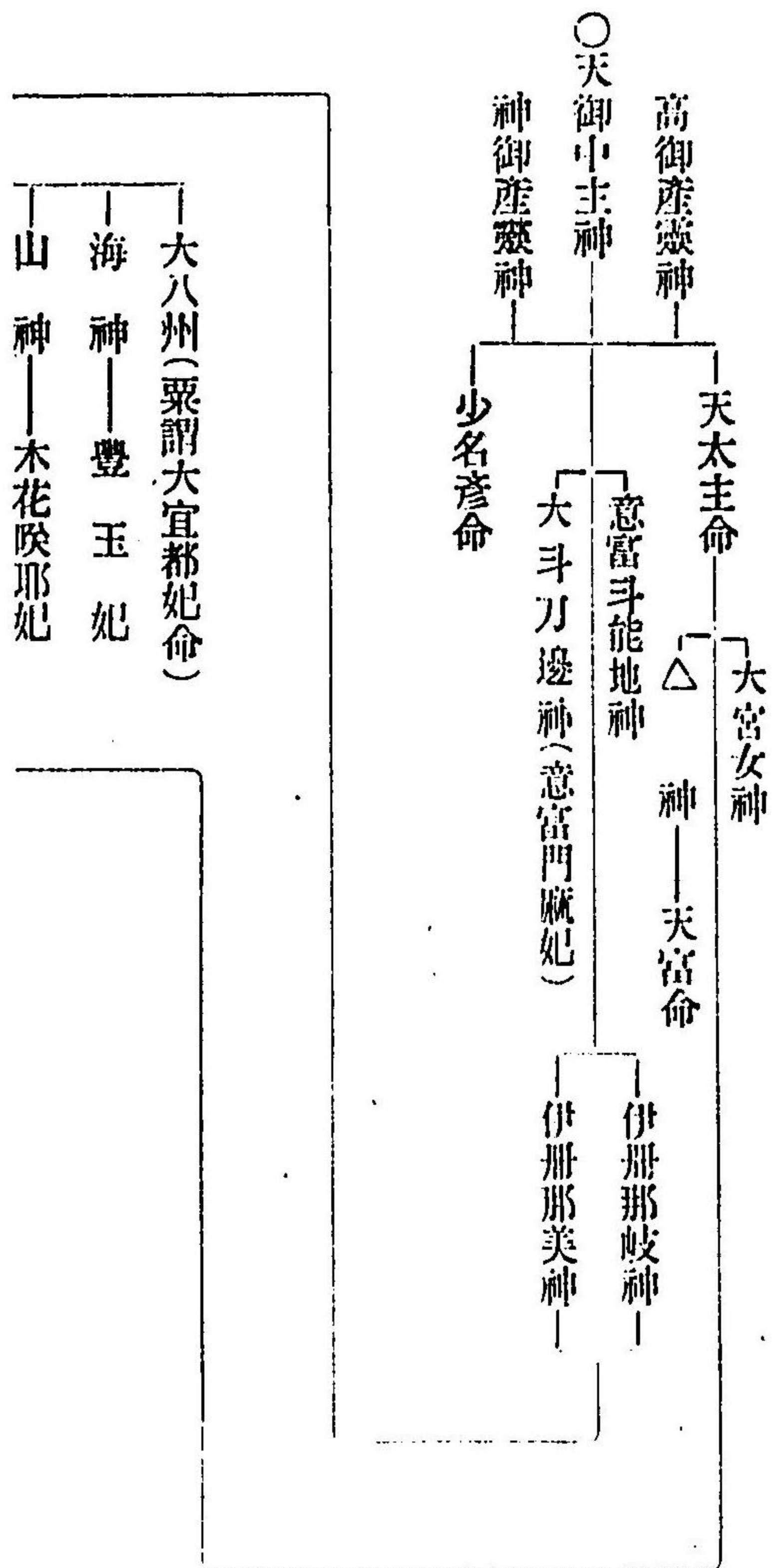
横田神社 晝間 大宜都妃命式内  
 天橋神社 不明 不明式内なり  
 勝浦郡 泣澤妃神式内  
 速雨神社 多家良 事代主命式内  
 蛭子神社 生比奈 何神なるや知らず式内  
 御縣神社 中郷 埴安妃  
 中津峯神社 中津 大國主命式内なり  
 勝浦神社 西須賀 字母理彦式内なり  
 不 明 不明 山方彦式内なり  
 不 明 不明 朝多知彦命  
 日峯神社 中田 市株島妃少名彦命  
 那賀郡 賀志波妃命海神ならん式内  
 津峯神社 谷島 建妃式内  
 不 明 寶田

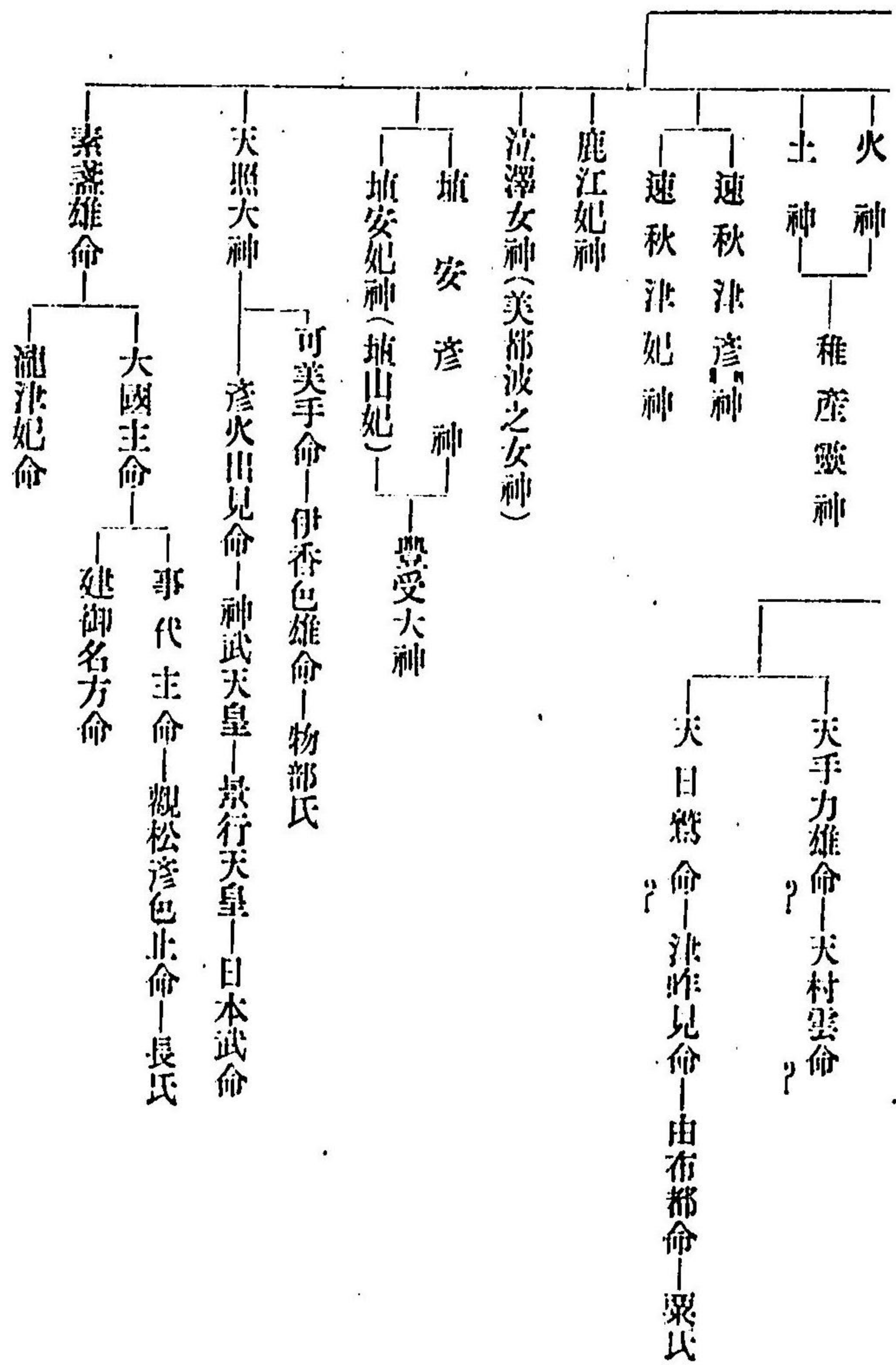
和耶神社	羽浦	何神なりや不明式内
八銚神社	長生	大國主命
粟島神社	富岡	大國主命
後世神社	福井	瓊妃
瓊神社	新野	室妃
蛭子神社	我食	事代主命
海部郡		
八幡神社	大里	和那佐意富神也式内
大山神社	穴喰	鷲住王と云ふ
不明	不明	宗奈爲神

以上を以て國內の古社は殆どつくした、蓋し古祠は一は環狀部落の中心となり一は沿道部落の又點となりをつたので其新古によりて發展の跡を探るも必ずしも不可能としまし、私は依て我が日本族が大八州經略の頃大宜都妃の族最も盛へて吉野下流により上流には既に山雲神が居り中流には忌神神が居りしと思ふのである、而て那岐那美の天下を治しめすや別を今の脇わたり迄も進め置たと思ふ、夫から山神や海神も來て據り神武東征の後忌部神の多く入るや粟は此の族に長は山雲神の族に大方占む

る様になつたのであらふと思ふ。

而て茲に注意す可きは美馬郡所在の大國敷祠である既に美馬即ち皇孫と云ふからは神の御末なるは勿論であるが、既に已に遠き頃より國つ神として大宜都妃よりも先に榮へた神であるまいか、式内ではなけれど大田神社母御前神社稚子御前神社國主神社后神社及び式内の天津賀佐彦祠建神社八十子神社などは深く研究一番するの價値ある様思はれる、終に簡短なる神譜を記して置く。





### 第三編 王朝時代

### 第三章 國司時代

#### 第一節 總說

歴史が正當に研究の對象とするは有史以前である所の石器民族や神話民族ではなくして研究の材料一通り整へる有史以後の歴史である、我國の有史以前以後の界は古事記乃至日本書紀の世に出でし時を以てすれば尤も文字通りの意味に適合するが私は之を孝徳天皇の御即位前後を以てするを妥當と信ずる。

却説、有史時代を政權の移動より觀察して王朝(二三〇五—一八四五)の五百四十年間、武家(一一八四—一二五二七)の六百八十一年間、明治(二五二七—現代)の約四十年間とする、今私は本編に於て王朝時代の郷土史を一瞥したのであるが、王朝時代も孝徳天皇の大化改新より豊崎滋賀津見原奈良平安の諸朝を通じ紀剛張り諸政あがりし國司時代と、諸豪族起りて私に權勢を收めんとせし豪族時代とに分けて説くを便とするのである。

且同じく國司時代にて新制の制定期たる諸朝と、之が實施期たる奈良朝平安朝の盛榮時代とは別にし得るのである。

## 第二節 新制々定期

### A 大化改新

孝德(一三〇五—一三二四)の二年大化改新の詔が出た其要旨は(一)土地人民を公有とし(二)班田法によりて人民に分ち(三)租税の率を定め(四)地方に國司を置き(五)中史に八省百官を設けたるが如きである、但道般の大改革は一片の詔勅で忽ち南陲の僻地に行はれたとは思へぬ、漸次實施の機運に向つたのであらう。

元より此改革は國史上の一大事實であつて支那文明を咀嚼せる青年の皇族と貴族との計畫は次第に實現した。

### B 阿波廣純

大革新により内政は整ふたが外政は都合あしく、齊明(一三二五—一三三二)の六年從來服屬の百濟は唐及び新羅の爲に犯され僅かに王城を保ちたる將軍鬼室福信は援を乞ふて來たから天皇親く兵を以て西海に進ませられたが俄かに崩御遊ばした、それで今迄帷幄の樞機に參せし中兄皇子は即位した之即ち後に天智(一三三二—一三三九)と申奉る天皇である。

天智帝の六年大軍を送り大に白村江に破れ三韓は永く日本をはなれたのであつた此時南海の水師陸

兵を徴し用ひしは疑なき所であるが、大伴實記に記す所に依れば當時阿波君長田別命の裔阿波真人廣純彼地に軍したと傳へて居る。曰く

「ひかし百濟の福信といも者の乞ひに應じ數多の人数を募る時阿波國々司阿波真人廣純五百の軍勢を率ゐて彼地に到る云々」

但改革前にも國司はあつたのであるが真人の爵は天武以前には無つたのである、尙私は大伴實記の史的價値に就て詳く極め得ざるを遺憾とする。

### C 庚午年籍及び壬申の亂

天智天皇都を滋賀に移し學校を建て律令を修し戸籍を調査せしめた、戸籍は帝の九年(一三三二)に行れしもの故庚午年籍と云ふ。

却説從來の如き大改革に有勝なる大反動は天智帝の崩御と共に起り、弘文(一三三二—一三三三)帝は自ら縊れて失せ給ひ、天武(一三三三—一三四六)即位し給ふた、之壬申の亂である、之は即ち進歩黨に對する保守黨の勝利であつたが、一旦入り來りし大陸文化の影響は到底止むを得ず、爾後數代の朝廷は律令制定に之日も足らなかつた。

### D 南海使者

かゝる世に動搖するのは地方の例である、故に帝の十二年(一三四四)伊勢王をして天下を巡行して

諸國の境界を限分し給ひ、十四年(一三四六)には使を諸道に派して國司郡司百姓の消息を尋ねしめ給ふた、其使に立つた路止見は直廣參の位を添はして居た、判官史各一名を従へて巡見した、彼後ち持統の世に饗新羅勅使となつた、蓋當時の秀物であつた。

E 佛 教 傳 來

阿波に佛教の入つた初は此御宇であつた様に信せられる、麻植郡高越寺縁起には天智の御宇役の行者開基の説もある、那賀郡隆善寺勝浦郡丈六寺僧に白鳳中の草創と傳へて居る、殊に隆善寺の古瓦は明かに之を證するものであると云ふ事だ。

且天武天皇は佛教を諸國に廣めんが爲佛像佛教を備へしめ給ふた、次で持統天皇の御代にも同じ御はからひであつた。

F 伊 豫 總 領

持統(一三四七—一三五五)の三年田中法麻呂を伊豫總領に任じた、由來總領は後の按察使の如く伊豫の外に阿波讃岐土佐をも管する性質のものである、後元正帝の頃高安王が伊豫守にして餘の三國を管したのも其の如かりであるまいか。

又此年按察使を派せられたが南海道には何人の命せられしや不明である、只累代地方政治に朝廷の腐心せられつゝあるを看取するのである。

G 大 寶 令 律

(一)緒言 文武(一三五七—一三六一)の御宇に到りて歴代の大業なる大寶の律令が成就した、今之に依て其時代の狀況を思ふも宜敷かるを、さて大寶令律の令は法制にて律は刑法である、先ず令により官制をみれば中央には上に神祇太政の二官あり、諸省之に屬し臣納言辨史の諸官之に當る、而て地方と特に關係ある者は民部省である民部省は主税主計の二寮があつた。

地方は國造のかはりに國司置かれ郡司郷司之に屬し國學軍閥等を設けられた、但太宰府の制は特別の官制であつたのである。

律に就ては多く云ふ要をみなす。

(二)國 政治上の便より(一)阿波は他の五國と南海道に編し(二)官吏通行の繁閑により小路となし(三)京師への遠近により中國となし(四)國勢の如何により上國とした、之は延喜式にも規定せらるれを蓋し大寶中よりのものである。

(三)郡 五十戸を一里とし四里以上を中郡とする、阿波諸郡は皆中郡であつた、蓋し郡里の成立擴張減退は頗る漸進的のものであつたので今延喜式和名抄により全里數を計算し戸數少くとも二千以上なりしを推定するも不可なきを思ふのである、但當時の一戸は所謂大家族制の一戸であつた、又阿波北方一二五六七條東條西條の地名あるは當時沔里の跡である。



(四) 國司 國司は其國により員數官位に差がある、阿波は上國だから守一人從五位上介一人正六位下掾一人正七位下又從七位下目一人從八位上又從八位下博士一人醫師一人學生四十人醫生三十二人史生三人であつた。

大體の事務は(一)福祚(二)戸口(三)觀業(四)褒貶(五)訴訟(六)收税(七)武庫(八)驛傳(九)牧場(十)僧尼に關する一切であるが。尙戸令によると(一)一年一回國內を巡視して百歳以上の人を訪ね(二)冤枉を申理し百姓の疾苦をなだめ(三)倫道をすゝめ(四)善行者を賞し悪行者を裁し(五)郡司を監督考課する等を司つたのである。

而て守は總括し介は輔弼し掾目は命を享けて文案を審書し或は非違を察し又公文を讀申するのであつた、之を四部官と云ふ、其居る所は國府或は國司廳と云ひ又府中の稱もある醫師醫生博士學生史生は國司に附して其の專なる所に任じて居たのは勿論である。

阿波の國府は名東郡府中村である近時其廢趾から礎石古瓦を發見したと云ふ。

(五) 郡司 郡司は中郡ならば大領外從八位上か小領外從八位下か其下に主政一人主帖一人あつた、郡司は部分の才用ある者を任じ才用同じき時は先ず國邊を撰ぶ其旨とする所大少領は性識清廉にて時勢にたもる者主政主帖には強幹總敏にて書計に巧なる者を撰ぶのであつたのである。

阿波諸郡の郡司の趾は不明である、僅かに阿波郡土成村に郡村の字あり、美馬郡に郡里村があり、麻植郡に郡の山<sup>コノ</sup>があるばかりである。

(六) 國學 上國の國學は博士醫師各一名を置き學生四十人醫生八人を定員として主として郡司の子弟を教育し數に充たぬ時は庶人をも許す、教授の目的は官吏養成で方法は暗誦主義で科目は明經紀傳法算の諸道及び書學醫學針按摩呪禁藥草等であるが程度は極ひく、國學生にして二經に通ずるも大學に入るには考試を要した。

學生は總じて優遇せられたが例の試験は日次年次にあり國司所問に答へて七點半なるを及第とし八點なるを太政官に上申し貢人と稱する、九年の後貢學にたへぬと退學させられた。

兎に角國學は一國文教の源泉であつて先聖先師を祀り春秋には釋奠を行つたのであるから、儒教の漸次民族性に融合して行た事は疑はれない。

阿波國學の所在は國府であつたかと思はれるが確かでない、那賀郡學原麻植郡學などは長氏忌部氏の私學の趾であるを。

(七) 軍團 軍團の編成は斯である、兵士五十を隊と云ひ隊正率ひ二隊を一旅と云ひ旅帥之を率ひ、二旅を一尉と云ひ校尉之を率ひ二尉以上を軍團となし大少教之を統率する、故に一軍團は約八百名以上であつて之等の内兵士三分一をとりて一年交代に京に上番せしむる之衛士である、又二年交代に邊境に送る之防人である、衛士防人は隔日に操練をする國にある者は屯田兵の如きものであつた。

阿波には名方團あつたと云ふ事である。

(八)班田法 果して全國一齊に且尤も規則的に行れしや否やは寧ろ疑ふ可きものであるが追々實行された事であることを、其法は收公の土地を人民に分與する方法である、即ち人六歳となれば男子に田二段女子には一段と百二十六歩を給し六年毎に戸口を調査し死亡者は之を收め成年者には之を與ふる仕組であつた。

(九)租庸調 租税には三種あり一段成實の白米二石五斗を目安とし其二十五分一を納めしむるものを租と云ふ、此率は後代漸増した。

又土産の物貨を定尺定量貢進するを調と云ひ、凡そ二十歳より六十歳の間毎歳十日の公役に従ふ之を庸と云ふた、庸役の出来ぬ時は一日布二尺六寸の割合で換納するを得る。

而て諸税は里郡近きに從て合せ國司之を領し京師に輸するのであつた。

(十)實施 大寶令律は大寶四年(一三六〇)に完成し翌年之を天下に公布され次で博士を諸國に遣して新法を釋解させたのであつた。

H 第二南海使者

蓋しかくて政況一變してしまつた、後養老の修定ありしかど大體に於て變ずる所なく行れた、文武の七年(一三六三)小野馬養に南海道使者を命じ錄事を伴ひ政績を巡省して宛枉を申理せしめ給ふた、之長くは同令施行後の狀況を視察せしめたるものであつた。

却説茲に特記せんとするは其頃文武の一(一三五七)六(一三六二)八(一三六四)年の如く饑饉があれは必ず朝廷より賑給せられた事である、皇恩の優渥なる養誦の要はなけれを私共の祖先にかゝはる事項であるから特記と云つた。  
之で本節を終る事とする。

第三節 新制實施期

第一款 奈良朝

A 總説

律令大成して正に實施せらるゝや威儀美觀共にそなはりたる新都の要がある、茲に於て元明(一三六八—一三七四)の帝都を奈良に遷し給ふありて(一三七〇)以來七代七十餘年咲く花の匂ふが如く盛り榮へたのであつた。

私は今之を地方史の側から少しく述べてみたいと思ふが今豫め年代と事蹟を表記すると次の如くである。

御字	天子	巡	按	使	國	司	事	蹟
一三六八 一三六九	元明							(一) 國司制の整頓
一三七五 一三八三	元正	一三八〇	高安	王				(二) 按察使制起る
一三八四 一四〇八	聖武	一三九一 一四〇四	大伴道足 巨勢島村					(三) 佛教の盛行
一四〇九 一四一八	孝謙	一四一四 一四一八	多治比木人 阿部廣人	一四一八	豐野篠原	在職中		
一四一九 一四二四	淳仁	一四二〇 一四二二	馬夷麻呂 百濟王敬福	一四二三 一四二四	菅生王 根井葛主			(四) 産業の繁盛
一四二五 一四二九	稱徳	一四二六	高向家主	一四二八	中臣常			
一四三〇 一四四一	光仁	一四三〇 一四三六	石上家成 多治比三上	一四三二 一四三七	大伴村上 大中臣宿奈磨	一四四一	藤原弓主	(五) 諸氏族の繁昌

B 國司制の整頓

阿波の國司にして史籍に於て最初に知らるゝは孝謙帝の世の豐野真人篠原である、乍然既に史籍に  
 養老一年（一三七七）讃岐以東の國司云々とみへ、八年（一三八四）阿波國司云々の條もあり、國司  
 制は既に已に整頓して居りしものと思ふ。

阿波國司廳の趾は名東郡府中である、府中は其昔は恰も太河の深津に注ぐ所にあつて地理的好地位  
 を占めて居たのである、豐野篠原以降奈良朝中に國司たりし者は次の如くである。

豐野篠原 天平寶字一年猪名部王姓豐野真人を給ふた其子孫であるを天平寶字二年阿波守  
 となり居り戸籍に就て誤る事があつた從五位に叙せられ神龜三年には治部大輔兼  
 甲斐守であつた

菅生王 天平寶字二年從五位下七年阿波守次で少納言中務大輔信濃守に歴任した、後寶龜三  
 年某内親王の事に依て裁せられた

根井葛主 備中介から阿波守となり後伊豫守となつた

中臣常 神護景雲二年從五位下にて阿波守であつた次で宮内大輔近江介式部少輔紀伊守等  
 を歴任した

大伴村上 寶龜三年從五位上にて阿波守であつた

大中臣宿奈磨 同五年從五位下にて下野守同八年阿波守となつた

藤原弓主〔同十年從五位下天應元年阿波守延曆元年右衛門佐次で伊豫介であつた鎌足公三代の子孫である〕

此間の事蹟は別に録すべきをみぬ、只人或は元明帝の詔「諸國郡郷名著好字」或は巡喜式の「凡諸國部内郡里等名並用二字必取嘉名」を以て粟長二國の阿波國となりしを云へど吾人は既に「阿波君」の名を景行紀に見た、思ふに粟長二國の合一は少くとも成務帝國郡制定の時にあるべしと信せらる、但桓武天皇延暦十二年の條に錢三十萬及長阿波國稻各一千束を河内交野郡百濟寺に施す（類聚國史、日本逸史）とも云へば普通には阿波長と呼稱して居たのであろう。

○巡撫使及び節度使

元明の御宇諸國に風土記を奉らしめた四國に於ては伊豫風土記の逸文があるばかり、阿波風土記の逸文も眞に断片が残つて居るが殆ど無いも同前である、又此御宇に桃文師を阿波に下して織物に綾紋を作る法を教へしめたのであつた。

元正の御宇となりて其四年（一三七九）に按察使を置き先に南海使者として路徒見小野馬養を遣したのを一の制度とし南海道按察使には伊豫守高安王に仰せ附け其所管の國司若し非違あらば則ち親く巡省し狀を量りて黜陟し部内清肅なるあらば美の最なるを言上す可きを命じた。

次で此制は巡撫使の制と更り天平寶字二年には國司交代を六年とし同時に其三年毎に巡撫使を遣す

事となつた、其後節度使の制ともなつた、南海使者按察使巡撫使節度使何れも職とする所は同一で奈夏朝に於ける地方政治の特色であつた、今之等の職に任せし人を列記してみよう

高安王

和銅六年從五位下養老四年伊豫守兼按察使たり後人臣に下り姓大原真人を給ひ位正四位上に到つた  
天武一長一粟柄一川内一高安一高田女

大伴道足

和銅二年迄讚岐守であつた天平五年參議及南海道使となり同五年右大辨に任じた  
巨勢島村（天平十六年從五位下にて南海道使であつた翌年從五位上に叙せられた

紀麻呂

天平十二年正五位下次で上に叙せられ式部大輔參議を歴任し十八年南海道鎮撫使となつた後民部卿神祇大副大宰師等に歴任した懷風藻に所詠あり詠日と題す曰く  
月舟移霧渚楓樹泛霧濱臺上澄流耀酒中沈去輪水下斜陰碎樹除秋光新獨以星間新還  
浮雲漢津と

多治比木人

天平十二年從五位下十五年天皇行幸に留守たり天平勝寶六年南海道使となる次で正五位上に叙せられ主計頭にも任じた

阿部廣人

天平寶字二年南海道使として録事を從へ民俗を觀察した此時國司は豐野藤原であつた

馬夷麻呂

同三年外從五位下典藥頭四年南海道使となつて民俗を觀察し校田に便したと云ふ

百濟王敬福

性放縱で細節に拘らず酒が好きであつたが清貧であつた政事の能力あり聖武天皇の殊に愛する所となつた天平中征韓の爲に三年を期して船舶を作らしめ天平寶字五年敬福節度使となり藤原田麻呂小野石根を従て四國中國の船百二十一兵一萬二千五百子弟六十二水手四千九百二十を檢定した乍然稱徳天皇の崩御の爲此事は中止された、一三六七に生れ一四二五に死んだ  
百濟王義慈—禪廣—昌成—敬福

藤原田麻呂

參議烏合の子である、性泰謙であつて佛典に通じて居た、南海道副使に任じ後諸官を経て右大臣從二位兼行近衛大將皇太子傳となつた

小野石根

天平寶字元年從五位下に叙せられ五年南海道副使となり寶龜八年遣唐副使たりしが彼地にて溺死した後屢々贈位せられた

高向家主

神護景雲元年上總守寶龜二年南海道使判官一主典一を從へた次で東山道使民部卿太宰大二造東大寺長官宮内卿内藏頭に歴任した

多治比三上

神龜七年從五位下南海道使次で長門守となり延暦十七年には主馬頭であつた以上は阿波ばかりに關せぬが記して置く方がよいと思ひかくはものしたのである。

D 佛教及國分寺

佛教の阿波に來たのは既に遠き前からである、只其盛行するに到つたのは聖武(一三三八—一四〇八)の國分寺創立の頃であると思ふ、抑も奈良朝以來佛教盛行して其感化影響は心的のみならず人

文を促進し經濟或は交通の状態を改善する機微の影響があつた、今此時代に建立せられたと傳へてをる寺院を記るせば次の如くである。

寺名	所	在年	年代	開基	摘要
金剛光寺	名東八万	?	?	?	千年以前の開基と
法谷寺	名東加茂	一二四二	行	基	奏川勝樂師佛を埋むと
釋迦堂	名西下浦	天平十年	行	基	荒廢せり
高越寺	麻植川田	一三三三—一三三〇	役行者	者	天智帝の御宇と
青蓮寺	三好三野	養老三三年	行	基	空海再建す
靈山寺	板野板東	天平中	行	基	同様
金泉寺	板野大寺	?	?	?	同様
思山寺	勝浦田野	天平中	行	基	同様空海母を奉養すと
丈六寺	勝浦多加良	白鳳元年	行	基	行基の行化によると
地藏寺	那賀答島	?	行	基	津峯祠の別當なりと
隆善寺	那賀寶田	白鳳年中	行	?	長範再建古瓦發見す
立江寺	那賀立江	天平中	行	基	空海再建

以上所傳の多くは疑ふ可きものであるが行基は一大旅行家で其到る所に道場を開くや畿内のみにて四十九箇所諸國往々ありとも云ふから隆善寺丈六寺の如きは確かに此時代の草創だと思ふ、今は地名だけになつて居るが大寺も此時代の伽藍ではなかつた乎。

それはさてかき私は他の側から佛教の盛行を証し得るのである、即ち聖武の五年(一三九八)には國別に金光明王經を轉讀せしめ十四年(一三九八)には釋迦及脇佛三像をつくり大般若經一部を寫さしめ十九年(一四〇〇)には法華經觀音經を寫さしめ觀音像を造らしめ又十八年(一四〇一)諸國に勅して國分寺を建立せしむる事とはなつた、曰く、「頃者年殺みのらざりし時造佛造經の弘徳により今歲五穀豊かなり依て今天下諸國に僧寺を建て金光明四天護國寺となし尼寺を法華滅罪寺となし僧寺には二十僧封五十戸水田四十町尼寺には十尼水田十町を施さん且國毎に七重の塔一區を造り金光明最勝王經妙法蓮華經各十部を寫せ(中略)僧尼は毎月八日に之を轉讀すべし(中略)國司等宜しく檢校を加ふ可し云々」と、蓋し之よりさき往々存せしものを一齊に整へ國分寺となし給ふたのであるを、かくて毎國に國師ありて教を宣べたが布教上の勢力にては博士等の上に出たるをと思はれる。

阿波の國分寺は何れも戦亂の爲(或は傳ふ藤原純友の亂)に焼拂れたが其名を冠する寺舎は其所に於つて往々礎石古瓦を發見すると云。

金光明寺 名東郡國府村大字矢野

法華寺 名東郡八万村大字八万字法華

天平感寶一年(一四〇四)巨勢島村の南海道使として來るも此檢校も用とせしならむ、天平勝寶八年(一四二四)には諸國及び阿波に漕頂幡一具道場幡四十九首緋綱二條を下し周忌御齋の裝飾に於て用終らば金光明寺に收め隨時に用ひしめた、天平寶字二年(一四二八)には國別に金剛般若經を寫して轉讀せしめ、同四年には阿彌陀淨土畫像をつくり淨土經を寫さしめ越て五年(一四三二)には阿彌陀の丈六像を造鑄せしめた。

かくて佛教は盛行したが其佛教も深奥なる大乘教は一部分に止まりて他は有無常斷の間に出現没頭し又一般人は造佛寫經などの功德により現當二世の利驗を作つたのであつた、而も此の一種新しき印度思想は浸乎として民族固有の國造家の宣奉し庶俗の崇信せる神教思想とは接觸したのである、衝突か融合か之等は單に俗尼と神職巫呪との經濟に原因する争ひばかりを意味せぬ。

此の争の一象徴は弘仁中(一四七〇—一四八三)僧景戒が集聚せし日本靈異記に收めたる、「法華經を寫し奉る過失を以て現に口喝針となりし録」の一奇譚なぞである、曰く。

「粟國名方郡埴村(名東郡入田村?)に一女人忌部の首名を多夜須子と云ふありけり 白磯天皇(光仁一四三〇—一四四一)の御宇是の女法華經を麻植郡薨山(不明)に寫し奉る時に麻植郡の人忌部の連板屋彼の女人の過失を擧げ顯し以て誹謗ける故に即ち口喝針して後に戻れり云々」と。

乍然彼の本地垂跡説なぞ此頃より芽さして佛教の盛行は益々大となつたのである。

E 産業の繁盛

大宜都妃以來農桑水産の道すぐれ長の水産物粟の農産工産物は特産となつて居たらしいのである、加之外國との文通初まりてより海外より鍛冶機織の如き新技術輸入され諸國に分布せられたのであり、元明の和銅四年(一三七二)桃文師を諸國及阿波に派して綾紋を出す事を教へた然に五年に到り諸國及阿波等二十一國初めて綾を貫したと云ふも此一例である、桃文師は織部の司に屬し其下に桃文生あり機織の技師である、當時の綾布は浮線紋紗等種々の技巧を盡したものであつた。

其他造船の事も又進歩し居りて淳仁(一四一九—一四二四)の一年阿波及び他の五國をして船艦八十艘を三年を期して作くらしめた事もあつた。

F 氏族

稱徳(一四二五—一四二九)の元年三月阿波國板野名方阿波等三郡の百姓元庚午年籍(一三三二)に凡直と記せられ唯籍には皆費の字を附けたりしを郡領凡直麻呂朝廷に申して改めて粟の凡直とした、然るに天平寶字二年(一四一八)籍籍の日追註して凡費とした情安んせざる所あり依て乞ふて粟凡直と改めん事を願ふた即ち許された、之恰も管生王阿波守たりし時の事である。

二年(一四二六)阿波國麻植郡忌部方麻呂及び須見及び越麻呂に姓と位を賜ふた之皆忌部神の子孫で

ある、那賀郡式内津峯祠は聖武帝御宇の創立にて方曆須見等神殿を再興したと云ふ(同社由來)之長くは俳句者流の偽説であらう。

光仁(一四三〇—一四四二)の四年阿波國勝浦郡領長費人立申して庚午年籍に長の直皆費の字を附してをる、然るに前の郡領牧夫申して長直と改めた、天平寶字二年國司從五位下豐野真人籙原記驗なきを以て更に長の費とした依て官籍により判して長直とせん事を乞ひ許された、時に大伴村上阿波守であつた。

忌部氏(粟氏をも含む)及び長氏は粟長の國造家であつた凡直と稱し大嘗會には由加物料を收むる家柄であつたからかく戸籍の文字などに苦心したのであるを、私は兎に角阿波の郡司が國造家より撰ばれて居たと云ふ事を知り得る次第なのである。

G 結論

以上を通觀すれば奈良朝の阿波は紀綱と、のひ教化行れ産業興り氏族榮へ、漸く一國文化の程度も高まり來たのを知る、思ふに是先史時代併せて原史時代の文明史的過程が一段落に達して初めて第一結實をしたものと信せられる。

第二款 平安朝

茲に平安朝と云ふも私は其前期をさして云ふたのである、此時代は雅びなめる大宮人の櫻かざして今日も暮らしつと云ふ底の王朝全盛時代であつた、乍然偏僻の地方なきにては花洛風流の影響はさして無い事であつたを、況や其初めは漸々良政の行るゝありて四民太平の恩澤に浴し得たのであるから、紀綱も亂れず民風も美しかつたと思はれる。

B 國司補任と其傾向

今平安前期(桓武—醍醐)に於ける國司補任を表記してみよう。

天子	越任守	介姓	名	摘	要
桓武	一四一四	守	川村	王	阿波守備後守丹波守を經從五位上となる
	一四四七	守	小倉	王	延曆十二年上表して清原真人を給ふた 令人親王—三原王—小倉王—雄
	一四四九	守	一志	濃王	(一四〇五—一六六五)延曆八年に阿波守二十四年には大納言であつた田原親王三代の子孫である 弓主の弟冬嗣の妻の父である、但其名大鏡及

	一四五五	守	藤原	眞作	尊卑分脈にあれど任時不明である今一四四九より一五五九に間隙あると弓主の弟たるにより此處に編した
	一四五七	守	藤原	道雄	經國集より道雄の詩を撰ぶ題は詠雪である曰く紛々白雪從千里熒々流々一何斜疑之天中梅柳花雨師風伯獵玄花
	一四五八	守	藤原	文山	大龍寺を建立した(同寺緣起)
	一四九九	守	介村	國息繼	越中介より阿波權介となつた
	一四九九	守	和氣	廣世	清磨の子である學校をたて教育を重んじた
	一四九九	守	介村	國息繼	權介より介に昇任
	一四五九	守	秋篠	安人	延曆九年朝臣を給ふた諸官を經て終に從二位參議に到つた、此人天神様の先祖である —安人— —古人—清公—是善—道眞
	一四六五	守	介紀	廣川	延曆二十四年從五位下阿波介であつた
平城	一四六八	守	田口	息繼	延曆十七年從五位下雅樂助後右中辨に此守を兼ねた



嵯峨	一四七二	介	當宗家主	後漢靈帝の後河内の介であつた
	一四七三	守	佐伯長繼	弘仁四年左近衛少將從五位上兼阿波守
	一四七六	守	菅原清公	(一四二九—一五〇一)家世々儒である大同元年尾張介の時刑罰を用ひずして治つたと云ふ道眞の祖父で詩もうまい言志と題して曰く孤樹輪困久三秋零落期風霜日夜積榮耀待何時又田家と題し結菴居三徑灌園養一生糟糠寧滿腹泉石但歡情水裏松低影風前代勤弊將輪大平祝獨守小山亭と
淳和	一四八四	守	藤原濱主	(一四五四—一四九五)身長六尺容儀尤もみる可きものだつた弘仁元年從四位下神祇伯天長四年に從四位上阿波守となつた
	一四九一	守	善道眞貞	(一四一一—一四九五)儒者である令義解を修するので選任であつた
仁明	一四九四	掾	三島島繼	承和元年遣唐都匠外從五位下次で阿波權掾をかねた
				(一四七三—一五一〇)眞作の孫である少時大

	一四九七	介	藤原富士曆	學に遊び文武に涉りて極めた承和四年阿波介十三年に奥州按察使返へりて急に病歿した
	一四九八	守	和氣仲世	廣世の弟で治部刑部の大輔であつた
	一五〇〇	守	山名王	承和七年從五位上阿波守
	一五〇一	掾	讚岐永直	神祇別の裔明法博士大判事政治の能止にきこも
	一五〇二	守	長峯高名	(一四五三—一五一七)學者なり、安房伊勢阿波に國司となり民心に合ふ平生殿明清貧臨終尙薄葬を命じた
	一五〇三	守	藤原良相	このかどは冬嗣のかどはの五郎御母白川の大臣に同じ一年贈正一位西三條大臣と申すと大鏡にしるしてある
	一五〇五	守	源寛	嵯峨帝の子性直加賀越前丹波讚岐阿波に國司となり又伊豫守となり神祇伯右京大夫となつた
				(一四五七—一五一四)學者であつて又孝子である承和十三年阿波介となり政績尤も高かつた

一五〇六	守	介山田古嗣	た即ち美馬阿波阿那常に水なきを憂ふ古嗣役して池溝を掘り今に其の恩澤を及ぼして居るのである後相摸介に任じた
一五〇八	守	源明	嵯峨帝の子源姓を給ふて人臣に下つた
一五一〇	守	源多	光孝帝の子である後右近衛大将に到る
一五二〇	守	橋真直	仁壽元年相摸守次で従四位下に叙す唱歌が上手でわつたが僅に三十七歳で死んだ
一五一一	守	源勸	之又皇族から人臣に下つた方である
一五一五	守	藤原輔嗣	此人の傳は史籍を精査するも不明である
清和一五二二	守	茂世王	貞觀十一年太宰大ニより宮内卿
一五三二	守	介 <sup>△</sup> 藤原有貞	(一四九八—一五九五)讃岐守近江守等に任じた此人性尤も寛雅であつた
一五三二	守	介常麻鳴繼	傳不詳
一五二五	守	藤原基經	後に太政大臣關白攝政等人臣の位を極め遂に陽成天皇を廢した

一五二五	守	清原秋雄	(一四七一—一五三四)文武に達し侍従右近衛大将信濃守左馬頭但馬守を經阿波守となつた細行を願みず晩年は酒に親み爲に病歿した 小倉王—夏野—秋雄
一五二六	守	介坂上瀧守	(一四八三—一五四〇)田村麻呂の族で武將の資あり尤も武藝に達してゐた伯耆駿河山城の介を經て阿波守に任じたのは天安四年であつた後各地の國司を歴任した
一五二七	守 <sup>△</sup>	藤原三直	貞觀六年に陰陽頭次で阿波權守
一五二七	守	介 <sup>△</sup> 藤原惟範	阿波權介なりしが父の憂によりて止めた
一五二八	守	介藤原惟範	再任して介となり後備後美作の介となり従五位下に叙せられた
一五二九	守	源與	贈正一位常の子で學才あり且美男であつた貞觀十年阿波守となり十四年病歿した
一五三二 <sup>x</sup>	守	介互勢文雄	貞觀十二年侍従であつた元慶三年左少辨となる學者で大學頭ともなつた

陽成	一五三八 <sup>x</sup>	介 <sup>△</sup>	小野櫻主	傳不詳
	一五八九	介 <sup>△</sup>	藤原有實	右近將監より左近衛少將となつた
	一五三九 <sup>△</sup>	守 <sup>△</sup>	藤原安方	任中清和天皇の爲出家して沙門となつた
	一五三九 <sup>x</sup>	守	藤原萬枝	前に上總介であつた從五位下に叙せられた
	一五三九	椽	藤原道前	從五位下阿波椽であつた
	一五四四	介	南淵良臣	貞觀七年民部少輔元慶六年内藏助次で阿波介となつた
	一五四四	介 <sup>△</sup>	藤原積善	内藏介侍從を経て阿波權介
光孝	一五四五 <sup>△</sup>	守 <sup>△</sup>	平正範	播磨阿波讃岐に權守となり後木工頭となつた 菅公と中よしで在洛の時河西庄(京師)に遷し た菅公此時の詠草は菅家文章にある、名東郡 田宮天神は菅公流宣後正範にもかりある者の 祀つた所乎
	一五四五	守	藤原安嶺	兵部大丞民部少輔備前介であつた

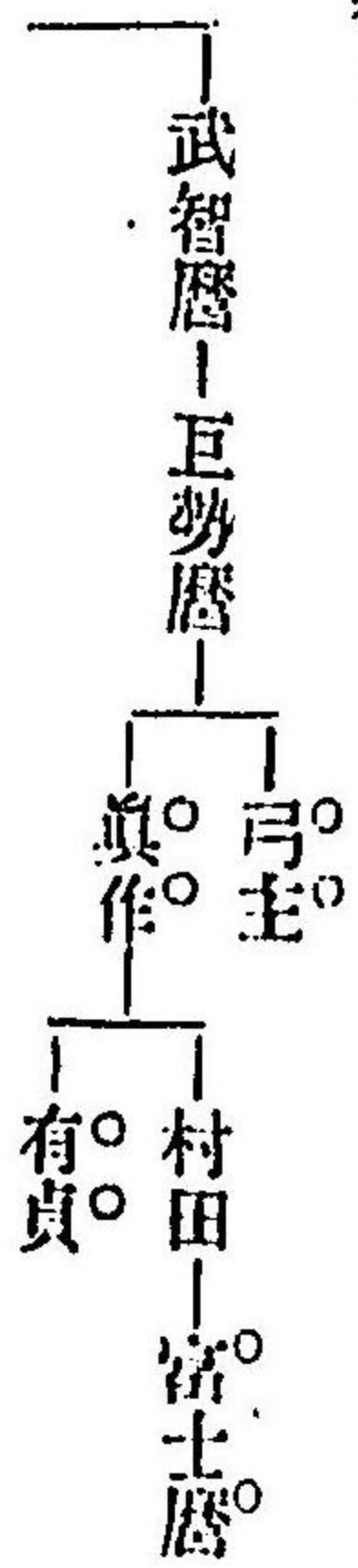
從五位下に叙せられて左司となりやがて從五位上となる、經國集に殘菊と云ふ詩がある曰

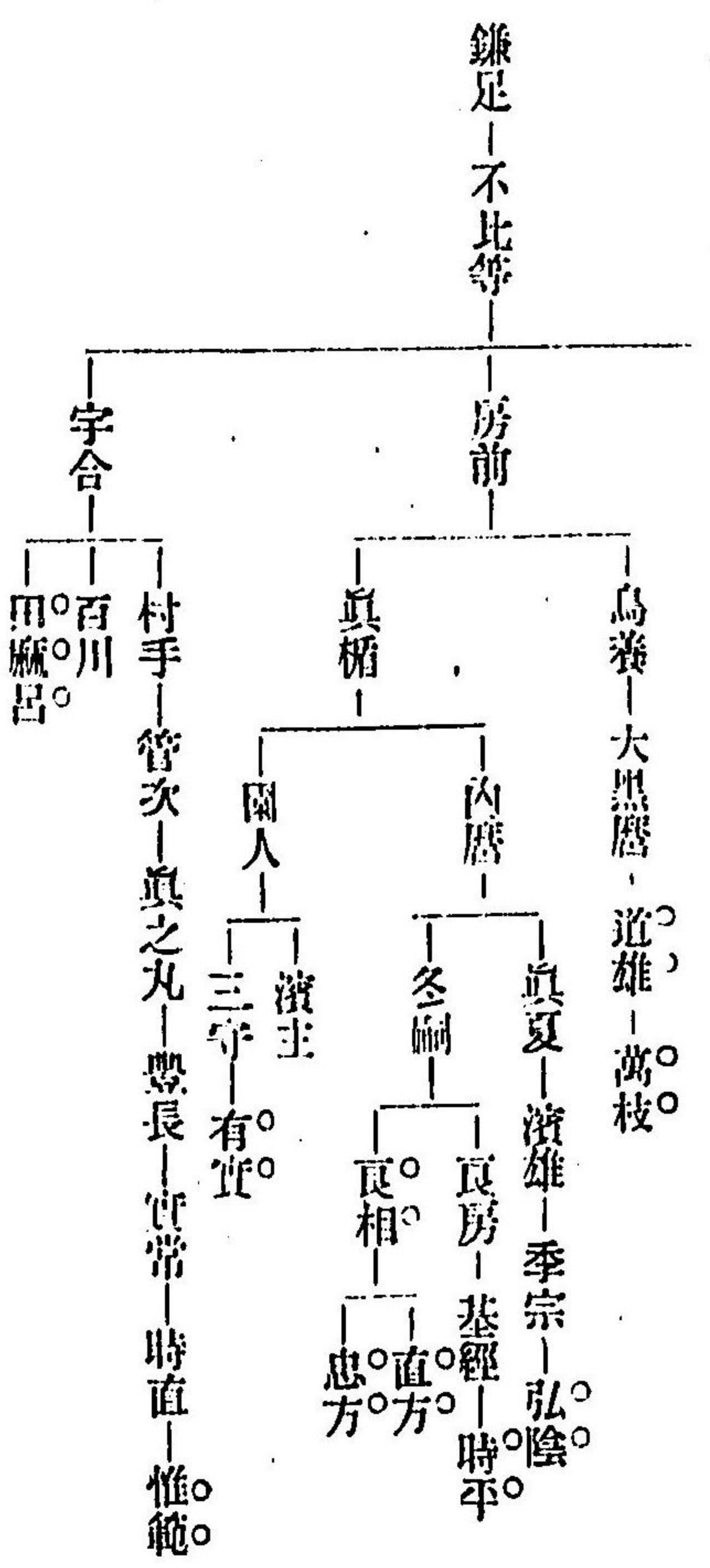
	一五四六 <sup>△</sup>	守 <sup>△</sup>	藤原直方	く晚秋欲壽景將斜愛玩元深宮殘菊欲道銀白芳 複色黄金敷染異陶家チニスト之直方所吟のも のである
	一五四七	介	南淵良臣	先年母の憂により辭せしを再任したのである、 宮内少輔より大學頭阿波守を経て顯官に任じ 從五位下に叙せられた
	一五四七	守	藤原弘陰	

△印權官 ×印在任中 ○印終任年

以上守權守三十五介權介十七椽權椽三を記したが以後の阿波國司は、諸系譜其他に依れば藤原氏では房佐頼佐保綱信忠忠方宜行有庭海魚等、平氏では忠度宗親等、阿波守に任せられて居る、乍然以上の上の表によりて國司政治の大勢を云ふも不可なき様であるから以後の精究は止めた。

さて以上の表をみて吾人は國司政治が(一)初めは手腕のみ者を定期に交替せしめて居たるに(二)清和帝の以後は交替頻々として其弊を思はしめ(三)藤原氏全盛と共に國司の多くは其氏に專擅し(四)從て藤原氏は地方に於ても莊園を多く有し豪族を多く擁して權勢を張り居たのを知る、試に上表中藤原系國司の系譜を記さんに次の如し。





C 平安遷都と阿波國造

桓武天皇(一四四二—一四六二)英邁の御資を以て承平を恢弘せしめ給はんと其三年都を長岡に移し十三年更らに平安に遷都遊された以來平城嵯峨淳和仁明文徳清和陽成光孝の諸帝次で都し遂に今に到つて帝都となつて居るのであるが、今より其時代を平安朝とぞ名けるのである。

桓武天皇の御宇は東國の事頗る急にして新しく大なる都を山河の形勢尤も佳なる所に建設する必要があつたのである、拾芥抄日本逸史によれば遷都の前年新王城の談天門を阿波國造玉手氏承りて造り奉つたと云ふ事であるが玉手氏今考へて知るを得ぬ、之より先粟栗(凡直の族である)は粟國造にさ

れた事もある之も此種の奉公により許るされたものであつた。

D 南海道觀擦使

平城(一四六六—一四六九)の即位し給ふや始めて諸道に觀擦使を設けた之蓋し先の按察使の復活である、但間もなく廢されたが此時南海道觀擦使たりしは吉備眞備の子泉であつた、泉は既に伊豫守佐渡守を歴任して居たのである。

又御宇(一四六九)攝近播阿等の米稻を以て平城宮造營に當て給ふたのであつた。

F 僧勝悟及び僧空海

佛教の既に深く阿波に行れ居たのは先に述べた通りで一朝一夕のものでなかつた、彼の高越山(麻植郡)の如きは元毅の山或は木綿麻山と云ひ忌部の一族にとりては極めて神聖なる靈山である、而て既に此山に高越寺わつて梵唄の勤行絶へざる次第であつた、之やがて佛教が阿波に占めたる尤も確實なる地歩を示す一事實でないか。

故に僧勝悟(一二九二—一四七二)の如き名僧も出た、勝悟は粟凡直の族阿波國板野郡の人である吉野大室尊應大師に従ひ佛教の祖奥を極めた、道業清高經戒を明かにし姿儀みる可く言辭深長であつたから諸人の崇敬を集めたと云ふ、慈賢泰演等皆其の門に出で遂に朝廷より傳燈大法師位を添ふした、弘仁二年六月卒した時は享年八十歳であつた。

又僧空海(一四三二—一四九五)も法を慕ふて阿波に來り芳野川の流には流轉の世界を觀じ大龍山の巔きにては求聞持の法を修して一切の積累を超越し解脱の深奥に突入せんとせられたのである、今其傳を聞くに彼は讃岐の佐伯直の族なれば長くは景行の御宇讃岐に移つせしアイノの曾首たるものなりしなり、長じて上洛し大學に入りて儒學を學びしが佛意深遠なるをみ三教指歸を著して出家し求法の不退轉心より年十八にして南海に放浪した、此時阿波國大龍嶽(那賀郡)に登りて求聞持法を修し大劍飛來の感得を得又土佐室戸崎に於て飛星の啓示を得たと云ふ。

今昔物語に四國の邊地と云ふは伊豫讃岐阿波土佐の海邊の周りなりとて或る僧侶邊地の中途阿波海部郡にて鬼に出會ひたりと云ふ一條は頗る注意すべき傳説である、邊地は即ち邊路後の邊路である、邊路は空海が開いたと云ふけれ共長く空海以前からあつたのを空海其求法の志を立て、放浪するや先づ例の邊路を撰び來たのであると、元來聖地順禮などは宗教が一般に浸染すると自態必至の現象であつて、之を以て初めは修養に資し後には迷信の具とするのである。

思ふに所謂四國八十八箇所の順禮は一般に江戸時代から始まつた様に傳へて居るが、其の由來するや尤も遠しと云ふ可きである、八十八箇所の寺々には必ず空海に關する口碑傳説があつて中には「切幡寺縁起」の如き美しいものもある、私達は之を一般に「空海傳説」と名けをるのである、必ずしも悉く信するに足るまいが當時の佛教宣布の區域引て部落所在の區域たり人文活動の範圍たるものを知

る爲に空海開基と稱する寺院を阿波だけであぐれば次の如くである。

寺	院	開基の年	所	在	摘	要
靈山寺	弘仁	中	板野板東		空海作釋迦像あり	
金泉寺	同		板野郡大寺		元金光明寺と云ふと不可信	
極樂寺	同		同郡檜		弘法手植の杉あり	
大日寺	同		同郡大伏		空海作一寸八分大日如來	
地藏寺	同		同郡矢武		賴朝の安置狀あり	
安樂寺	同		同郡引野			
十樂寺	同		同郡高尾			
態弁寺	弘仁	六年	阿波郡土成			
法輪寺	弘仁	中	同			
切幡寺	?		同郡切幡		少女あり空海に機を斷て供養す空海感して一寺を立つと	
藤井寺	弘仁	六年	麻植郡敷地			
燒山寺	?		同郡山上		右衛門三郎の墓あり空海に對するパウ口の如き者なりき	

一宮寺	常樂寺	國分寺	觀音寺	井戸寺	恩山寺	立江寺	鶴林寺	大龍寺	平等寺	藥王寺	雲邊寺	答藏寺
?	弘仁年中	天平中	?	?	延暦七年	?	延暦十一年	同	?	弘仁六年	弘仁中	?
名東郡一宮	同郡延命	同郡矢野	同	同郡井戸	勝浦郡田野	那賀郡立江	勝浦郡棚野	那賀郡加茂	同郡新野	海部日和佐	三好郡白地	美馬郡答藏
		空海再興したるなりと			空海母を奉養すと			同七年空海上山十一年建立と云ふ		恰も空海やくの年なりしと		空海の遺墨中信す可きものありと

以上の寺傳悉く信す可からざるも先づ空海は其青年求法の時代に延暦七年阿波へ来て山水を放浪し

た、之とて兼學寺（名西石井）の傳説によれば既に已にかりある懐しの國を尋ねたのである、延暦十一年に桓武帝の命にて國司藤原文山と共に大龍寺を建立した、夫から入唐求法の一年をすぎ大同三年に歸朝して弘仁六年に再び來國された様である、之は確實なる空海諸傳とも概して衝突せない様である、されば空海の阿波に往來する前後三回である、彼の感化を受くる深きものあるは當然の結果であるをと思ふ、況や彼の啓きし眞言宗は他の天台宗華嚴宗の如き現象即實在論的哲學に比すれば宗教的情操に豊かなる宇宙即佛陀論的教條である、アピラウケンンの五秘字に約せられし一切の中には佛も凡夫も互に加持し入我我入の奥所に即身成佛の神秘を表すと云ふ、茲に於てか從來の理の教へに充たざりし民衆は情に於て足るを得たのであつた、現今四國の總寺數二千五百五十三其内眞言宗の寺は千六十九あり、阿波にては、五百九十七寺の内四百二十二寺眞言宗である、往昔は一の寺あれば數部落の經濟と文化を保つに餘りあつた、吾人は平安朝に於ける阿波の文化が之等佛教の影響を承け殊に空海の感化を受けをる事の大なるを思はざるを得ぬのである。

野山の奥幽林僅かに三寶島の聲する所六十三年の夢淡くも苦睡露繁き墓下に永眠せる聖僧の一期はかくも私達祖先の信仰と相かゝはる、深く思を潜む可きは之此點である。

F 山田古嗣

淳仁（一四八四—一四九九）の七年檢非違使を置いた之天下の紀綱漸く太平に狎れて弛みし爲である

を、九年諸戸別より出で、アイヌの酋首となり却て國司の命に従はず遂に俘囚となり伊豫に居りし吉淵部於止利等男女五人を阿波に移した、之尙桓武の二十年（一四六一）盜賊の遺類を阿波に流し來たれると共に阿波を京洛の長袖者流が罪囚流貳の僻地視した例である、

抑も阿波國司歴々任じ來るも政績の聞ゆる者は僅かに山田古嗣（一四五七—一五二三）のみである、古嗣は前の越後介從五位下勳六等益又の長子である、廉謹にして寡言であつた、幼き時母を失ひ從母に仕へて尤も敬愛を努めた、かつて書經を讀みて樹靜かならんとすれば風止まず養はんとして親いささずの條に到り流涕禁せず卷帙爲に沾ふたと云ふ事である、

弘仁十二年父を失ひ哀毀尤も深かつた、天長三年陸奥按察使記事となり五年少内記となり六年少外記に遷り十年宿禰を賜ひ承和元年大外記となつた、格勳つとめられたから公卿大臣以て顧問としたのであつた、又多く士を推薦して納用を見人の仰ぐ所となつてゐた。

承和七年青馬の節會に外從五位下に叙せられ十三年出で、阿波介となり着任した、此國當時阿波郡美馬郡は常に旱災に罹り百姓之に苦しんで居た、古嗣依て之に堤陂を築き水を蓄へ其灌漑に依て此災害をのぞいた、今阿波郡浦池の存せる如き、三好郡に古池の在る如き是實に其遺蹟である、古嗣後相摸介に榮轉したが在任中病を以て逝いた、享年五十六であつた。

#### G 平安缺史時代（上）

歴史は藤氏の全盛を説き文學は光輝を放てるも、平安末期に於ける王城の女性的文化を頗に汗して生ける地方の人文とは風馬牛である、故に凡そ文徳清和陽成光孝宇多醍醐（二五二—一五九〇）の諸朝は地方史には缺史時代と稱して可なる程史料が乏しい、只僅かに中央より地方への關係は（一）屢々神社に附位し（二）郡郷を分ち郡司を増置し（三）豪族に叙位し（四）盜賊殊に海賊の鎮定を數々命じた位である、之に依て土豪やふやく志を得流民は却て疲弊を増し、國司僧徒は奸利に急ぎ、朝廷公家は宴安に更り居りしをも案するに難くはないが、其詳しい點が分らぬ。

今僅く延喜式により此時代に於ける阿波の狀況を具體的に研究してみよふ。

#### II 延喜式

（一）總説 醍醐（一五五八—一六〇六）のみかどは夙に天下の傾勢を憂ひ給ひ努めて治を勵み給ふたから後世延喜天曆の治と申した、其二十九年藤原時平等命を奉じて延喜式を撰したが、之に依て當時の狀況を詳にする事が出来る。

（二）國府 國司交替の期は屢々變更したが實際は行れず選任重任は常の事であつた、郡司は世襲の職となり、彼れこれ政務亂れ行た、國學は清和帝の時菊田今雄阿波博士であつたと云へ先づ廢せるに近かりしならむ、但し明法博士粟鱈の如き學者は折々出た、軍團は光孝の御宇資なきを以て廢し建兒三十を國府附近に置き征箭胡篠甲横刀弓若干を藏せしめたが最早無勢力同前となつた、警を傳へる

爲石濃那頭の二鐔に各五馬を備へて居たが之だけは必要であつたを。

(三)租税 正税公解雜稻の三種ありて正税は一部を金融に一部を備荒に一部を京に輸送する、公解の一部は怠納準備とし一部は國司所分とし雜稻は衛生土木教育費とした、曰く、

阿波國

正 税	二〇、〇〇〇束
公 解	二〇、〇〇〇束
國分寺料	一、四〇〇束
文殊會料	二〇〇束
修理池漬料	三、〇〇〇束
救 急 料	六、〇〇〇束
道 路 料	五〇〇束
合 計	五一、六五〇束
換 算	二、五三二五石(一束五升として)

以上の外貢進せし物貨は左の如し

雜貨 雜八十管 紙麻七十斤 斐紙麻百斤 馬草十張

交易雜器 絹三百尺 白絹十二疋 油三石四升 龜甲六枚 鹿皮十張 粟二十石 小豆十六石 大豆八十石 胡麻十四石 小麥七十石 擬菜七斗 青苔十斤 藻根(欠)斤 於胡菜六斗 鹿角菜二石 苦二十五枚 椿六口 醬油原料の大豆五石 大小の壺十個

其他内職寮に收むる樽及茶薩香左馬寮に收むる馬料あり若しそれ生絲及び機織物に就ては次に必ず可く各種の水産物に到つては之を略する事とした。

(三)産業 記せる諸産は即ち阿波國の産業を示すものである、其内特に棉花栽培と生絲機織に就て小述しよう。

天神様の著した類聚國史によれば延暦十九年(一四六〇)三河に漂着せる崑崙人のもたらした棉花を阿波讃岐等の國に植へしめたと云ふ、之日本にて棉花栽培の初めである。

思ふに棉花は砂質壤土に適すると云ふから國府に近き河畔の平野に試培したのであるを、後戦亂の爲民業安すからざりし爲か、果して元來氣候の上より棉花は阿波に適せざりしか中絶したのである。

阿波は大宜都姫の時から既に育蠶の事あり天蠶ばかりでなかつた、製絲も口中で繭をもぐくする方法のみならず簡易な機械的方法を持て居たのである、忌部又之を承け部局に機織の事盛となり其後桃文師の國に来るありは生絲國なりしを思はしめる。



果して式によれば阿波朝貢の生絲は三河の二千總に次いで千五百總であつた、依て阿波は上絲國に編せられて居る、從て又機織國たるは當然である、忌部の棉布麻布は云ふ迄もなし試に式の調輸錢の條(阿波)を引かん。

調 兩面五足 四點羅二尺 一窠綾九尺 二窠綾五尺 七窠綾四尺 蓄薇綾四尺 白絹三十尺 緋絲五十五總 絲二十總 標絲二十總 皂絲五總 練絲二石五十總 絲千五百總(以下略) 以て當時産額に於て技巧に於て優秀なりしもの存せしを知るべきである。

(四)交通 一葉の片舟に乗じて大洋の風波を物の敷ともしなかつた日本民族が内海や沿海を園池と觀するも當然であるを、聞くが如くんば神代彦火々出見命は瀬戸内海を航して或は阿波に寄り給ふたと云ふ人がある、吉田博士は其地名辭書に豊玉妃に命が送つた、「おきつ鳥嶋とく島にわがいねし妹は忘れし夜のことぐに」を以て、加茂徳島は吉野川口の地名たり附近に式内豊玉妃祠ありと記るされてある、乍然沖つ鳥は嶋にかゝる枕詞であつてとと訓ずるは誤謬である、之は着くと訓す可きものであるを、但何にせよ内海の海運が往古より開け海神の往來頻繁なりしは吾人と云へ共疑はざる所である。

萬葉集に詠人不知として、「眉の如雲井とみゆる阿波の山かけて漕ぐ船のくるしらすも」とあるは王朝に於ける内海往來の船にてもありけん乎と思ふ。

さて式によれば阿波國行程上九日下五日海路十一日とある、先づ海路より云はんか當時の重なる港は仙覺萬葉鈔にむやのみなど(門)ながのみなど(小松島?)ささのみなど(橋?)と云ふは古き頃よりの事ならむ、かくて其古へも内海線土佐線加太線兵庫線と云ふ位の海路は通じて居たのである、此處に一寸注意すべきはやはり海賊が居つた事である。

陸路を云はんか南海道は紀伊を経て四國の海岸線と結びをる、山陽道の明石より分岐したるは淡路(阿波路)を経て撫養に來り石灘(板野郡大各村石園)那頭(板野郡那東村)の二驛となり鍵線をなして國府に達せるは吉野川口灣入の爲ならん乎。

養老二年(一三七七)土佐の國申して曰く公使直に土佐をさして其道伊豫を經行程迂遠山谷險難但阿波國境を出で、相接す往還容易なるを以て其國に就て通路とせんと乞ふた、此の通路は海岸に沿へる道路でなく土佐官路(國府より伊豫の宇摩郡二名に到る)の中途より分岐して阿波の三好郡川口に入り一葉の舟一日の程を以て阿波を横斷し得る水運を云ふか又は其兩岸の街道を云ふのであるを。

(五)祠社 式内大社三座小社四十七座ある、今大社のみを擧ぐ。

大麻神社 從四位上

忌部神社 從四位下

天石門別八倉妃社 從四位上(後正一位)

第三の社の祭神は大宮女神阿波女神大宜都妃神等三説あり、私は大宜都妃だと思ふて居る。

(六)戸籍 現に蜂須賀侯爵家の蔵にかゝるものにて延喜二年の戸籍断片があるから之をついでに紹介する。

(板野郡田上郷)

戸主	凡直廣岑	年七十六歳	耆老
男	凡直良直	年四十三歳	正丁 仕丁
男	凡直吉安	年四十二歳	正丁
男	凡直秋宗	年三十九歳	正丁
男	凡直有行	年二十九歳	正丁
女	凡直御黒賣	年四十歳	丁女
女	凡直願子賣	年五十二歳	丁女
孫	凡直美直	年二十六歳	正丁
孫	凡直秋庭	年十一歳	小子
	凡直秋子賣	年六十七歳	耆女

(以下略)

又他の記載法にて

割去 矢田部季 男 年二十 父 矢田部橋本 年五十九  
 母 家部後子 年六十一後 粟荷子女 年五十九  
 祖母 物部哲子 年九十一 姉矢田部 米子女 年三十七

(以下略)

以上二種の記載法にて凡直物部海部忌部家部飛鳥部服部矢田部建部等同姓凡そ數十人に下らず一口の下に包有する口數又數十に下らず田上郷一郷にも全からざれど記せる人口は九百三十四名であると云ふ。

之所謂國民經濟發展の順序として尤も原始的なる大家族制にして現に飛驒の白川などにてまのあたり行はるゝものである、即ち家長は絶對の權威を有し老人を鉄頭鍋頭に撰み他は皆之により家計と勞働に従ふものである、其家族制の一特色は家の結構が廣き庭を隔て、分房制なる點であるを私は思ふ、阿波にても其種の間取を往々舊家にみるのである。

(七)人口 之もついでに小論しよう、吉田博士は地名辭書で東大寺古文書阿波國戸籍計帖断片(天平十二年?)に都合今年計帖新舊見戸五千六十抽とあるより、當時一戸は少くとも三十人であるから如上の計數が阿波國戸數の合計ならば凡十五萬の人口であつたのであつたと説かれた。

私は今和名抄によりて阿波の郷数が四十七なるを知り一郷少くとも五十戸なるより先づ七十戸となし全國に四千九十戸を算出し一戸三十人として約十二萬の計數を得る。

又私は阿波國の租税は一年二萬五千三百二十五石で其税率は二割五分なりしを知り、當時の米産額約十萬千三百石なりしを知る、而て人口に米一石を定量とせば當時少くとも十萬の人口があつたと思ふ、又米二石五斗に田一反を目安とせば之に依て四百町の耕地ありしをも知るのである。

吉田氏の徳島縣誌畧によれば寛文十年(一七三〇)の戸口調査には五萬十四戸二十五萬の人口だと言ふから、阿波人口の増加は遅々緩々たるものであつたらしい、勿論其分布は平野に密に山嶽に稀れであろを。

(八)國郡沿革 之もついでに記すと、ともやとも此島は身一つにして面四つあり、一つの面を粟と云ひ、之を分ちて粟國長國となり後一粟は阿波となりて遂に長を併せたが尙俗に北方南方或は北郡南郡の稱がある、又阿波郡と那賀郡とに其名を遺して居る、今少しく之等諸郡の沿革を表記しよう。

		六國史	延喜式和名抄	拾芥抄	古書	現在
阿波	同	同	同	同	同	阿波郡
麻殖	同	同	同	同	同	麻植郡
坂野	同	同	同	同	同	坂野郡

粟國	名方		美馬	長國	
	名	名		同	同
	東	西	美馬	三好	勝浦
	同	同	同	同	同
	以	以	同	同	同
	東	西	美馬	三好	勝浦
	名	名	同	同	同
	東	西	美馬	三好	勝浦
	郡	郡	郡	郡	郡

此内板東板西二郡が合一したのは二三二五年で以西以東二郡の合一が二二〇〇年名東名西に別れたのが一五〇〇年で其時の太政官符は例の類聚三代格の中にある、美馬三好と別れたのが一五一八年で海部が那賀に分れたのが一八四二年より前である、那東那西の分れたのが二二五六で合一が二二七四年であると言ふ事である、次に延喜式より約五十年後に著された和名抄により那郷の名をわけ併びに其跡を尋ねてみよう。

●●●板野郡—之は元坂野であつたのが書謬りしまゝ用ひられた  
●●●松島—松島村がある松阪村もとをであろを

津屋―津屋は津の家である木津より吉永あたりまで

高野―?

小島―西貢方小島から吉成古川あたり

井限―藍園に奥野村字井限がある住吉乙瀬中宮等一帯

田上―北島村に字田の上ありと云ふ

山下―應神村字中原の内山下かと云ふ

餘戸―?

新屋―?

阿波郡―粟の本貫なればである

高井―中村より下日開谷あたりを云ふか土成に高名の地あり

秋月―土成村秋月

香美―香美より柿原迄

拜林―林伊澤久千田勝命あたり

美馬郡―御間又は御孫の義なり

奈原―拜原猪尻脇岩倉

三 次―郡里重清あたり呼

大 島―穴吹拜村あたり或は三島岩倉脇町と

大 村―太田より半田あたり

三好郡―三三三の三はめでたき故か

三 繩―毛田より池田あたり繩は往昔所有地の限界であつたオシメなり

三 都―清水より脇津まで

三 野―白地より佐野山城あたりまで

麻植郡―麻植の地である南方に朝生北方に阿佐、大枝の地名あり同様

吳 島―西麻植より牛島上浦あたり吳は吳服部の名喜來上喜來向喜來は同様

忌 部―宮島より山崎木屋平

川 島―川島より山田東山

射 立―瀬詰湯立川田あたりなり地名は神事より起る乎

名方西郡―名方の西郡なり

墟 土―入田より上山なり、土師の族居ると傳ふ、丹生田仁字も同様乎

高 足―高原中島瀬部など今高志村ある高瀬より云ふ

土師ツシ—天神芝原高畑など土師の居る所なればなり

櫻間—櫻間一樂あたりなり櫻間は佐久間なり分域の意なり

名方東郡—名方の東郡なり

名方—東西名東佐古藏本等なり、建御名方の名方よりなり

新井—新居高崎あたり

加茂—加茂村なり川下を鴨又加茂と云ふ又加茂神領なりしならん乎

井上—徳島及近在井上村井戸村の地あり

八萬—下町八幡津田あたり八萬は濱よりの轉訛なるか

植栗—厄寺内谷矢野佐那河内などなるが地名の縁田不明

勝浦郡—木津浦の轉訛若くは美稱又尼子浦と云ふ餘戸より來る

篠原—飲谷生夷名あたり今多家良村に小字篠原あり

託羅—大谷瀧野宮井あたり多家良村に字實田殘る美稱なり

新居—田浦新居見田野江田あたり

餘戸—中田中郷小松島あたりなり中田は上古田を上中下に分ちし時の遺稱

古上—不明或は方上？

那賀郡—中の港中より來る

山城—仁字和食山田荒田野あたり乎山城は山背なり

坂野—坂野村あり

大野—上中下大野西方岡柳島

仁字—仁字谷の名あり仁字はアイヌ語又は水分神ともかりあり

島根—島尻より中島今津

幡良—原西原古庄大京原

和泉—荒井今市石坂領家あたり

和射—宮倉坂野立江櫛淵あたりか和射はワサなり産業の名？

海部—海部郡

以上の地名考證は吉田氏の所説などを主としたものである(徳島縣誌畧)。

さて茲に注意すべき一事あり、それは元來人間てふものは縦に地をはなれず横にも地をはなれぬのを常とするから、之等の郷名は大抵所在豪族の姓氏となつて居る例へば櫻間の櫻間氏、新居の新居氏の如き之である。

I 當代の人物

この時代(一四四二—一五九〇)百五十年の間史上に顯れたる阿波の人物は凡そ次の如くである。

(イ)粟豊穂

(ロ)阿波國造玉手氏

(ハ)傳燈大法師位勝悟

(ニ)明法博士粟凡直鱗磨

板野郡の人明法は支那日本の法制の學を云ふ貞觀四年從五位下に叙せられた

(ホ)阿波國博士刈田今雄

讃岐の人清和の御宇既に在任しをり從八位上に叙せらる

(ヘ)海直豐宗 海直千常

海神の裔にして名方海の宮をいつける族が既に豐宗は從八位上千常は外少初位なりしが貞觀六年

同族八人と共に大和連を賜ふた

(ト)安曇部粟磨

名方の人常陸大守賀陽親王の家令正六位上なりき自ら安曇部百足の裔と云へり貞觀六年宿禰を給

ふ之又海神の子孫なり

(チ)大海全子

元慶二年阿波參向を命せられた之又海神の裔であることを

(リ)忌部貞眞

名方の人妻死して喪に服し其墓を守る三十年に餘る朝廷褒賞し貞觀七年位を給ふた

(ヌ)百濟峯子 百濟廣濱

百濟氏は板野松阪に住む此地附近散在せる輩は百濟風俗の流風たる屍童なるべしと思はる、宇志

彦祠は新撰姓氏錄の百濟宇志の廟と云ふあり宇志は氏なりと思はる此峯子は三子を同産したので

貞觀七年稻三百束を給せられ廣濱は弘仁二年其族一百人と共に百濟公を給ふた

(ル)仕直淨宗

三好郡少領外從八位上であつた貞觀十二年族五人と共に佐伯直を給ふた之より先美馬三好の分れ

たのは此男の運動によるのならん

(ヲ)長公廣雄

那賀郡大領であつた恰も仁明帝の御代の人なり一體長氏は我孫長我孫の氏と同族で攝河泉にはび

こつて居た尙東寺文書に阿波國那賀郡大領長我孫繩主の名あると云ふ事である

(ワ)長直大富賣

勝浦郡の人節婦の由上聞に達し叙位褒賞せられた、時は貞觀一年なり

(カ) 椋部夏影 告麻呂 家成

何れも郡賀郡の人從七位上從八位上從八位下に各叙せられてゐた元慶五年白丁十九人と共に曾祖の連に復したと今の銚久氏などの祖先である

J 結 論

以上を以て私は國司制の成立後まもなく額勢を現し來る迄の大體を通説した、之から額に汗して立つ地主の愈々豪族となり新に權勢と富力を掌握して終りに純然たる武士の階級をつくり封建の制度をみるに到りし續を研究してみよふと思ふ。

## 第四章 豪族時代

### 第一節 總 說

大化の改新以降新制は一時國家を降昌に趣かせた様であるが中央の政治頹廢して藤氏權を專にするや國司も多く其氏に專横した、且國造の遺領や賜田や功田等も益々増加し殊に開墾田は和銅四年(一三七一)に貴族にのみ許るされしを養老六年(一三二二)には國司に之を許るし次で百姓にして三百石以上の收穫ある地を開けば勳六等を給ひ、天平十六年(一四〇四)には全然私有を許した。

かくて土地私有制度は衆民の慾望を興奮し殊に權門勢家の兼併となり豪族も好んで之等及び寺社と結托して税をまぬがれ勢をかり國司も親く利を營むに到り、王綱遂に紐をどくに到つた、而てかくる私有地を何時の頃よりか莊園と云ひ何々の庄と呼び領家莊司莊長等の役名をも生じた、かくて土豪諸諸に割據するに到つて家の子郎黨を養ひて權勢を作り相格するの狀況を呈した。

阿波の古莊保は其詳細は知れぬが別表の通りである、時代も前後して居る様であるが之は研究上是非なく編したものであるから注意を乞ふ。

### 第二節 前 期

A 總說(南海の海賊)

本期は地方莊園の領主に政權が分散しゆきし時代をさす、思ふに世疲弊すれば盜賊横行し諸豪自ら衛るに到り却て相賊するに到り、其紛擾内亂遂に中央權門の盛衰と因果の關係を作くる、私は今其一象徴を藤原純友の亂にみるのである、いでや之を記するに當り豫め南海の海賊に就て小述せん。

往昔の海神は或意味にて海賊でもあつた、内海の岬崎島嶼に據る海賊も畢竟は其餘流に地方疲弊の暴民が参加したのである、其如何に出沒自在なりしかは景行天皇の御宇南浜に惡魚(海賊?)あり人を呑む之を以て追ひて撫養其他の港灣を経て稍く讃岐の一港に致すと云へるが如き、其後屢海賊平定

の詔命下りしが如き、後世の倭寇の如きに於て思はるゝのである、試みに土佐日記をみるに曰く。

こゝや何處とどひければ土佐の泊といへける……

三十日雨風やまず海賊はよるあるもせんなりとて夜中に船を出し阿波の水門をわたる男女からく神佛をいのりて渡りぬ

嗚呼之れ堂々たる土佐守の勢を以て海賊に恐怖せし事かくの如き紀貫之が承平四年正月の上洛日記である

純友は實に其頃(四年後)亂を起したのであつた。

#### B 藤原純友の亂

(一)亂起る 朱雀(一五九一—一六〇六)の六年南海の賊甚しかつたから紀沙人守となり藤原の純友掾となり伊豫に赴き之を鎮定して、純友京に歸て偶々平將門と計を合して再び任に赴き、承平八年任充つるも飯へらず却て賊徒を合せて伊豫日振島により官物をかすめた。

此年十二月二十一日報京に達し二十六日には備前介藤原高子高狀を奏せん爲上洛せんとしたのを、純友の臣文元等追及して之を攝津に(免原郡酒岐驛)射殺した、かくて平將門亂を東國に起す由聞へければ(一六〇〇)兵を京師に入れ火を放たしめたから朝廷は東西に事あり滿都は物情凶々たる有様であつた。

朝廷には純友を懐柔せんとしたが純友は盛に西海を襲ひ更らに讃岐を犯し其國の介藤原國風を高松に破り阿波に追ひ國府を燒却し追撃して兵を阿波に進めたと云ふ事である。

(二)中山合戦 坊間流布の前太平記には純友の招致せし賊徒に阿波池田中村の黨ありと記し、國風の阿波に入るや事を淡路の驛傳に依て奏し純友の追撃隊と大坂山(或は美馬郡曾江山)に於て戦ふた、國風の將櫻間文治行直等奮戦したが多く利あざりしを相尾右馬充資宗ありて漸く小勝を得た、さる程に小野好右等征討の命を受けて到り阿波守小野保衛又兵を率いて讃豫に進んだ、官船二百賊船五百事決す可からざりしが賊將恒利降りしかば純友は止を得ず西海に退き據つたと云ふ。

(三)亂平ぐ 純友は退いて西海に居たが官軍海陸より併進して博多の一戦に打勝ち來たから、私かに伊豫に潜行し勢力を復せんとしたが警固使橋遠保の爲捕へられ元慶四年七月七日を以て其首は都大路に梟けられた。

(四) 其影響—或は藤原國風を當時阿波介となし燒却せられた國府國分寺を阿波のとなしをるが信ずべき記録純友追討記によれば讃岐の事であつたのである、又中山合戦も確かに斷言は出來ぬ、乍然海濱は遲緩なる波動にも動搖する阿波も一時物情凶々たる上國府は之を土藏櫻間氏相尾氏に依て安んじ得たのは吾人に時代冥々の雅移を思はする、之實に豪族時代の現出である、

此亂の翌年(一六〇二)阿波掾の藤原雅量が常陸介となるや阿波考課によると云へり(本朝世紀)彼



又此時の功あるに依るならむ。

C 平安歴史時代 (下)

朱雀薨じて村上(一六〇七—一六二〇)立つ十四年内裏炎上して阿波國飛香舎の再建に任じた、其後冷泉圓融花山一條三條後一條後朱雀後冷泉後三條(一六〇七—一七〇三)各帝の間阿波史として記するに足る事とて無い、思ふに藤原氏は清和以來相次いで權勢を掌にして宴樂に更けり都下の盜賊疾病にも耳を掩い只詩歌管絃に之を開き以て天下の事望月の缺くる事もなき心地して居つた、地方に於ても莊園多くは藤原氏にかゝりあり土豪多くは藤原氏の餘影を受けて居つた。

然に後三條天皇(一七二九—一七三二)英明の資を以て新に記録所を置き莊園の新立を禁じ大權を復せられんと勤め給ふたが御宇短かくして功を爲すに到らなかつた。

D 結論

愚管抄に曰く。

「延久の頃記録所とて置れけるが諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむる事は四海の巨害と聞へありけるが宇治の一の所の御領とのみ云ひて莊園諸國に充ち受領の敷たへがたし」と、

宇治の一の所とは世に云ふ宇治關白頼道の事である、阿波の如きも到底かゝる世にては藤原系の豪族が勢を張て居る事と思はるゝ、乍然時は一切の審判者である、利害の念複雑なる人の世の常とて非

藤原系の豪族も現れた事であることを、思ふに兩者相格するに到つて益々中央史と地方史との表裏相密なる膠漆の如きをみるのである。

(附) 古庄表

特に書名を斷らざるは縣誌略によると知るべし。

新島庄	名東郡新居村	東大寺要錄	長徳四年
名東庄	同郡名東村		
富田庄	徳島市富田町	東鑑及越後系譜	
五ヶ庄	勝浦郡?		
三味田	勝浦郡?	石清水文書	文元年中
平島庄	那賀郡平島村	足利將軍系譜	
桑野御厨	同郡桑野村		
竹原御庄	同郡?	八柱文書	長寛三年
竹原五ヶ所	同郡?		
福井庄	同郡福井村	龜山院御凶事記	嘉元三年
長山賀茂庄	同郡加茂村		

長山吉井庄 那賀郡吉井村  
 仁字山 同郡仁字村  
 延野庄 同郡延野村  
 大野新庄 同郡大野村  
 坂野庄 同郡坂野村  
 富岡庄 同郡富岡町  
 牛牧庄 同郡？  
 阿良多野庄 同郡新野村  
 楠淵庄 同郡楠淵村  
 立江中庄 同郡立江村  
 浦吉庄 名西郡浦庄  
 宮吉庄 板野郡大寺  
 浦新庄 名西郡浦庄  
 高橋庄 同郡高志村  
 日置庄 同郡御所村

東鑑 建久三年

東鑑石清水文書銘治漫筆等 貞應元年弘安四年等

喜藏文書 建久二年

東鑑 文治二年

光富保  
 堀江庄  
 撫養庄  
 萱島庄  
 泊庄  
 北島郷  
 上庄  
 下庄  
 久千田庄  
 朽田庄  
 秋月庄  
 伊澤庄  
 篠原庄  
 高越庄  
 内西庄

板野郡大寺村  
 同郡堀江村  
 同郡撫養町  
 ?  
 ?  
 ?  
 ?  
 ?  
 阿波郡久千田村  
 同郡同村  
 同郡土成村大字秋月村  
 同郡伊澤村  
 同郡柿原村  
 同郡川田村  
 同郡川田村

石清水文書

東鑑 文治二年

喜田氏文書

八鉾文書 長寛元年或は那賀郡篠原あり

三木文書 正平十五年



八一六—一八二五)の第一年保元の亂あるや一躍して中史の一大勢力となり平清盛は源義朝と共に武門の棟梁たる有様であつた。

此間に永正二年天石門別八倉妃の正一位に叙せられ其後三四の除目行れたけれど畢竟宮廷の些事にすぎなかつた。

B 藤原師光と平治の亂

保元の亂に高松殿の降者は皆容るざる可かりしに學者にして少納言なりし藤原信西の策により殿刑を加へられた、平家は藤原氏と結び兎角源氏をうとみ源氏は幾干か平家と藤原氏に恨を以て居た、平治の亂(一八一九)茲に起つたのである。

折柄平清盛は熊野に參詣して居た、信西は私かに 勢を察して南都の方に落ちたりしが遂に逃るゝを得ざるを悟り山城綴喜郡の山奥にて定に入つた此時附き従ふ四人の瀧口は鬚を切て最後の御恩に法名を賜はらんと申せしかば左衛門尉師光は西光右衛門尉成景は西景などを法名を與へられた、乍然其未だ死せざる間に捕へられ獄門にかけられた、かくて源氏の勢頗る大なりしが平家の一黨來り戦ふて大に勝ち義朝の如きは尾張の知多に反臣の爲打たるゝに到つた、以來平家の勢は隆々として藤原氏を凌ぎ六條帝(一八二六—一八二八)の二年平清盛は太政大臣を忝くし一族皆顯官にありつき受領日本半國に及ぶ有様とはなつた。

此間に信西の子長憲は義朝の爲阿波に流されんとしたが事なくて止み、一時信賴義朝に與したる藤原經宗は阿波に流されたが程なく召返され以來阿波の大臣と云つた、藤原左衛門尉師光入道西光は依然とし瀧口に伺候し後鳥羽上皇の信任を蒙て居た、此師光こそ實に阿波柿原の在郷その人である。

C 西光法師と治承の亂

藤氏盛にして非藤氏あり、平氏盛にして非平氏あり、清盛以下一門榮華に傲れる時に當り平家征伐の計畫は皇室公卿の一部に在つたのである、其謀に任ずるものには藤原成親平康頼俊寛法師等あれど實は左衛門尉入道西光法師が方寸の間に出來たものであるらしい、兎に角平氏ならずんば人にあらずと云ふ時代に這個の事あるをみれば師光又一筋なはを以て論ず可き男でない。

高倉(一八二九—一八四〇)の九年一黨洛東鹿谷に會した、偶々一人あり宴席に瓶子を倒したるに平氏倒れ候と云ふものありとよめき笑ふ中に師光は只首をとるに若しとて瓶子の首をとり木に懸けたと云ふ。

さる程に師光は巧に公家の間にありて上皇の寵愛を享け七子の内長師高は加賀守次師經は其目代となり居りしが師經は加賀白山の僧徒と争ひ引て山門と格するに到つた、依て師光上皇により山門を説して天台座主明雲を制肘したから、山法師の怒烈しく凡そ山門にとりて西光程憎き敵はなしと其名を書きて佛像の足下にせしめたる程であつた、されば加茂川の水賽の目山法師と云へる世とて頃は治承

元年一月二十八日師經は土佐に配せられ四月二十日師高は尾張に流された、之が爲暫く在來の計畫も  
行れざりしが遂に多田藏人行綱の爲に密告せられ六月一日成親師光等捕へられ萬事休するに到つた。  
清盛は元來宿根いやしき師光の輩とばかり尤も彼を憎み自ら詰問したが師光元よりすぐれたる大剛  
の者なれば淨海入道を散々罵倒し遂に口を裂かれ後殺された、九日に到り流人となりし師高及び弟な  
る師親師平等今の枇杷島に誅せられてしまつた。

さてかく中央にありしものは地方に波動を及ぼす師光は長く信西の戚族にてとも角も藤原の流を汲  
ひ、之に對峙する平系の豪族あらで止まんや、紀成良は名西郡櫻間の豪族民部大輔にして平氏に屬す、  
茲に命を受けて師光の本據なる柿原の廳を襲ひしが師光の子廣長の之を河畔に迎へ戦ふたが破れて宮  
河内に退き岩上に自殺した、かくて亡びし在廳の趾は御所神社の古祠となつて居る。

廣永の弟親家は板西の城主たりしが勢かなはず暫く忍んで他日を待て居た、されば中央にては平氏  
尤も榮へ地方にては平系の紀氏大に昌であつた、夙に藤原師光が片々たる土賤の狡奴ならざりしは次  
の歌にて明かなり。(玄玉和歌集)

雪つもる比良の高根の山かろし

木末もみへず谷の埋木

D 源氏の擧兵

師 光

かく平氏は中央にも地方にも盛であつたが源氏を思ふ源氏にもかりある者もないでなかつた、例へ  
ば名西郡矢野に源内と云ふ舊家あり之昔源氏にして内舍人たりし家柄と云ふ、私の郷里源太の渡は昔  
柿原氏の源氏たりしを示めすなり、かゝる者にては一旦時を得ば、一個の勢力なるべく、殊に先に平  
系豪族に壓服せられし藤原系の豪族たる藤原親家の如きは準源系として機會を待て起たのである。

されば祇園精舎の鐘の音は諸行無常の響ありとかや驕れる平氏も久しからず、清盛重盛の死せし後  
の平氏は遂に旭將軍義仲の爲に西海に追れ、おはれ安徳天皇(一八四一—一八四五)は一天萬乘の御身  
を以て行なも定めなき波枕になれぬ起伏なし給ふ有様となつた

紀成良は平家を讃岐の八島に迎へかたの様なる内裏や御所を造り參せ専ら一切の工に従ひ忠節を存  
せしかば平家又一しきり勢あり、壽永三年(一八四四)には義仲頼朝の内訌に乗じて攝津の須磨に築  
城して是に據り阿波民部大輔成良が口狀を以て山陰山陽四國九州の宗ときこへし者共を集めたので  
あつた。

以て一成良の平家の哀運を支へるを知るべきなり、されど二月の合戦に九郎判官義經の奇襲に打  
ち破られ八島に引き返へした。

E 義經八島を襲ふ

かく紀成良は四國を徇へて居たが源氏に應ずるもの少なからず豊前の緒方伊豫の河野阿波にては之

より先源氏擧兵の初壽永二年の頃天野六郎忠景は源氏に應じ武器を粧ひて發船し和泉の吹井浦(淡輪)に到りしを平教義の爲に攻められて破られしが鎌倉より一番先陣の仰せ蒙りし程なれば之又一個有力の敵であつた。

さる程に西海の源氏功はかくしからざりしかば源九郎義經は壽永四年(一八四五)二月船を渡邊(大阪福島)に舩し五艘一百五十騎を以て大風濤を犯し二十六日午前二時より翌午前六時の間に阿波の地に吹きつけられ、わがれば汀に赤旗少々ひらめきて敵のあるさまに見られたのである。

東鑑によれば十八日阿波國柁浦延尉昨日渡邊より渡海を欲する所俄に暴風起り………路を次ぎ桂浦に櫻間五艘卯尅阿波國柁浦に着す則ち卒百五十騎上陸當國住人近藤親家を召し………路を次ぎ桂浦に櫻間夏遠(散位成良弟)の所を攻む夏遠辭して遂電を成す云々と、柁浦上陸説は必ずしも一顧の價値なきにあらず風濤の場合なれば此浦に着せしものあるべし、然れ共平家物語源平盛衰記に記されたる田野(勝浦)上陸は傳説口碑もあり古蹟もあり傍々否定すべからず、かく浦々に着せし兵合して櫻間外記大夫良連の三百騎をけちらし居りしが折節百騎ばかりの兵を卒ひて一將進み來りしかば義經義盛をして尋ねしむるに之は板野板西の住人臼井近藤親家とて君に隨はんとて來れりと申す、義經依て親家を案内とし成良教能父伊豫の河野氏を攻め八島の空虛なる事を知り、急に桂浦城(本庄村)に櫻間介良遠を攻めて一氣にはふり行く敵を破りて勝宮(大寺?)に押寄せ板東村金泉寺に入りて休息し其日

の内に阿讃の堺なる中山の山口の南に陣をとると云ふ、之を以てみれば義經は大阪越をなせるや明かなり大山村大山寺の口碑は附會なる可し、かくて義經の軍は十九日古高松附近に火を放ちければ屋島の平氏は恰も田口等の河野攻めの首實檢の所なりしが大に狼狽して總門のあたりより海に出で義經等かわつて陣を取る、その日其翌日濱合戦あり那須の與一が扇的的に平家の運をトひしも此の日なり、二十二日に及びて平氏全く追落され義經四國を手中に入れ二十三日には田口成良伊勢義盛に致されて疑を通じ平家は茲に據る所失ひて行へも知らず西海にたゞよひぬ。

F 平氏亡ぶ

頃ハ壽永三年の春三月二十二日、壇浦の水戦に平氏は全く殲滅しつくされた、之の役平知盛は田口成良の敵に通じたるを察し宗盛に告げて之を召し切らんとしたが宗盛決せずして遂に成良は義經に通じたから敗亡した。

さなり阿波人にして平氏に多年恩顧を承け故なく反さし者のあれど又新居紀三郎行俊紀四郎宗長の如き奮戦惡闘の後平氏の没落に殉じた者もあつた、かくて夕日わかぬさす壇の浦和の夕なぎは波間に亡びし平氏の運命にも靜心なく打ち渡つたのである。

D 餘説

(一)緒言 平氏は亡び源氏は天下を得たが茲に餘説として阿波祖谷に匿れし平氏の殘類を紹介せむ。

(二) 祖谷の開闢 祖谷は山嶽愈々重疊せるが爲に云ふなるか此の山又山の深奥にも一の傳説ありて、往昔惠伊羅御子其の妻小野姫と來りて山を拓き紡績を教ふと云ふ、人或は之を天平勝寶八年土佐に流竄されし呪祝の此處に到りしものと解くあれど如何にや、中古阿佐の庄などを云へる阿佐は麻にて紡績にもかりあり寧ろ忌部神の末にてもあるにやと思ふ。

(三) 平國盛 教盛の子なり屋島の戦ひに亡命して板野郡大山を越へ井川内谷(三好郡)を経て祖谷に入り、阿佐の庄にうつり住むと云ふ、

屋島以來凡そ一年の間彷徨困苦をつくせしもの深く察す可きなり。

(四) 安徳天皇 天皇を祖谷に伴ひ參らせしと云ふ傳説あり、曰く。

『壽永二年讃州八島の軍破れしかば門脇宰相平國盛兵百人計り語ひて、天皇を供奉す同國志度の浦に走り遂に大内郡水主村に移り數日あつて阿州大山を打越へ十二月晦日祖谷の谷に到り大枝の莊殿堀の内にて越年し給ひ文治二年正月朔 天皇崩じ給ふ之を栗枝渡渡と云ふ所に葬り奉り歸空梁天大禰門と法號し奉る云々』、

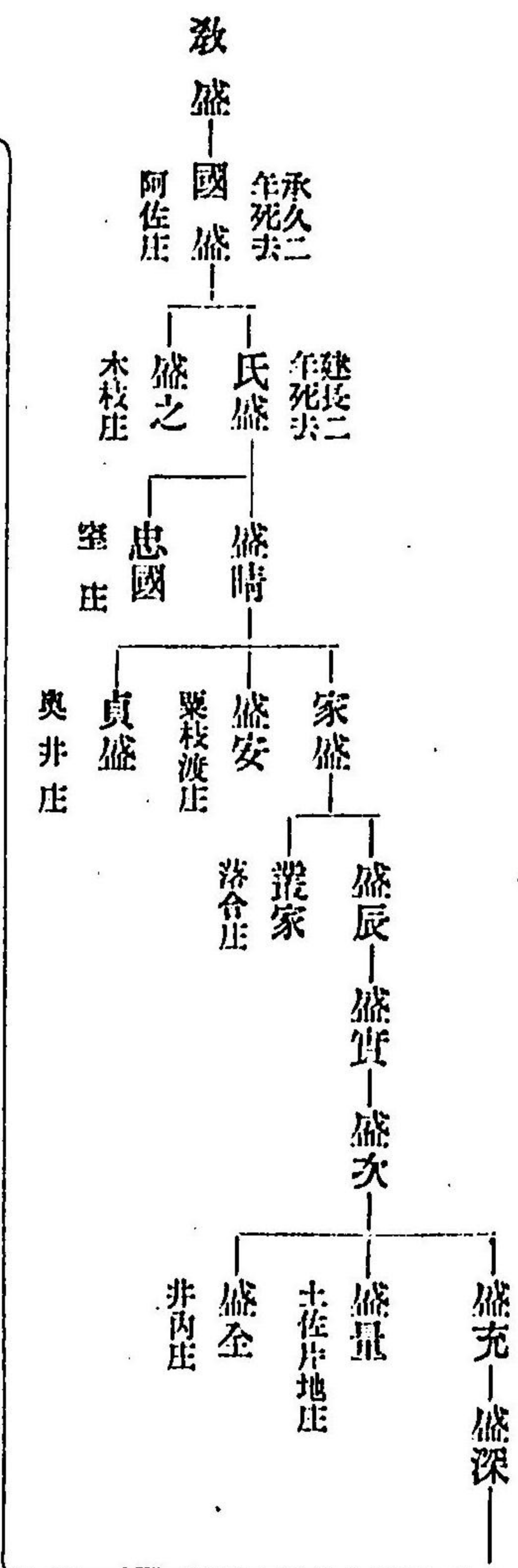
之近藤氏の史料通信叢誌より祖谷の事蹟てふ一文より採擇せしものである。

東祖谷村に粟枝渡八幡祠あり帝の神牌あり又社の附近に帝の御座とせし自然石あり、西谷村八幡祠は御納骨の所であり、御花敷と云ふ所は幼帝御道途の舊蹟であると云ふ。

抑平家の遺族ある所大低帝を伴ひ參らせしと云ふ傳説がある、肥前の水上山萬壽寺(弘覽隨筆)或は肥後五かの莊或は攝津能勢郡の如き之である、能勢郡には原田因幡の舊家あり文化頃發見せりと云ふ古文書ありて一族檀浦合戦に破れ日本海に出で但馬より上陸して此地にありつゝ帝は文治三年五月二十三日に薨御遊ばしたと傳へて居る、元より平家の遺族たるは疑なく帝の能勢郡に御遷幸遊ばせしや否やは不明であるが、現に丹波には長門の赤間が關の御陵あるにか、はらず御陵參考地となれる所もあり一蓋に否定は出來ぬのである。

私は祖谷の傳説に就て思ふに之國盛等千辛萬苦の末に此深山幽谷の裡に潛み居り世の傾きを窺ひ居りしに遂に平家亡びて幼帝御入水の義かくれなく、今はとて形ばかりなる神牌靈位を設けありしを昔を忍びては涙にくれつゝ取行つた御法會のあとでないかと思ふ、之實に在り得べき事であることを思ふに涙聲たり松嶺たり翠微に匿れ居て一族滅亡の悲運を哭すと云ふ、眞にあはれなる事共でないか。

(五) 赤旗及び略譜 東祖谷村阿佐名阿佐某は國盛二十二代の人である(明治四十一年)其家に傳ふる大小二流の旗は血痕斑々としありし日の名残を示すと云ふ、今其略譜を記すと次の如くである此内定盛以前は代々越後守或は紀伊守肥前守と稱し室町時代に一城の主であつた。



(五) 山嶽武士 祖谷は山谷の奥で壽永以來より敗將殘卒の生を偷む者隠棲し居り源平藤橘何れかの末ならぬはない彼等は一團となりて門地あるものを名主といいたゞき武家時代を通じて意氣虹の如きものがあつた。

尙麻直郡木屋平村の松家氏は平重盛の遠裔で中古越前守など、稱し一勢力であつた、其他平家の遺裔は諸方にあるが特に之を一例として止める。

### 第四編 武家時代

## 第五章 鎌倉時代

### 第一節 總 說

鎌倉時代(一八五二—一九九三)の大勢を一言にて盡さんか東人西移の一語に止ると思ふ、之藤原系統の豪族を平系統の豪族の壓迫し而して平系統の豪族は源系統の豪族に倒された當然の結果である、果然鎌倉時代に阿波の中心豪族と爲たもの佐々木氏と云ふ小笠原氏と云皆東國武士の錚々たるものであつた、而て其衆族は張り其の大勢は止まらず、武家時代を通じての現象であつた。

私は今この二氏族を研究する前に鎌倉時代に名ありし阿波の名族に就て二三を記し、併て鎌倉幕府初期の治績を想像してみた。

天野忠景は六郎と云ふ當時の海賊大將である、後に南北朝の頃に名ありし阿間氏との同族であることを思ふ、然ば阿波の海關を保つて一方に雄視したのであるを、六郎忠景は南海通記には安摩忠康とも云ふ、頼朝の兵を擧ぐるや南海に於て真先に應じ紀伊吹井浦の城に據て關西を震した。

紀成良は往年平氏の侍所たるや西海の武事殆ど此人に決した位であつた、櫻間城(名西郡)に據り一國最有力の名族で櫻間或は田口又は田内とも稱した、文治元年(一八七五)平宗忠(或は忠房と云ふ)八島より脱して紀伊に入り湯淺權守宗重に依るや、鎌倉の命を受け熊野淇海と共に之を岩屋城



(有田郡保田村)に攻めて之を殺した。

近藤親家は西光法師の末子である、源義經を八島に案内した功もあり勞々恩賞を蒙た事と思れる、後其居城板西を嗣赤澤氏に譲り勝浦郡新居見に退くと傳へて居るが確ではない、又當時讚岐の守護となつた近藤國平は彼の同族なのである。

平康賴、康賴は平氏の疎族である、猿樂を好み歌道に達するので鳥羽法皇の寵を受けた、嘗て尾張の國司たりし時、當時全盛の平氏を以て凋落せる源家の末路を悲み同國知多に所在する源義朝の墓を修し水田二十町を寄進して之を弔ふた、後京師に還り治承の變に西光法師等に與し事露れて名にしをふ鬼界が島に流置せられたが許れて京に居る事を得た。

賴朝の天下を得るや康賴の舊恩を思ひ之を麻植の保司とした、實に文治二年閏七月二十二日の事である、(東鑑)保と云ふは里となるには足らざりしものが開拓せられて多くの戸數となりしにかゝらず稱するものにて庄と同じ事である、今の麻植郡山路村あたりが當時の麻植の保である、康賴は無論此處に下つて思ひ出多き半生を回顧して餘生を送た事であるをか。

茲に康賴は二寺院を麻植保に建立し治承義和の亡人を弔ふた、又知多(尾張)にも東山(京師)にも所録あればにや寺院を建立した、且駿島之は鬼界が島より許され還りし紀念としてか石燈籠を奉獻した今も同地の名所となつて居る、多分駿島神社は平氏の尤も尊ぶ所であるので謝恩の考でもしたものと

みゆ。(源平盛衰記等)

麻植保の二寺院は中古合して慈眼山玉林寺と稱して居るが茶臼を傳へて彼の遺愛だと云ふ事である。

彼は斯て京師と阿波との間に餘生を送て、詠草著編に日を送つたのである、彼は歌人としては王朝末の小歌人にすぎぬが千載續三代玉葉等の集には散見する、今一を記す、

思ひ遣れ暫しと思ふ旅だにも

尙ふる郷のこひしかるらむ

彼の著、寶物集は頗る有名なるもので七巻を通じて約すれば、人の世に在りて頼もしきものは彼の隠れみのゝ如き打出の小槌の如き浮雲只ならぬ財寶にわらずして只御佛の大悲の御蔭に外ならずと云ふにあり。

却説、茲に文治四年八月康賴訴狀を鎌倉に致して地頭刑部承成綱が其命に従ざるを以てしたが幕府之を裁して事了つた(東鑑)蓋し康賴は守護人であつたのである。

彼の墓は知多(尾張)にも愛宕(京都)にもある、乍然之は分骨の墓で眞は山路村所在の康賴祠の古墳下に永眠して居るのであると。

以上の外、當時の名族として記す可きもの其他多くある事と思ふが、鎌倉幕府が守護地頭を置く迄

は河北は近藤氏、河南は紀氏、依然として源平以來の勢力を以て居たものと思われるのである。

而て鎌倉幕府は當時諸國諸族を支配するに大體(イ)本領を安堵し(ロ)缺地を任じ(ハ)侵地を復さしめ(ニ)社寺に寄進する等諸政亂麻の續を整理するに寧日なく、從て地方の如き紛々甚しきものをつたのみ。

東鑑によれば文治元年(一八四五)六月には良弘法印を阿波に流し(同年に召し返す)、三野田(石清水文書には三味田と云ふ勝浦郡に在り)の庄を石清水八幡へ寄進した、翌一年には久千田庄(阿波郡)に所有者の訴訟あり、又地方紛亂國として阿波も算せられて居る、其四月勅答條々中に山田高島(麻植郡)の庄名あり是公武地頭の争ひであつた、又此年前記康頼の訴訟があつた、建久元年(一八五〇)四月内宮造營費未納の庄名を記し條に高越寺莊(麻植郡)あり、以て其の紛亂の有様を思ふのである。

然るに頼朝義經兄弟の不和となり義經南海を徇へん爲京師を去るや、佐々木經高等頼朝の命を享けて阿波に下つた、此時次の如き院宣も出たのであつた。

文治二年二月三日

前備前守源行家前伊豫守義經等好心日積逆跡顯於都城不亡命山澤隱居之所租有風聞宜令熊野全峯山及紀伊阿波等諸國々司愷押求在所擲進其身

藏人頭左中辨藤原光長

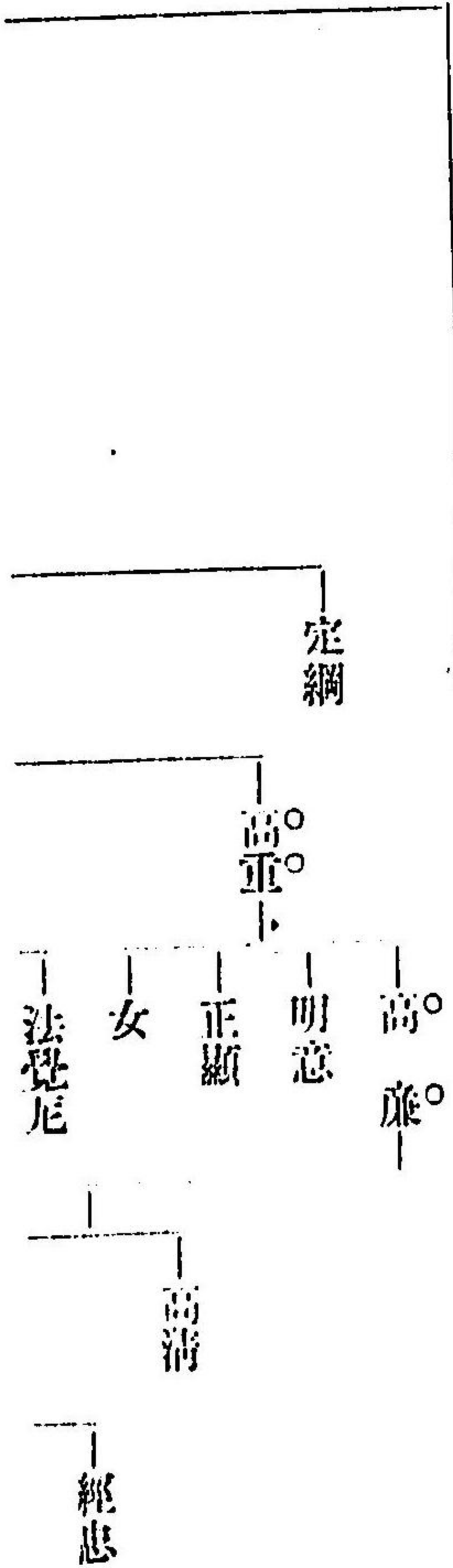
阿波國美馬郡半田村に緒方氏あり、之二十四名の兵と共に逃れ匿れた義經の遺臣緒方維義の子孫だと傳へて居る。

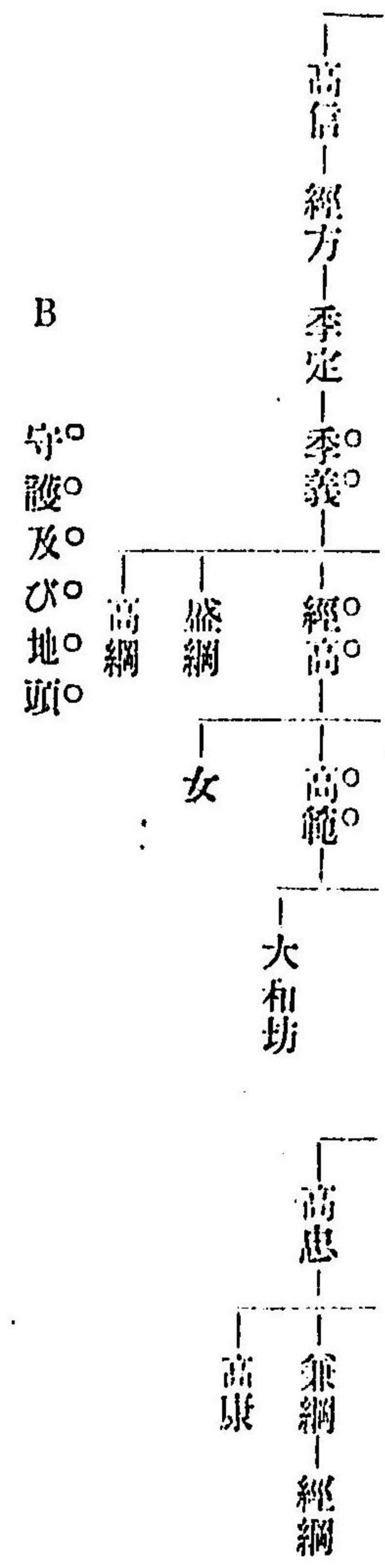
### 第二節 佐々木氏

A 緒言

鎌倉幕府は文治元年(一八四〇)開かれ將軍に次で執權別當等の政治を奉行するわれど地方に尤も關係あるは守護と地頭である、守護地頭は往昔より既在の事なりしも多分義經の事ありしを機として全國に置いたのであるを、守護地頭の何たるやは別項に記すが、私は先づ東鑑請文に「經高住阿波國條件男可頼給候」候とある如く阿波最初の守護たる佐々木氏の系譜を記して緒言の代とする、

宇多天皇—敦實親王—雅信—扶義—經頼—章經—高經—





B 守護及び地頭

今是を武家税目抄に開くに守護は「鎌倉殿兵權をとらるゝに及び……御家人を以て之を補任し各々に國を守護せしむる事となれりさてかくて其稱を守護と改めしなり」又曰く「守護の職掌は檢斷を旨とする論なけれ共鎌倉右大將家の時定められしは大番役の催促謀反人殺害人の檢斷などすべての條をつとめとす」「欠地あれば地頭を攝する事ありいつのまにか世襲とはなりにけり」と。

地頭に就ても又曰く、「元は莊園の職なり領家の私にかかれしものなれば領家代公文下司目代などを云ひしなり……行家義經の事により都鄙莊保の別なく地頭を置き兵糧を收納する事となりぬ」「職掌は軍役をつとめ……或は守護人の催促に應じ總領に従ひ軍役につとめ……京都或は鎌倉の大番をつとむるなり」。

即ち守護地頭はかくの如き者であつた、佐々木氏は如斯守護の職を阿波土佐淡路に奉行したのであつた、之東鑑に「佐々木經高蒙御氣色淡路阿波土佐以上三個に守護職以下所帶予被開放之」とあるに

ても明である、但此事は正治二年の出來事である。

C 經高及び高重

經高の父は季義である、季義は宇多源氏の嫡々で近江佐々木莊を保た、保元平治の頃清和源氏の源義朝と父子の約を結び居た爲に亡命して相摸の灘谷に走り平重國の女婢となつて居つた、賴朝の兵を伊豆に起さんとするや大庭景親先づ知て策を季義に計た、季義陽に組して陰に賴朝に通じ之を援け山木判官兼隆を其館に嬰ふ事とした、此時季義の四子定綱經高盛綱尚綱大に奮闘力戦し殊に經高の如きは敵の勇士堀信遠と白戦し其名を揚た。

其後源氏の軍平家を西海に迫ふや毎戦に従ひ、平氏亡びて後は京師に衛して居たが、行家義經の事あるや、仰を蒙り阿波淡路土佐の守護職となり後上京して大番を京師に勤めて居つた。

淡路の八木(三原郡)は守護の所在地であつた阿波は白鳥(名西郡)であつた土佐は不明であるが、恐らく經高は阿波に下つて義經に備へた事であるを。

之より先き賴朝死す、然し政權は北條氏之を掌握した之の爲皇家常にたらず思召た、後鳥羽法皇は意を鋭くして關東に對ひ給ふて居た様であつた。

時に正治二年七月二十七日平氏の殘黨起て都下に迫つたと云ふので頗る騷擾した故經高淡阿土の兵を催促して之を鎮撫した、然に法皇は經高を以て狼に兵を動し登殺の下を亂したものと爲し給ひ鎌倉

に詰問し給ふた、依て經高は八月二日に到り職領共に召放されてしまつた、之他方よりせば宇多源氏の全盛を鎌倉に忘れた事情もありし爲である。

經高は尙其後も京師に居たが建仁元年五月六日罪を謝して入道し經進と號し子息高重を鎌倉に下し舊功を以て免罪を乞ふたが、同月十三日には空しく京に返つた但し大江廣元北條時政餓する所あつたと云ふ。

十一月十三日に到り經進頼朝の月忌に許され十二月五日鎌倉に禮するや收公の地一を給ふた、經進尙乞ふたけれ共許されなかつた。

さて此時や頼朝の子頼家は殺された實朝あれども、實權既に己に北條氏にあり、北條氏に不平ある武士も少なからず、遂に政權に喝したる皇家と相用ひて承久の一亂あるに到つたのは止を得ぬ事であるを、從て、經高入道經進も昔日の御氣色を蒙りし法皇の帷幄に參すると云ふ次第となつたのである。

D 承久の亂と佐々木氏

「海はさけ山はあせなむ世なりとも」と歌た實朝も空く鶴岡社頭の跡と消へ、北條氏は全く其の基礎を固めた。

是を以て、「およそ院いかにもして關東を亡さむとのみおはしける」承久兵亂記と云ふ有様で、内々謀議

に加るもの經高然り高重然り其他多くのかたうどが在た故、承久三年五月五日には愈々東征の宣示發せられ二十七日には京師關東全く不調となつた、六月三日に及び官軍は進んで東海東山北陸の三道を約し東軍又三道を進んで殊に一軍は宇治瀬多に急進した。

高重等初め麻奴戸に敗れ次るで宇治に敗死した、是六月十四日であつた。

十五日、勝誇りたる東軍は京師に入り二十四日には主謀の公卿を東下せしめ、七月六日一院(後鳥羽法皇)を隱岐へ二十日新院(順徳上皇)を佐渡へ十月十日中院(土御門上皇)を土佐へ流竄し奉つり、事平いだ。

此間に東軍は敗將を求むる頗る嚴であつたが、經進は私かに鷲尾山中(山城綴喜郡の山中)に潜んで居た、但東將北條泰時の諷語を傳へ聞て自殺したのである。

此時東軍の中仙道隊に將たりし小笠原長清は不日阿波守護職となりて下り、佐々木氏の一族にして白鳥なる茶臼山城に居るを攻めた。

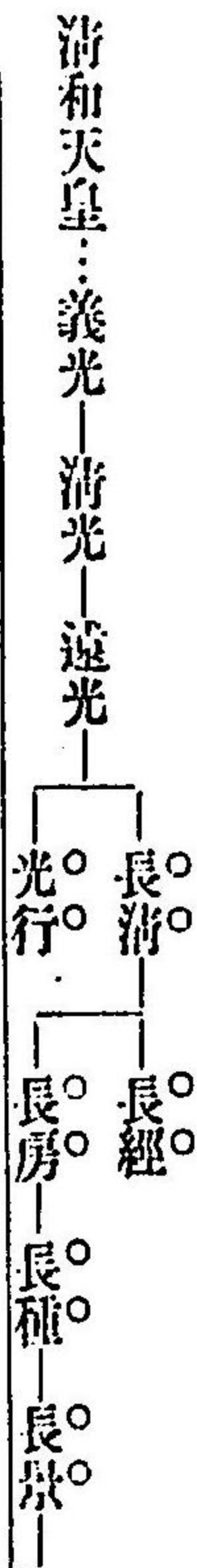
族人(或は高範高廉と)防戦の後、鬼籠野の山峽に退き遂に刀折れ矢盡きて打死した、但其裔にして鬼籠野に在る者今に存すと云ふ事である、又其討死した地を弓折と云ふ山である。

かくて小笠原氏は佐々木氏に代て守護となり三好郡に治したのであつた。

### 第三節 小笠原氏

A 緒言

承久の亂後小笠原氏は阿波の守護となつたが其後の史蹟は頗る未詳であるから可成的研究の効果を明にするに止める外はない、先づ其系譜を見ると、小笠原氏は清和源氏で八幡太郎義家の弟新羅三郎義光より出で世々信州小笠原に居たので姓と爲たのである。



—長直—長親—長宣—長宗—長隆—義長—長元—(三好氏)

(○印は系譜に阿波守を註す)

B 長清及長經

或は阿波守護職として長經初めて任ずとも云ふが小笠原宗家及び諸家系譜に依れば長清を以て初とする。

長清は信濃深志の城主である世々武道の故實を傳へ信濃守に任ずるを例とした、頼朝の兵を擧ぐるや是に會して功あり、後頼家に寵せられ所謂五盟士の一であつた、頼家の幽死するや一時籠居して居たが出で、宣朝の嗣となつた、蓋北條氏の瓜牙であつたかも知れぬと思ふ。

承久の亂に轉戦して功あり佐々木氏の欠地を次で阿波守護職となつた、之承久三年(一八八一)の事である、或は幾干もなく土御門上皇遷幸には(一八八三)其子長經迎へ奉りしをみれば初めより長經を守護代として赴任せしめしのか仁壽三年(一九〇二)信濃に歿す、時に享年八十一歳であつた。

長經阿波守に任じ池田城(三好郡)に居たが兼て土佐に居せし土御門上皇を貞應三年(一八八三)阿波に迎へ喜録二年(一八八七)行宮を作り奉り寛喜三年上皇崩去し給ふや御葬かたの如く行ひ奉つた(一八九一)後職を弟長房に譲りて信濃にかへり宗家を續ぐ蓋し父長清老ひたる爲である。

尙小笠原氏は淡路の守護をも續いだのである即ち長經の五男長能は八木(三原郡)に居城した、是後の淡路小笠原氏の祖である。

C 土御門天皇

(一)緒言 帝の承久の役に組みし給はざりしは時尙早なればにや私は帝の御集を拜誦して天性優しく御座す君なるを知るのである。

(二)土佐遷幸 承久の亂後義時天皇は組し給はざるを以て安座し奉りしかと天皇忍び給はず前關白道家をして旨を以て鎌倉をさとし土佐に渡らせ給ふ事とはなつた、是實に承久三年閏十月十日であつた。

『萬里小路の御所より御山立ありて配所に趣かせ給ふ御外戚土御門大納言定邇卿泣く泣く御車を寄せ奉り君臣互に悲涙に咽ばせ給ふ京中の人々悲み奉る事限なく少將雅具侍從俊平女房三人醫師一人御

供し奉る」承久亂記等

かくて贗岐(阿野郡松加浦)に着し土佐に入り給ふ。

(三)土佐の行宮 佐渡や隠岐や今に其遺蹟を傳へたれど阿波土佐のその未詳なるは如何なる爲にや、増鏡には『土佐畑(幡多郡)と云ふに渡らせ給ひぬ』と云へど彼處に何等の遺蹟を傳へず却て香美郡岸本常樂寺は天皇のゆませし所なりと傳て居る、蓋し岸本は贗岐より土佐に入り海に沿て幡多に到る水陸の津驛であつたから、當時九條領なりし畑に然る可く御遷幸遊ばす爲に行宮遺營の間岸本に御滞留遊されし所増鏡の所謂『せめて都近き所にと東より奏したりければ』阿波に遷幸し給ひて畑には御選座なかりしものと考へらる。

(四)阿波遷幸 貞應二年四月二十二日(一八八三)鎌倉より帝を阿波に迎へ奉る可き旨守護長經に命ありて迎を奉る、其御遷幸の途山中雪深く道途もわきまへ難き程なりし故御製あつて、御心を遣せ給ふたに。

浮き世にはかゝれとこそ生れけめ

ことわり知らぬ我か涙かな

やがて夜をわかし給ふて阿波に御幸なると云ふ、此の山中を或は土佐の野根山なりとする人あり、乍然岸本(行在所なり又よし畑とするも)と池田(長經居城)間は別に特に迂回して海岸に沿ひ、わ

ざと野根山を越ゆる要なき程に往還の直路存したるものと信せられる、尙御遺蹟傳説地を説くに當り言添へる考であるが私は山中を野根山であるとは思はぬ、三好の山中だと思ふ。

(五)阿波の行宮 喜録二年行宮を新築し奉つたと云ふが其蹟は知れぬ、何分他の上皇に比ぶればをろそかならぬ、御待遇をなし奉せた様である、乍然其蹟の定ならぬと云ふは頗る恐多き次第である、私は東宮城(麻植郡)松板村(板野郡)里浦村(同郡)を参考地として數へて置く。

かくて上皇は寛喜三年御述例にて薙髮し十月十一日と云ふに崩御し給ふた、御年三十有七歳にておわした、御遺骨はやがて御遺物と共に京に遷し奉る、『たまさかに通ひける隠岐の國よりの御文なんぞ御調度と共に都に持ち参らせけるに悲歎に沈まぬ人はなし』と云ふ有様であつたが、遂に天福元年十月十一日(一八九二)金原の御堂(山城乙訓海印御陵)を營み仁治三年七月八日には土御門天皇と御諡號あつた(一九〇二)、正に四條天皇の御字である。

(六)御遺蹟傳説地 一三を記すと次の如し。

- イ、池谷陵 板野郡池谷村にあり『土御門天皇御火葬所云云宮内省』と榜してある。
- ロ、あま塚 同郡里浦村にあり是こそ眞の御火葬所なりと云ふ者あり尙考ふ可し。
- ハ、琴代神社 同郡榮村にあり 天皇に従ふ侍宿尊を祠るものと云ふ。實は事代主か。
- ニ、柄養の森 同郡同村の舊名なりと、院の行在所なりしと云ひ、傳唱せる御製あり、但眞に御製

とも覺へず次の如し。

里なれてちちかへりなくはゞぎす

栖養の森の松のこずゑに

ホ、日野左中辨の子孫 同郡三涯村にあり或は院に従ひしものと云ふ。

へ、御所島 阿波郡大野島にあり御駐蹕の地なりとも行在所なりとも云ふ、乍然御所は多くの場合

御庄の事なれば如何にや。

ト、東宮城 麻植郡中村山にあり行宮所在地なりと傳ふ御櫓の隈あり東宮神社ありて帝を祭つる、

山中の僻地ながら誠に院は幽囚の御身にておわせしなりと思へば正なりし様にも思ひ忍ばるゝ。

チ、御判宮 三好郡山城谷村にあり御物を傳ふ。

リ、室鶴王の子孫 同郡同村なり室鶴王承久四年五月帝巡狩の時雪中薪をすゝめ御物を賜ふと、今に傳ふ。(但承久四年は誤傳か)

以上は多く確たる考證を欠く傳説地であるが、私は尙以て土御門院の讃岐より土佐に、土佐より阿波に三好の山中より麻植の地に御安座なし奉り東の宮(長經の居城池田より)なんぞ尊び奉りしを更らに板野のいすれへかに新宮を造營し茲に奉仕し奉つた事だと思ふて差支ないと思ふのである。

(七)御陵問題 村氏「土御門天皇御火葬所私考」に於て里浦村を以て御陵所在地と斷せられた其考證を

摘要すると次の如くである。

里浦は古來和歌の名所にて歌人なる帝の忘れ給はぬ地ならむ、此村あま塚も尼塚又は海人塚と云ふものあるも寧ろ天塚と云ふ可きならむ此塚毎歲十月十一日に祭ありて聖忌に一致し祭時御紋章ある雪洞を用ふ、又あま塚は昔時廣大なる地にて御墓と稱し里浦文書には土御門院御廟寶篋印塔或は土御門院御廟於小屋懸風などの文字あり、山陵志皇陵志前王廟陵記御陵新考陸墓一隅抄諸陵周垣歴代廟陵記山陵四舍御陵圖歴代陵墓考補遺等の帝の御陵里浦村にありと云ふは此天塚を以て云ふなり、然に彼の池谷の陵は山谷の僻地帝王の居にあらす仁治中道範阿闍梨の南海流浪記にも池谷の事少しもみゆるなし、且其陵墓たるの傳説も元皇神おろみかみと稱する外何等の證據なかりしものなり、只明治の初め山陵所定の事あるや、里浦村氏が金銭の入用を恐れて強て山陵を清少納言の墓となし、かば池谷村岡田こそ御陵たると定まつたりと云ふてゐる。

以上は長論文を約したるもの故原著者の論旨に反せるやも知れぬが、吉田博士は説て元來池谷村御陵は天王山なる地名の外何等のゆかりなきに御製なきに依れば帝の御座せしは里浦ならんかと思はるる節ないでもないと思ふ、とて御製を一二記してゐる。

吹く風に目にみぬ方を都とも

忍ぶも苦し夕暮の空

あま小舟とふ人あらは深汐たれ

南の海にわふとこたふよ

私も畏い事であるが里浦に御陵ありと信じたい、乍然わま塚のわまは江戸時代俳句者流のわま屋敷などより附會した名稱にすぎぬと思ふ、わま屋敷も尼屋敷かも知れぬ、里の海人は特に塚や屋敷を後世に残す理はないと思ふ、彼の男挾磯の墓は明石にあるのが真らしむ從て彼の墓でも屋敷でもない。旁々私は土御門天皇の御陵を後世わま塚と名稱したと云ふ意味にて今のわま塚を天皇の御陵と信ずる方が如何と思ふ。

尤も宍籠の旅行記は傍證位にはなるが大した史料でないのである。

D 承久乱後の變遷

(一)緒言 此亂後の變遷は殆ど知らるゝものなし只諸系譜の註をみるに長經は寶治元年死享年五十八歳也と註し(此時長房阿波の守護なりき)長景に到りて弘安二年死と註す、又義長に到りて至徳三年死と註す、之を以て普通人生の差律に近きものを求め年代を案配すれば凡次の如きものを得るのである。

長房 一九〇七  
一九〇八

長種	一九〇九 九三四	一九一七	親鸞上人死
長景	九二五 九四〇	一九三二 九三四	元使初めて到る 長房平盛隆を殺す
長直	九四一 九五八	一九四一 九四二	元寇十萬西海に殺倒す 日蓮上人死
長親	九五九 九七六	一九四八	津守國房阿波に來る
長宣	九七七 九九四	一九七九 九九三	後醍醐天皇即位す 北條氏亡ぶ
長閑	九九五 一〇一二	一九九五 九九六	足利尊氏反す 南北朝分立す
長隆	一〇一三 一〇三〇	二〇二一	初度の和
義長	一〇三一 一〇四七	二〇五二	南北朝合一

之に依て少しく史績を想ふてみよう。

(二)貞永式目 土御門院崩御の年(一八九二)に鎌倉幕府より貞永式目を分つたが南陸の地方政治には別段なる影響もなかるを。

(三)新佛教 阿波の文華は京難波の外に武家時代に入てより鎗倉の影響を受けた、此頃起つた新佛教の運動は京系にては法然上人の淨土宗親鸞聖人の淨土真宗一遍上人の時宗である、鎌倉系にては二不



立文字教外不別傳直指人心見性成佛』の禪宗日蓮上人の法華宗なんぞである。

美馬郡安樂寺は長清の建立であり、三好郡瀧寺は長經の建立である、此二寺は共に浄土真宗だと云ふ、而て美馬郡の見性寺は小笠原長久の建立で寶治中（一九〇七—一九〇八）の事だと云ふ、勿論禪宗である。

但し阿波は山來空海の地故其の運動は武士階級に止まつたものであるをと思ふ。

(四)元寇 文永五年元使初めて來た、弘安四年十萬の戎殺倒したが天なる哉神風とも云ふ可きタイフーンの襲來したため我が軍大勝を得た、當時鎌倉には執權時宗あり中國南海の將士を長門の探題に屬せしめ水士海賊を出さしめたと云ふが、此千古未嘗有の外難に就て郷土史の記し得るは之れだけである、思ふに小笠原長景などの世であるを。

(五)建武中興 元寇後中央地方共に租税と兵役に苦み北條氏滅亡の因を成た、即ち北條氏の衰運に乗じて後醍醐天皇復古の業をはかり正中（一九八五）にならず元弘（一九九一）にならず隠岐に流され給ふた、只獨り楠木正成の金剛山に籠りて義を唱ふるあり、中國南海西海の動搖するあり鎌倉阿六波羅の震驚知る可きである、阿波の小笠原氏は赤松氏と播磨に戦ふたが終りに勝たなかつた、其内に天皇舟上山に御し京師に進まんと計り給へば新田義貞の鎌倉を破り北條氏を亡すあり、足利尊氏の六波羅を亡すあり、楠木正成等兵庫に車駕を奉迎した時は維れ建武二年の事である、小笠原氏又國中に居り

て時勢の推移に順ふ外はない。

E 衆族張る

看來れば守護小笠原氏が愈々一大豪族として勢力を得たるは長房が那領平盛隆を教すと傳へし頃よりであるを、其衆族の張るや例へば『みよし記』に三好一宮大西石川有持赤澤河村久米田村岡本等皆小笠原氏なるを云ふて居る位である、後に天下を掌握せし三好氏はいはず殊に一宮氏の如きは大宮司として時に後醍醐帝に應じて義を响へたとも云ふ、阿波半國の執政であつたとも傳へて居る。

第四節 結論

小笠原氏の外に歴史の經緯に織らる可き他の豪族例へば『板東板西海部秋月』など云へるあり、只私は豊かなる史料を持たぬので他日を期待する事にした。

兎に角阿波はこの時代に於て益々封建制度の完きに近づきつゝあつた事換言すれば御料公領社寺領私領等の錯雜せるにかゝはらず統一的傾向が表れかけた事を記して置く。

第六章 室町時代

第一節 總説

國史は大抵鎌倉と室町との間に南北朝時代の歴史を獨立させるが郷土史には其必要ないと思ふ故

に、本節に於て少しく述べ置んに元來南北朝とは要するに大覺寺持明院二皇統の下に諸國諸郡の豪族等が向背を定めて政權を争ひし五十六年の間を云ふので、其初は既に笠置遷幸（一九九一）に溯り得るのである。

當時小笠原氏は阿波の守護として國中に首たりしかば赤松圓心の兵を擧ぐるや六波羅の命を受けて麻耶に戦ふた、太平記麻耶合戦の條に依れば圓心は元弘元年三月十日兵を久々知部に進め居りしを「尼崎より船を止めて上りたる阿波の小笠原（参考太平記には小笠原下總介實宗と）三千餘騎にて押寄せ」之を破りしかと追ふ能はず瀬河に陣す、圓心十一日急に殺倒し小笠原敗れて京に退けば追ひて京に迫るに到つたと云ふ事である。

かくて義兵諸國に起り南海には土居得能あり、中國には既に主上を舟上山に迎へ上洛せんとする名和氏あり、新田氏は鎌倉を陥し足利氏は六波羅を破り、さしも千早の攻圍軍も四分五裂の外は無つたのである、所謂「去春より楠兵衛尉正成金剛山の城をかこみし關東の大勢一戦も功を爲さず利を失ふ所に將軍（尊氏）已に君（後醍醐天皇）にたのまれ奉り給ひて近日攻め入り給ふ由金剛山に聞へければ諸人驚き騒ぐ事料ならずかゝるにつけても關東に忠を存する在京人並びに四國西國の軍思ひ切りたる事の體まことにわはれに覺へし」梅松論と云ふ程なれば小笠原氏又大勢に抗する事は不可能となつた、彼の一宮大宮司小笠原長宗の後醍醐帝に仕へたと傳ふるも此時の事であることを。

建武中興の事成り車駕遷幸の後に讃岐には高松賴重を其他伊豫土佐皆守護を新にしたが阿波は不明である、思ふに依然小笠原氏守護たりしならむか又建武年間記によれば恩賞番を分ち阿波を四番とし雜訴決斷所を置き南海を七番とし九條光經等八名に任じた、乍然庶政揚らず當時の落首に「近頃都にはやるもの夜討強盜偽論旨……」など云ふを見れば地方の紛亂又推て知る可きである。

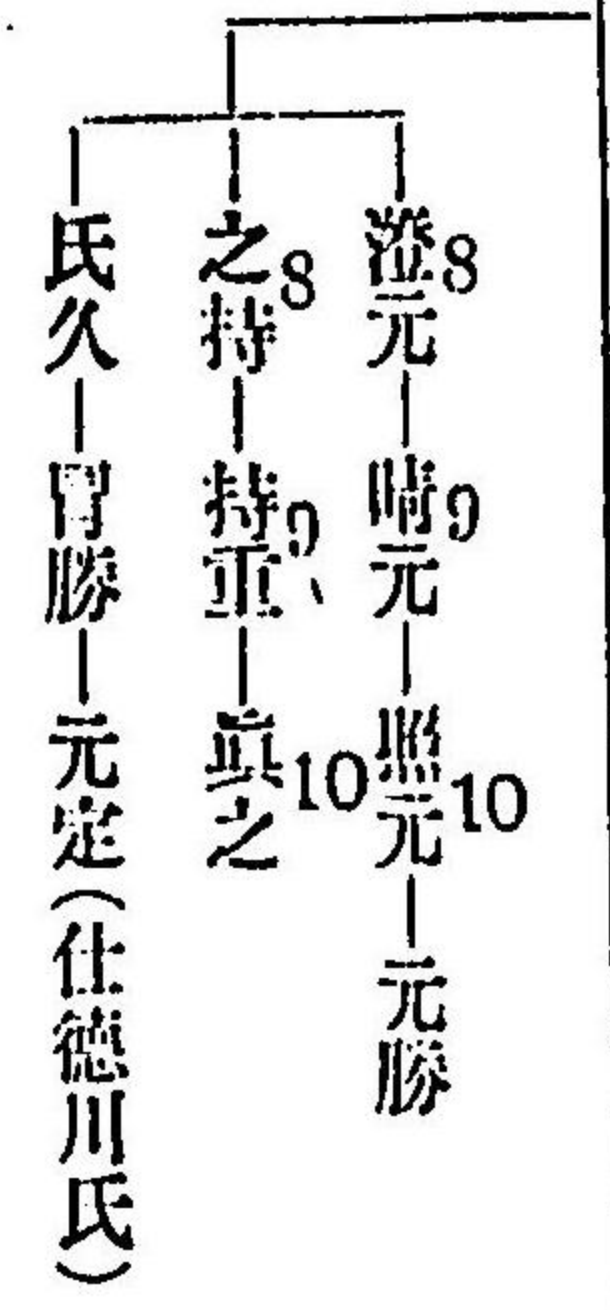
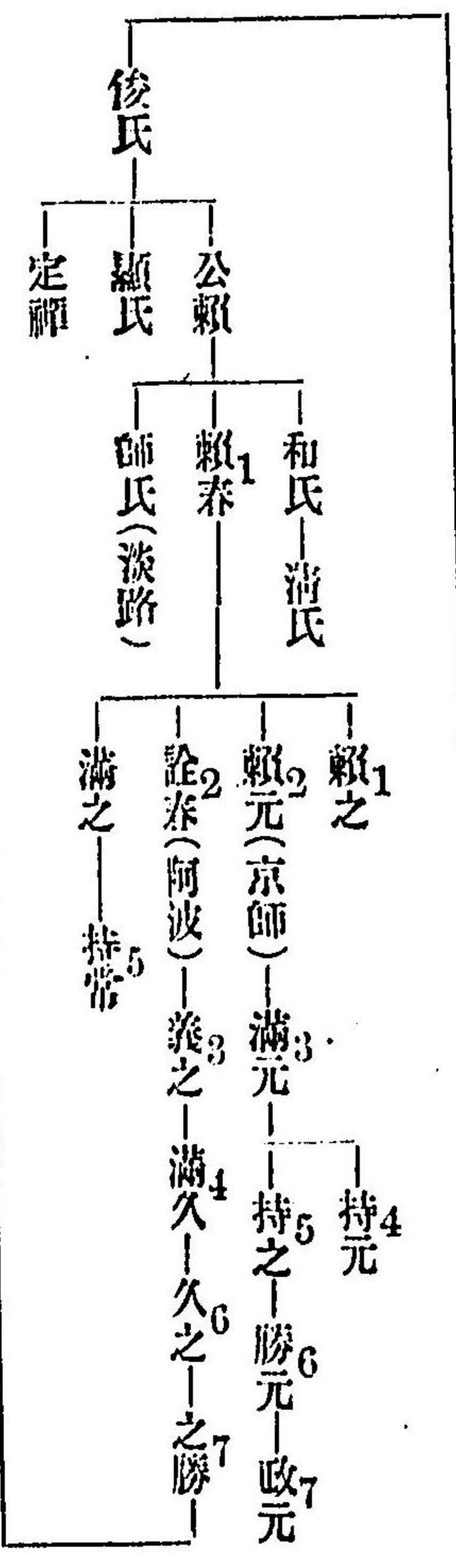
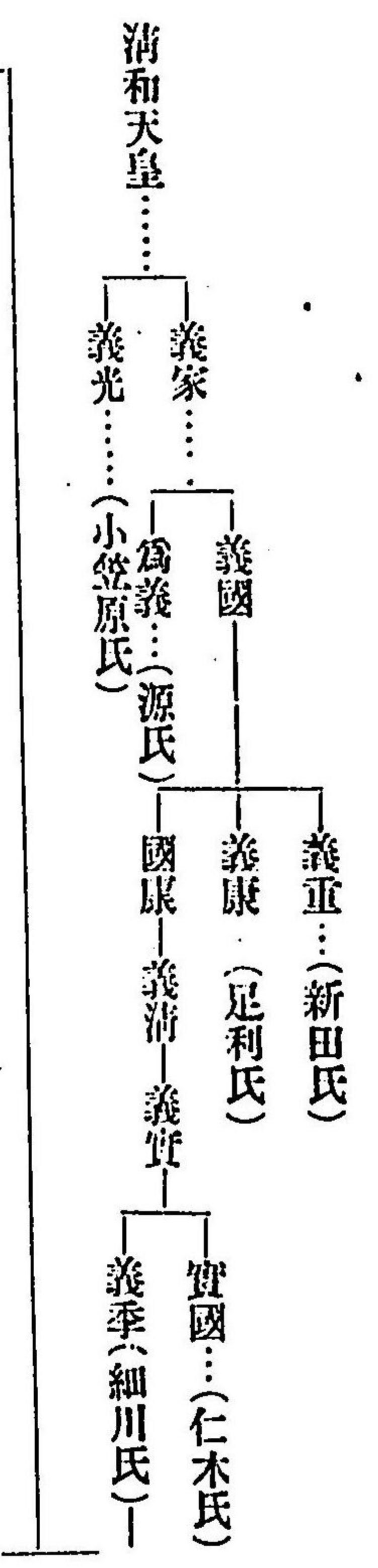
されば人皆武家の治を思ひ、中興二年にして足利尊氏全く反形を現した、時細川氏又之に與して南海を経略し室町時代（一九九四—二二三三）を通じて保つたのである。

如斯して私は細川氏に就て少く説く可き機會に達したのを知る。

## 第二節 細川氏

### A 緒言

室町時代を通じて阿波は細川氏の分國であつたのは前述の如しである、細川氏の歴史は之を勃興全盛衰亡の三期とするを可とすべしと思ふ、今之を款項に順ふて説かんとするに當り、先ず其略譜を摘記すれば凡そ次の如きものである。



B 細川氏の勃興

(一)緒言 細川氏は三河細川に居るを以て姓とす常に足利氏と向背を同じ又常に帷幄に参じて百方自黨の利権を擴げんとした、而て私は石清水文書によれば細川氏中鎌倉時代に既に阿波に居りし者存せし如きを以て、彼の梅松論に「細川賴氏元弘以前義兵を擧げんとて北國をへて阿波に廻き」と云ひ、系譜の註に和氏阿波守となり賴春阿波國を賜ふと云ひ、さては定禪の讃岐に擧兵せるなどと思ひ合して、細川氏の南海經略は前より用意せられた事だと信ずる。

(二)四國管領 建武二年足利尊氏反するや、細川定禪讃岐に起りて之に應ずるあり、東西相約しての事ともみへ、尊氏の軍宇治瀬多に上り來りし時、定禪讃岐阿波の兵三千を以て京に進んだ、而して合して京師を陥れた。

乍然俄に破れて尊氏等丹波より攝津に走り兵庫の奥御室にて自殺せんとしたを細川の諸將等之を諫めて西海に下る事と決したのである、是時「四國九州に到着あらむ以前に敵を防せがむ爲國々に大將を留む可きかとの上意」ありて四國には細川の一黨和氏賴春師氏等を下し「國に於て勳功の輕重に依り恩賞を行ふ旨仰せつけらる」と云ふ事である。(梅松論)

茲に於て細川の一黨は四國を管領するに到り、阿波は初め秋月(阿波郡)に據り所謂「板東板西海部秋月」の諸豪殆ど之に従ひ小笠原氏又之に屬するに到つた、延元元年尊氏西海より東上するや細川氏國中を催して之に合し本隊となり兵庫に次し大に淡川に戦ふた、細川氏の軍先づ新田氏を崩し楠木

氏を盡し逐ふて上洛した、之で大勢は定つてしまつた。

光明寺殘編に大將軍以下諸將を記して小笠原五郎阿波國と註したるは此時の將校名簿の殘編か、兎角小笠原氏は細川氏の幕下に犬馬の勞を取っていたのは明白である、乍然小笠原氏にも官方はあつた、此の時遠來の上洛軍は頗る勞れた所、「京勢つかれて山門(帝叡山にあり)又つよる由聞へければ國々の勢百騎二百騎東坂本へと馳せ參る事引もきらず中にも阿波淡路より阿間志宇知小笠原の人々三千騎にて參りける」(太平記)ともある。

乍然此兵阿彌陀峯に陣したが一敗地にまみれて逃げ去つた。

(三)和氏賴春及び師氏 之は三人兄弟である、和氏は公賴の長子で永仁三年(一九五五)に生れた細川の嫡々で足利氏の幕下では録々たる者であつた、系譜の註によれば阿波守建武四年諸國の租税を司る四十七歳にて死すとある新田氏の鎌倉を陥すや足利義詮を奉じて到り頗る武威を振つた、又京師にて新田足利の確執するや足利方の訟狀を捧げて使し、其他管に武家政治を希ふて足利氏を煽動した。

建武二年(一九九五)和氏と分れて四國に入り秋月に據て國中を徇へたと云ふ、又曆應二年(一九九九—南朝延元四年)には府内に一寺を建立し名僧夢窓を開宗としたと云ふ夢窓は當時の名衲である、其後出て幕政に參じたが罷て退き嗣幼なるを以て阿波を賴春に淡路を師氏に讓り曆應三年勝端(板野那)に隱れ康永元年九月二十三日(二〇〇二—南朝興國二年)死し秋月府内に葬ると傳へた、乍然其墓

今尋ぬる由もない。(細川三將傳)

和氏は文武に達した一個の英雄であつて其諷草は新千載新後拾遺新古今等に散見せらるゝのである。

賴春は和氏の弟である嘉元三年(一九六五)に生れた、建武二年後醍醐天皇天下を一統し中興を成し給ふや射を馬場殿に誦じ給ふた、此時賴春三十歳撰れて列にあり弓箭の玄妙を現したから賞賜あり加之昇殿を許るされた、賴春歌て曰く。

あずさ弓家に傳へてあはやぎの

いとも畏きためしにぞひく

帝感賞して五位に叙し刑部大輔に任じ給ふた、以て文武に名ありしを知られると思ふ。

却説、足利氏の反するや細川氏又之に加り賴春も諸所に轉戦したが延元元年兄和氏等と阿波に下り諸將を管したが美馬三好(山嶽武士中往々從はざる者があつて長く累を作つた、延元四年(一九九九)新田義助の伊豫に下るや之等の山嶽武士之に應じ其勢頗る振つた、然に義助俄に病歿したから賴春之に乗じて先づ山嶽武士の宗たる大西氏に重賄して降し更に兵を催して伊豫に入り大に勝た、茲に於て山嶽武士の勢も衰へてしまつた。

觀應三年(二〇二二)和氏の鎌倉に下るや賴春京師に留守して居た、時に南軍急に襲來し來り、奮

戦力闘願る努めたが遂に敵に得られて討死した、之二月二十日の事である。

子頼之等其屍を奉じて阿波萩原(板野郡)の北嶽に葬た、頼春享年四十七歳であつた、此戦に阿波の町田筒井湯淺河端の四士赴援して海上にあり敗報を得て皆殉死した、或は武家殉死の初とも稱せられたと云ふ、如斯して郷土の士人は細川氏に心服してしまつたのであると思はれる。

師氏は頼春の弟である、建武の頃より各所に轉戦して延元元年にも一黨と共に四國へ下つた、其後兄和氏より淡路を得て入國し宇原莊司を破つて全島を略し八木(後養宜とも云ふ)に館した、而て永正十七年三好長光が八木屋形を亡す迄師氏の嫡々承けて居たのである。

(四)頼之・頼元及び詮春 之又滿之と共に頼春の子で四人兄弟である。

頼之は頼春の長子である、初め和氏其嗣幼なるを以て阿波を頼春に淡路を師氏に與へたのは讃岐を其嗣たる清氏に残したのかも知れぬ、而て伊豫土佐は土蒙の勢大にして全く細川氏に屬すると云迄にはならなかつた、頼春討死して其子頼之其管領を次だが清氏は其領する所無きを不平として遂に正平十六年(二〇二二)北朝應和二年に南方に歸順し讃岐白峰城に據る、頼之僅に勝ちて清氏を殺た、其後貞治六年(二〇二七)南朝正平二十七年將軍義詮死に臨みて遺孤義滿を託したので京に居る事となり弟詮春に阿波を譲つた。

頼之が管領として天下の大政を如何に行たかは多く云ふの要はない、足利幕府の權威を確立したの

は彼の力多きに居るのである、其後康暦元年(二〇三九)南朝天授五年に一時讃岐に下つた而て明徳二年寶冠寺を阿波に營み併絶海を迎へた、後召されて又大政に參する様命せられたが子頼元を推し自は控て居た、大内氏の亂するや内野に戦ひ功少なからず依然として重を爲て居た、明徳三年(二〇五二)南北合一の事を計畫し間もなく死で嵯峨天龍寺の塋域に葬つた事である。

頼元は頼之の弟であるが養れて子となり頼之の推舉により管領として大政に參じ多くは京に居り依て上屋形と稱した、上屋形の直管は讃岐の國であつたと見へ讃岐の蒙灰香川安富奈長詫間香西など在京して管領家の事を執行し畿内に食邑を賜ふた、南海通紀に依れば「細川管領家諸國を統領すと云へ共讃州を根據の國とす」と云つて居る。

頼元の子孫、滿元持元持之勝元政元等相次いで管領となつた。

詮春は頼元の弟である、長兄頼之の讓を享け阿波を得勝端に館して下屋形と稱した、系譜の註に詮春は下屋形の祖なり頼之流を上屋形と云ふ庶流屋形を稱するは詮春流のみと云ふて居る。

應安六年(二〇三三)南朝文中二年將軍義滿管領頼之等親く西海に臨むや詮春阿波の兵二萬三千を率いて豊後に入りさしもの菊地氏を降伏せしめた。

詮春に就ては其他多く知る所少いが、足利氏の天下に於る勢力の定りしと共に細川氏の權勢も動す可からざるに到つた、詮春の子孫は義之滿久持常久之勝之持持重眞之など皆評定衆其他の榮名の下

に天下に推重せられて居たのである。

乍然元中九年(二〇五)北朝明德三年に細川頼元等の計る所により南北朝合一するに到り世は全く室町時代の盛期に入り山河を帯し粉壁相映する勝幡府は無輪繁盛をした、但其迄は随分と烈しい合戦も郷土に繰返されたのである、即ち次の如き古文書など其一證である、故に私は歎を改めて阿波の宮方に就て少く説く事にした。

飯尾隼人佐古連代先吉衛門入道心藏中軍忠事

去々年觀應元年十二月二十七日扇黨御手籠八萬城

去年正月四日追落〇〇即二郎向城燒拂要害訖

七月二十八日東條合戦之時追小笠原宮内大輔訖

二十九日於新黨堂原致〇〇

八月十五日板西上庄内神燒致晝夜警固致

十月三日押寄河村小四郎城山手迄

十月十三日押軍忠〇〇日方勝浦庄中津峯致合戦訖

十月〇日惣持院燒拂凶徒所在事(畧)

觀應三年五月 日 承了 (詮春?)花押

〇 阿波の宮方

(一)緒言 一般に南北朝は山嶽武士と平野武士の争闘だと云ひ得よふ、山嶽武士の中には歴史的に宮方たる可き郷土史で云へば三木氏(忌部の子孫)の如きあり單に險要を頼み時勢を擲ち不羈の意氣強きもの大西氏の如きもある、平野武士は大體に於て大勢を追ふ外に孤立的地位を取る事が出来ぬ、故に細川氏の入國するや忽ち平野黨を羽翼とした。

而て阿波宮方は山谷の内に壓迫せられたのである。

(二)一宮大宮司 元弘建武の頃小笠原氏が國中に率いて北條氏の爲播磨京洛に戦ふたのは既に記した而して一宮の小笠原氏が後醍醐天皇に仕へたと云ふも既に記した。

一宮氏の所傳によれば小笠原長時(長經か?)當國に守護となり三好那池田に居り後裔長宗に到り名東郡一宮の大宮司に任せられ來りて居城し半國の執政となり、長宗初め後醍醐天皇に仕へ後足利氏に屬すと云ふ事である。

一宮村笠原氏系譜によるも一宮氏は長宗より出た様である、従て一宮氏は小笠原長宗の庶流とも思はれるが確かではない。

但し一宮の大宮司は元紀氏(櫻間氏に關係ある)ならむと思はれる、紀氏が衰ふ小笠原氏が之に代たものか、代て大宮司たりし時に建武の事ありて宮方に忠を存したのか、詳細は之を知る事が出来ぬ

のである。

(三)安宅頼藤 頼藤は淡路の海賊大将で山良城に居た、暦應元年(一九九八)南朝延元三年(北朝に  
屬して諸方の海賊と戦ひ將軍義詮より感状を得次いで阿波財田に探色を賜つた。

然るに間もなく財田城(那賀郡寶田村)に據て反し宮方に應じたので細川頼春其臣香西彦四郎をし  
て攻殺せしめた。

而て其間の事情は未詳であるが同じ海賊にして宮方たる淡路の安間志字知などを、何か連環する所が  
あつたものと思ふ。(紀伊風土記、史學叢書等)

(四)大西氏 大西氏は白地(三好郡)に居城した小笠原氏の一派である、此白地は後年長曾我部元親  
が豊太閤の大軍を防せがんとして策源地とした天下の嶮である、且安宅頼藤の舉兵の頃は彼の新田義  
貞の戦死後で新田義助が大命を負て伊豫にあり、土佐には花園の宮の下に居ますあり、彼は相通じて  
一時南海を宮方のものにせん有様であつた。

南海通紀に依れば初め頼春の四國を管するや只阿波の大西讃岐の羽床豫土の宮方と通じ小なりと云  
へ其他の犯すを許さうりきと云ふは之を云ふのであるを、而して其勢の甚しきや四國中宮方ならぬは  
僅々十餘城にすぎなかつたと云ふ事である、故に大西羽床兩氏は國中を徇へ讃岐に出で義助を迎へて  
正に事あらんと企てた。

然るに天なる哉義助は俄に病で没したので頼春之に乗じ大軍を以て伊豫を攻め大に勝たのである、  
而て大西氏は重賄に眩して頼春に下り南風遂に競はざる事とはなつた。

五)沼島小豆島の海賊 頼春の伊豫を攻るや南軍散乱して武島(沼島なり)小豆島に分れゆくと云ふ、  
今先ず沼島の海賊より語らんか、淡路の阿間志字知小笠原は彼の阿彌陀峯に陣して敗れたる後は海關  
を固めて淡路武島(沼島)に城を構へた、島は彼の安宅氏の據りし山良の東にある小島であるが南海の  
通路を約して優に餘りある要衝である、故に新田義助の伊豫に下りし與國(二〇〇〇—二〇〇五)の頃  
も彼等の助に依たものゝ如く思はれる。

小豆島は源平の頃より佐々木氏之を有し南北朝の頃には佐々木三郎左衛門尉信胤其宮方なる爲本據  
兒島(備前)を失ひ之に據り一方の海關をふさぎ遙かに南朝に應じて居た、

細川清氏の兵を讃岐に擧ぐるや清氏は白峯に頼之は宇多津に對局して居た、其時信胤(又飽浦薩摩  
權守信胤)海上に押浮び、小笠原美濃守相摸守之に同心して渡海の路を差し塞ぎし故頼之方日に流散  
した。

尙其後も南海の宮方よりの落武者は多く此島へ來たが正平二年(二〇〇八)北朝貞和四年(頃遂に衰  
へたと云ふ事である。

(六)山嶽武士 かくて南風益々衰へ正平四年とは楠木正行四條殿に戦死し芳野の皇居は花吹けぞ春な

き有様であつた、故に綸旨を諸豪に下して屢たのみ給ふた、劍山山麓に居る三木氏(麻植郡)の如きは建武の頃太古よりの例に任じ由加物料の供進を後醍醐天皇より承つた事もあり、其のかりを以て朝廷多年の浩恩を報ゆる爲一黨して忠勤を勵けむべしと云ふ元中二年(二〇四六)頃の綸旨を傳へて居る。尙之より先正平七年には功により三木村を賜ひ二十二年には書を以て功を謝し給ふたとも云ふ事である。

而して祖谷の山谷に居る諸豪も又此種の綸旨を傳へ阿波國籌策の事(正平十四年)とか阿波國以内一族相語ひ四國の籌策致す可き狀件の如しとか(正平十七年)仰せ事し給ふて居る。

彼等は元より分に從ひ忠を存じた輩であつたが積極的に動く程の方も無つたのである。

(七)江侍 小笠原長經の子長忠京小笠原を開き子長政、孫長氏に到り長氏の子長與阿波小笠原九代の守護長隆の女を娶つて義長を生だ、此長隆の時代に「阿波國住人江侍と號し數年宮方猛將なり國中諸諸押領す長隆並びに國中合戦に及ぶ京小笠原淡路守長興の子義長無双の武將たる間國人京都へ申義長を招き長隆罪として大將となし宮方悉く退治す然るに江侍の亡靈惱す事あり義長即ち神社に祠り家紋釘貫を自家に次ぐ亡靈即ち止む」と云ふ事が有たと諸系譜に註してある。

而て義長は同註に至徳三年死と云へば事は南北朝の末期であつた、但此江侍なるもの或は後世の江氏かと思ふ。

(八)小笠原宮内大輔 前記軍忠狀に東條合戦(河内)の時小笠原宮内大輔追ひ籠ると云ふは、太平記に細川清氏白峰舉兵を記して、正平十六年阿波へ渡り勢を附んと企て其十二月二十三日白峰に籠るや小笠原宮内大輔精兵二百騎を以て之に加ると云ふと思ひ合す可き者と思ふ、而て海上より佐々木信胤など、共に清氏に越援した小笠原美濃守相摸守は沼島あたりの海賊大將ならんかと思ふ。

この白峰の敗軍後全く阿波の宮方は衰滅して大勢定つたものとも云へよふ、此役に功ありし新開直行は後世の宮岡城主の祖で又此時清氏と悪闘して討死した柿原彌四郎は私の郷村柿原村の古城主である。

(九)新田の落武者 正平二十三年(二〇二八—北朝應安元年)の七月に上野の戦に敗れた新田義宗脇屋義治は出羽國羽黒山中に一旦は匿れたが、やがて潜行して伊勢の北畠氏を頼んだ、

北畠氏之に聽なかつたから下りて伊豫に入り土居得能氏のみかりを以て宇摩郡下山村柴生山に居つたと云ふ、義治の子義長土居氏と稱して讃岐に入り大川郡丹生村の山中長福寺を頼み今の東山村に荒野を開墾して家を成した、之宇土居村の地である。

而て此處に少しく考ふ可きは之の丹生村より阿波の登美山迄青山緑木の翠微に小徑を遁する二里餘登美山を少く下れば茲に日開谷の古城跡ある事である。

日開谷城(阿波郡)は新田義宗義治の據る所なりとも其屬人の據る所なりとも云ひ、頗る悲壯なる傳



説を傳へて居る、詳しくは不明であるが、所詮新田氏の落武士が一時據りたる時利あらず其生を盛して  
餓死分散したものと信せられるのである。

如斯、私は阿波の宮方も初めは伊豫土佐の南軍に應じて吉野との連絡さへ可なりに行れ屢諭旨も下  
れば口上も雲非のあたりに致されて居たものと思ふ、只時非にして南風競はず勝屋義助の死してよ  
り、最早動す可からざるに到り、細川氏の統御を享ける事となつたのだと思ふ。

D 細川氏の全盛

(一)緒言 世に細川六侯と云ふ事がある是は京細川氏の頼元以下政元に到る六代を云ふのであるが此  
六代は只に上屋形のみならず阿波は勝端の下屋形にとりても眞に細川氏の全盛期であつた、  
私は先づ各代の『時』と『事』とを表記して少しく其有様を想像しよう。

頼春	一九六五(以下数字は生 二〇一二(死年を表す)	一九九六	室町幕府開く
詮春	一九九〇 二〇三一	二〇五一	明德の亂
義之	二〇〇一 二〇〇二	二〇五二	南北朝合一す
滿久	二〇〇四 二〇〇八	二〇五九	應永の亂
持常	二〇七〇 二〇七一	二〇九五 二〇〇三	永享の亂 喜吉の亂

久之	二〇九五 二一七三	二二二九 二二三九	應仁の亂初まる 同亂終る
之勝	二二二九 二二九六	二二六九 二二七一	細川澄元上洛す 平島公方義冬生る
之持	??	二二九五 二二〇三	三好長慶尙少なり 宣教師サピール東洋に向ふ
持隆	??	二二一九 二二三六	宣教師ヴィレラ京にあり 三好長慶死す
眞之	二二三七	二二三〇 二二三三	織田信長上洛す 足利氏亡ぶ

(二)室町幕府 幕府は延元元年に開れたが其諸制度の整ひしは三代將軍義滿の頃である、今之を一督  
するに將軍を輔佐するに管領あり管領は斯波細川山田三氏かたみに任じ政務を總轄した、又高等顧問  
府として評定衆ありて管領の諮問を受けた、山名一色其他阿波下屋形の細川氏等は評定衆であつたの  
である、之の下に列して侍所問注所及び諸奉行の官制があつたが別に詳言の要をみぬ。

地方の行政組織は大體従來と變なく只漸く大名なるもの、顯出するに到りしと、戦亂の結果小笠原  
氏の細川氏の幕下となれる如く、守護以上の守護とも看る可きものありて四國管領或は總管或は大將  
と云ふものが出来た事とは少く注目を要する。

(三)管領黨 細川氏の足利氏の重を爲すや又之に對する政敵も現れざるを得ない、彼の頼之の如きで

「一時は『滿室蒼蠅拂去』などを唱て京師を去ざるを得なかつた、此の傾勢は益々變らず明德應永應仁の亂とも爲たのであるが但細川氏の勢力は比較的長く繼續したのである。

之を以て阿波下屋形の細川氏が始終管領黨たり政府黨たり在朝黨たりしは推知せらるゝ所である、事實は即ち之を證し、既に頼之の轉戦するや詮春の軍に在るあり、明德の亂には下屋形の之に参加せしを見ざるも明德記に「其夜召に隨ひて参りける人々は細川武藏入道常久舍弟右京大夫頼元同淡路守満春……」など記して居る下屋形にも迫て戦陣の用意あつた事と思ふ。

頼之死し頼元の管領たるや大内氏の界に據て反するあり之即ち應永の亂である、應永記によると、「京勢は時日移さず南北の三方に陣取り西をば四國淡路の海賊百餘艘にて詰寄たり」とある。

次で永享の亂には赤松氏に同情し此亂より引て起りし嘉吉の亂には細川讚岐守成之（持常）征播の軍に加つたが讚岐守は赤松氏と知音なりし故須磨明石に滞留して空しく功を山名氏に譲つた、嘉吉記に依れば之又應仁の大亂を生せし一原因であつた。

其後阿波屋形大和に品山氏を攻め伊豫に河野を攻めた之又應仁の亂に關係ある事項である、遂に山名氏と河細川氏とは諸家及び將軍家の相續問題を導火として多年の確執爆發し戦を都大路に開くに到つた、之即ち此亂である。

應仁元年より文明九年に亘る前後十一年の市街戦は京都の市街を盡く灰燼に歸せしめ一朝にして瓦礫の荒野と化した、其後京都の荒廢は之極り大内の築地は破れて内侍所の燈影は三條橋の畔より望ま

れたと云ふ事である、實に比類なき大亂であつた。

而て此亂に細川方に集る者十六萬に餘り細川久之（政之或は成之或は義春）は阿波三河の兵を以て加り「總大將管領代」として親く戰場萬馬の裡に驅馳したのである。（應仁諸記）

但此亂以後阿波屋形の勢力は管領家を凌ぐに到つた。

（四）結論 管領勝元の死して政元の次々や私かに下屋形の富強を忌んで居た、其嗣なきや之を九條家に求めたが又下屋形よりも求め、讚岐より出で、管領家の事を行へる重臣と下屋形の重臣なる三好氏との暗闘となり合戦となり、遂に管領政元は暗殺せられて其家は實質よりせば下屋形に併さるゝに到つた。

之即ち應仁以降の武名による論理的結果として全盛の極に達した有様を示すものである。

乍然、全盛の一日に成らざる如く衰亡も一日に成らず、此一亂は阿波屋形の全盛と衰亡とを共生した原因であつた、何となれば當時時代推移の烈しき將軍も管領も屋形も之只中央或は地方の名譽の中心たるに過ぎず實力は既に下に移つて戸位を擁するのみであつた、即ち「みよし記」は記して、「昔の阿波の御屋形様は萬事家老衆にまかせて軍の事を少しも御かまひなく候て召つかはれ候馬まはり衆は御能御まり基將某御はやしの遊計也」とある。

茲に於て家宰三好氏漸く起つたのである。

E 細川氏の衰亡

將軍義滿の後義持義量相次ぎ義量は子なきを以て義持の弟義教の子義勝之を享け義勝又子なくして弟義政八代の將軍となつた、義政初め子なく弟義視に約せしも子義尙生れて茲に應仁の亂となつた、之より以來幕府の諸侯も財政困難に陥り諸民も途炭の苦をした應仁記は記して、「……面々粧をのみ刷んと奔走せしま、皆所領を質に置き財寶を沽却して之を勤め諸國の士民に課役をかけ……國々名主百姓は……品を捨て、乞食し足手にまかして悶へ……嗚呼鹿苑院の御代に倉役四季にかゝり……當御代臨時の倉役として大嘗會のありし十一月は九か度十二月八か度也又彼借錢を破らんとて前代未聞の徳政と云ふ事を御代十三度迄行ければ倉方も地下方も皆絶はてけり」と。

かくて足利氏も季世に入つた、義政の後義尙次いだか子なきを以て義親の子義植之を次いだ、然るに義植管領細川政元と不和なりしゆゑ逐れて武將の身を以て四方に流遇する有様となつた、政元はやがて義尙の弟政知の子義澄を擁立した。

政元權臣に暗殺せられ阿波屋形細川之勝の子澄元之を次だが前將軍義植上洛して又將軍となつたので澄元は國へ返り病没した。

此頃より三好氏勃興し澄元の子晴元は三好氏によりて管領となつたが其専恣を忌んで却て芥川に幽

せられ、子照元が僅かに主として奉せられた。

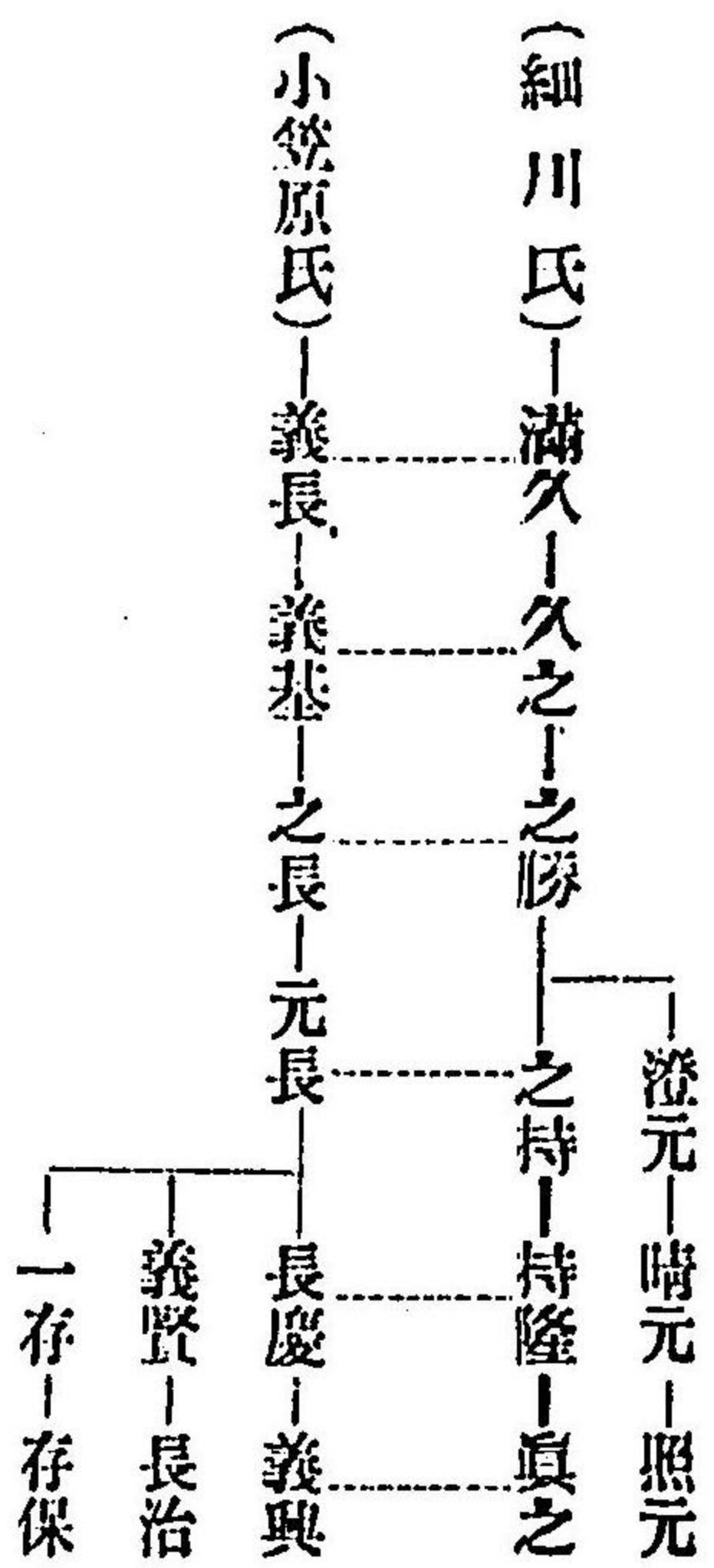
又阿波屋形は澄元の弟之持つき子持隆に到つて三好氏の殺す所となり、子眞元が僅かに主として奉せられた。

而て照元は後織田氏より食邑を得たが彼の義照將軍の事あるや取上られたものと思はれる。眞之は長じて勝幡府より出で、仁字の山中に入り三好黨と戦ふたが遂に自殺して亡びた。

第三節 三好氏

A 緒言

三好氏の歴史も是を勃興全盛衰亡の三期として説明するを便とする、抑も「三好の初の事三好とは在名にて候小笠原姓」、つよしき、三好の元祖信濃國小笠原成山之後胤なり阿波國三好郡に居住す故に曰三好」、阿波將府記「三好は小笠原の嫡流なり頼家か宣朝かの時小笠原次郎長經阿州に封せられ三好に住す尊氏將軍の代より細川殿四國の守護たる故に三好其幕下に屬し戰國により以來家僕となる」三好前記と云て居る、乍然其系譜は諸書諸傳共に異同甚しいから私は其大體に於て一致する所を細川氏の各代と史實の過程に考へ次の如くした。



B 三好氏の勃興

(一)緒言 三好氏の勃興に就ては阿波將裔記に「之長初めは號主膳正細川氏に仕へて後號筑前守三好に在城す三好天下に名を顯す事は文明の頃北國勢二萬餘騎にて都へ攻上りしを細川對陣の時三好三千騎にてさきがけして洛外に合戦す北國勢の謀に車菱といふ物を先手の者につつ宛もたせ逃ぐるまねをさして道にまさき其菱を敵に踏せたいよふ所を打つべしとたくみけるが三好勢の少きをみて味方の同勢は待まぢきに先手の勢ばかりにて三好を討ちとれとてかの車びしを投捨かゝりくる三好小勢なりといへ共各心をつつにして鎧の柄を四方竹にこしらへて之長が下知に任せ一同にかゝりければ北國勢敗北しけるが捨置たりける車菱を踏みたて周章しけり北國の後陣も道を塞がれすけ來たるも叶はずみゆる所を追つめ一萬計打取けり其後又京都の合戦に打敗け之長切腹しけり法名希雲」と記せる功名談は

『みよしき』の「昔阿波衆鎧つき申傳候事」と記せると共に三好氏のプライドなりしものか、如斯くして漸次武名を天下に揚る事と爲つた。

三好別記は曰く「……戦國より以來家僕となる其後公私共敷代をへて細川殿文武共に棄へしかば有勢と云武勇と云ひかたぐ並ぶ人なき故に三好に諸事を任せられ三好四國の兵をひきゐて上洛しき内度々の戦功武功武威をふるひ名譽を顯はし候由但右の系圖に有之三好海雲喜雲二代は畿内の軍にて切まけて切腹也」と。

(二) 之長

イ 總説

京小笠原氏より阿波小笠原氏に入て女掣となり當時宮方の猛將江侍を打た義長は之長の祖父である義基は父である、父子二代の間には彼の應仁の大亂があつた總大將管領代たりし下屋形の重臣として三好氏が靜に勢力を増進したのは自然の過程であつた。

嗣て京洛の大勢を見るに應仁の亂に細川勝元は畠山政長を助け山名宗全は畠山義豊を扶けた事があつた、然るに勝元没して政元の次々や政長とは却て確執し、政長が事を以て將軍義材を奉じて河内に義豊を攻めつゝありし間に義澄を擁立して將軍とし兵を遣して政長を自殺せしめ義材を幽したのである。

而して政元の威權は赫々たるものであつたが、間もなく義材は京師を脱して長門に行き大内氏に寄つて西上の用意に些の寧日もなかつた、即ち當時の大勢は尙細川氏の全盛を示して居たが天の一方には黒雲搔曳して甚く不安定の氣味であつた。

斯の如きものが三好之長壇場前の有様であつたのだ。

上下屋形の養子契約

細川政元は斯して勢盛にして重臣薬師寺元一を攝津守護代とし淀城に居て西方を扼せしめ、其弟與次を京師に居らしめ庶政を決せしめて居た。

然に茲に政元は平生愛宕山を尊び妖術を修して婦人を遠ざけ寵童に親みや、狂態を表し重臣中には之を憂る者あるに到つて。

殊に之が爲に政元は嗣たる可き子なく、故に九條關白家より澄之を養ふて香西元繼を附したが、細川氏の血統でないから新に阿波屋形成之の孫澄元を養ふとし薬師寺元一を便して、茲に養子縁組の契約が成立たのである、但政元は下屋形の富強を忌で澄元の上京を許さず、其族中より高國を養ふた、如斯澄之澄元高國は其の擁立者に奉せられて一管領の位置を争ふ事とはなつた。

即ち永正元年(二一六四)に攝津守護代薬師寺與一は狂奔せる政元を排けて澄元を奉せん爲淀城に據て兵を擧げた、與一の弟與次政元の命を享て之を攻め殺した、弟が兄を殺すと云ふ事は兎角京洛の惡

評を買つた。

斯く政元は與一を打つたけれ共與次をして阿波に澄元を迎へしむるの止なきを見た、下屋形久之は即ち權臣三好之長(又長輝)を澄元に附して上洛せしむる事とした、其勢七千、時に永正四年六月の中旬である。

恰も此時に丹波に亂が起つたから政元は兵を遣して之を攻むる事とし、澄之の一軍は船井那枚に居り、澄元の軍は加佐郡田邊に陣して居た、所が茲に大事出来した。

香西三好兩黨の暗闘

香西は讃岐の豪族で京屋形の宰である、三好は阿波の豪族にして下屋形の宰である、香西元繼は先に政元を説て九條澄之を迎へて嗣となし自ら之を奉じて居た、三好之長は澄元を奉じてをる、香西は政元に説て澄元の上洛を障んで居つた、三好は在國の時澄元の領地を名として香西の領分香川郡に兵を出し之をかすめた事もある、今三好の澄元を奉じて上洛したからには香川元繼薬師寺與次の如き最早遅からず權勢を失ふ外はない。

時は永正四年(二一六七)六月二十三日の夜であつた、管領細川政元は香西薬師寺等と謀を調した近侍に依て浴室に刺殺せられた、二十四日澄元之長の居館香西黨の兵に圍れ激戦夜に入り澄元方には大和彦三郎波々部治郎二郎討死し、澄元方にも香西彌六香西元秋等打れたるが澄元方保ち難きに差迫つ

た。

其夜三好之長は澄元を奉じて近江に入り其翌甲賀山に匿れて山中新左衛門に依り再舉を計策して居たのであるが、其間澄元之長を退けた香西黨は丹波峰堂より澄之を迎へ幕府に乞て管領に任じ洛中洛外の權を掌にした。

六月二十五日より八月一日迄甲賀に匿れた澄元之長は八月一日に到つて上洛し六角氏の之を扶け細川高國も又之に加り新管領澄之の宿所遊初軒(又院領軒)を襲ひ只一戦の下に打勝つた、茲に於て澄元の部下一宮兵庫波々部伯耆守等戦死し澄之も自殺した、藥師寺の宿所では與次及び香西元繼戦死して嵐山の城も焼拂はれてしまつた。

如斯して三好香西兩黨の暗闘は明かに三好黨の大勝に終つたのである。

二 澄元之長の全盛

私は茲に於て最早將軍も管領も倍々臣が權力爭奪の傀儡となつて終つた事を知るのである、澄元は勝ち澄之は敗れたが寧ろ三好は勝ち香西は敗れたと云ふにしかぬ、瓦林政頼記には當時の落首を記して、『はげしかりし嵐の風も音たへて今を盛の三好野の花』と云ひ、細川兩家記にも、『花盛り今は三好と思ふともはては嵐の風や散らさむ』と云へる、歸する所三好氏に人氣の集つた事を示して居る。さて三好筑前守之長は遊初軒の陥た八月一日の夜入京し翌二日には細川六郎澄元入洛した、幕府は

書を澄元に送り政元の嗣なるを認め管領に任じた、澄元此時僅かに十六歳の美少年である、書工其戎容を描き僧周麟之に贈して『日照金鞍倚馬上定天下云々』と記した。

勿論威權は三好之長の双肩にあり、之長庶政を決して餘りに専恣なるより澄元も一時之を忌んで阿波に去らんとしたが之長謝して事なきを得たと云ふ事である。

わはれ之長壇場的一幕は之で終つた、兼て上洛を企て、いた大内氏は愈々前將軍義材を奉じて京師に進んで來た、時に永正五年四月の春、都は花の盛りであつた。

＊ 大内氏の上洛

永正五年(一一六八)の春大内義弘は義材を奉じて上洛した、之より先細川高國は澄元を確執して近江に在たが忽ち之に應じた、之長は將軍義澄管領澄元と共に近江に奔り又山中氏に依つた。

之長の長子長秀は遠く奔て伊勢に行たが國司北畠氏は細川高國の縁者なりし故捕て自殺せしめた。四月二十七日義材は新に義植と改め將軍に任じ、義弘、高國其の幕下に全盛した。

～ 京畿の諸合戦

(1) 之長起る——將軍義澄等近江六角氏に據たが六角氏細川高國に通じたので播磨に奔り赤松氏により後澄元之長奉じて京師に攻上つたが敗れて近江に病没した、之永正五年の事である。

(2) 如意か嶽の戦——澄元之長甲賀の山中より出で、三千の兵を率ひ洛東なる如意嶽の頂に旗纒流を

驪し直下京師を襲はんとした、此時大内義弘細川高國兵三萬を以て迎へ戦ふたから勝つ能はず、大雨に乗じて澄元之長阿波に奔り還つた、之永正六年の事である。

(3) 再び京に迫る——澄元之長は其後又兵を發して主力を和泉の深日に上陸させた、高國の兵一萬之に向つたが敗れて退くを追ひ攝津中島に追つた、一隊は攝津の兵庫に上陸し灘を略し進むと高國の將瓦林政頼之をばみ争ふたが之又敗れて二軍兵を合し京に迫るに到つた、義植義興高國止を得ず丹波に奔つた、澄元之長再び京を得た、之永正八年の事である。

(4) 紫野の戦——義植等一旦は京を出たが忽ち兵を備へ義植は高雄に陣し義興高國は長坂山に次し更に進み來んとした、澄元之長の軍は紫野の船岡山に築壘して之を迎へ大に戦ふた、但敗れて再び阿波に奔つた、之永正十八年の八月十四日であつた。

(6) 越水城を圍む——さる程に大内氏は多年京洛を鎮して武力富力を消盡したから永正十六年には本國に歸る事となつた、而て將軍義植と管領高國とは愚にも勢を争ふに到つた、澄元之長之に乗じて此年十一月に阿波の兵を以て攝津有馬郡田中に城き足たまりとした、池田氏又之に應じて兵を合せた、高國の將瓦林政頼等之を攻めたが却て敗れ退て越水城に據た、澄元之長之を圍み大に攻めたが、城兵の能く戦ふと高國の援兵もあり旁々容易に落ちなかつた。

(7) 遂に京に入る——永正十七年二月に到り越水城は落城し高國は急ぎ退ひたが澄元は之長をして追

撃せしめたから京に入るを得ず近江に奔つた、乍然澄元は伊丹城に據て入京をせなかつた、將軍義植の計ひにて之と和するに及び三好之長親く澄元の家督の禮をした。

斯て澄元再舉の目的は一先ず段落をつけたのであつた。

ト 之長淡路細川氏を亡す

一體淡路は師氏以來の地で養宜屋形と稱して居つた、此頃深き仔細は不明であるが三好が攻入ると云ふ風評が島内に行れた、それで細川師春は兵を福良に集めて之を警めた、果して三好長光は一隊を率ゐて山良より上陸し背後より疾風の如く養宜を襲ひ細川氏を亡してしまつた、之永正十七年の事である。

かくて淡路は三好氏の得る所となつた、之恐くは淡路屋形と阿波屋形との間に疑心暗鬼を生じての事か又は淡路屋形が京屋形なる高國と通じた爲であるを。

チ 之長戦没す

澄元は伊丹に居り之長は京に居た、高國は近江より再舉を謀て居た。時は即ち永正十七年五月六日、高國愈々兵を滋賀より吉田に出し、丹波よりの援兵は紫野に進で船岡山に陣した、之長又之に對し兵三千を以て三條を扼し戦未だ決せずして夜に入た、然るに俄かに敵に逆するものあつて之長の勢落ち之長も居たゝまらずして盛華院(又百萬遍と俗稱す)に潜み匿れた

が、遂に子長則長光と共に捕へられた。

之長思ふ所ありてか降を乞ひ高國も又之を許さんとしたが、淡路屋形の遺子細川尙春父の仇なるを以て之を乞ひ殺してしまつた、長則長光又自殺した。

高國はかくて義澄の子義晴を播磨より迎へて將軍とし自ら庶政に當る事とした、義植は無論前の確執もあり京に居る能はず淡路に奔り更らに阿波に行き撫養に居て再舉を計たが遂に病没した時に大永三年四月九日であつた、澄元も又之長死後伊丹より阿波に歸つて居たが此年内に病を以て逝去した。

リ 阿波屋形の動靜

澄元の父久勝は早く死だ事と思ふ、其祖父久之は老將として管領政元の忌たる程であつた遂に孫澄元をして管領家を嗣がしめ京合戦を起さしめた、此戦の後三年にして病没したと云ふ、之恰も澄元が一時赤松氏にたよつた頃の事である。

阿波屋形の當主として之勝の次子澄元の弟之持之をつぎ家宰三好之長は澄元に從ひ其功業に從ふたが大内氏の上洛せし時長子長秀死し已も又十二年の後に戦没した、乍然之長の子元長阿波屋形に執事となり常に京恢復を畫策して居つた。

而て澄元の子晴元は當時やふやふ七歳に過ぎなかつたのである。

(二) 元長

イ 總説

元長の死後六年京師にありては細川高國管領の職を子植國に譲つたのであるが實權は相變らず掌握して全盛の程であつた、然るに管領植國は若くして病死し、加之幕下に紛擾を發し自滅の止なきに到つた、此紛擾の起りは高國の長臣香西某香川某兼ねて不和なりしが偶々尼崎城を修築するに當り細川事を以て香西を高國に讒言して之を自殺せしめた。

香西の兄弟なる丹波の波多野某柳本某之を開て遂に反した、高國も兵を遣して之を攻めたが未だ鎮定するを得なかつた、其間に柳本謀を阿波に通じ下屋形及び三好氏の勢力再び京洛に振ふ機會を得る事となつた。

時は之大永六年の十二月である。

ロ 晴元元長の上洛

時なる哉、細川晴元三好元長は數歲の間勢力を養ひ父祖が武功の古を今にも現す可き機會を待て居たのである、柳本彈正の之を招くや即ち起つた。

先づ此時に當り三好元長は其兵を和泉の堺に上し更らに進めて京洛に迫り、高國の軍と洛外桂川に戦ふて打破り高國は近江に敗走するに到つた、即ち細川晴元も堺に着陣し大に勢を張つた、之は大永七年の春三月二十三日の事であつた、而て長く境に居つた。



高國とて何てふ忽ち挫折すべき近江より出で、元長の兵と七條に衝突し頗る奮闘したが却て再敗の運命に立入つた、乍然元長高國を説き晴元にすゝめて相和する事にした、斯て劍戟の争を長くみずして元長の権力は持續せらるゝが如く看へて居たのである。  
然るに三好政長(宗二)と云ふ柳本彈正等元長の權勢を忌み晴元との間を裂いた、元長之が爲に斯様の義屋形様御心中なりなど、怨を作つて阿波に退てしまつた。  
之享祿二年(二二八九)の一月一日の事であつた。

ハ 細川高國の滅亡

元長が京師を去ると高國と晴元との和も又破れた高國は一旦近江に奔り更に播磨に行き浦上氏をたのみ、攝津に軍して京師を窺ふに到つた、晴元大に恐れ境より書などを元長に送り援兵を乞ふた。  
茲に於て元長は下屋形之持を奉じて境に着陣し更に兵を率ゐて攝津に軍し、高國と天満に於て大に戦ひ大に打破つた、高國は敗走して尾崎に到り一民舎に匿れて居たが遂に捕へられ、自殺の止なきに到つた。

之事は享祿三年の中ばより四年の初めに到る手亂であつたのである。

ニ 晴元元長の不和

高國戦死の當時將軍義晴は義輝と共に近江に去り、京師には元長庶政を決し境には晴元依然として

在館して居た。

晴元の臣木澤長政は元畠山の部下であつたが晴元に仕へて頗る寵を得て居た、長政は兼て元長の權勢を忌み、同腹中の三好政長等と共に元長を讒したから、晴元や、元長を疎外するに到つた、元長も又不快である。

然るに木澤長政の舊主畠山義宣は舊臣長政が厚顔にも舊主の故城に在て威權を振へるを奮慨して元長の援を得て之を其城に攻めた、晴元兵を遣て長政を援けしめ、下屋形持隆の諫も聽かず飽迄も長政を救はんとした。

元長即ち現れて木澤の黨を三條の城に攻殺した、晴元益々怒り、元長も止を得ず悻悻して海雲と號し、下屋形持隆に依て大に謝したのであるが晴元之を許さなかつた。

元長も今は晴元を怨み義宣と通じて何かの機會を待つに到り、あはれ晴元元長君臣の契も一朝にして斷絶してしまつたのである。

ホ 元長の戦没

京洛の地千百年、其の榮枯盛衰を顧れば切に人心必望の信行たらはぬ故にこそ斯はありたらむと知るのである、されば信を發し他方本願の誓を固くする一向宗の教は上は月卿雲客の高きより下は當時途炭の苦に居る賤民の群まで、ひたぶるに之を信じて身命も惜まぬ有様であつた、乍然易行の道は又

易達の道か。

明應八年(二二五九)逆如上人の石山に寺院を開きしよりとみに實世間を威赫する程の實力となつて現れた。

頃しも享祿五年(二二九二)の夏五月兼て畠山義宣は木澤長政を飯盛山に攻めて居た所、晴元之を援はんとして兵力の少きより、右の如き一向宗徒の勢力を利用せんと早速援を上人光教に乞ふた。

佛敵を誅すべしと云ふ眞摯なる信念の宿つた「一向一揆」の前には敵たふ者もなかつたのである、彼等は彌陀の名號を稱へつゝ死するを以て極樂往生の門と心得て居たのだ。

其年六月二十日、畠山義宣は之の一揆に殺された、而て一揆は勢を集めて堺南庄なる三好元長の陣に殺倒して來た、元長今日を限りと遺孤を阿波に送り流石に名殘の合戦を爲したる後顯本寺に入て火炎の裡に自殺した。

斯の如く之長元長二世慘しくも命を劍戟の間に斷つたのである。

其の後の下屋形

『一向一揆』は初晴元と與みして居たが木澤との間不和なるや引て晴元とも相戦ふに到つたが、元より之には抗し難き理もあり、晴元は『日蓮宗徒』を引て之に當らしむる事にした。

之やがて宗教戦争の現出である、而て野心ある武士兵力少き諸侯の如き努めて之等の門徒宗徒の勢

力を利用したので、一揆は斷續しつゝ絶へず起り、一揆其物も反覆向背殆ど端睨すべからざる有様に其慘毒は攝津の地尤も激しかつたと云ふ。

宗教戦争は宗教争議を豫件とする、争議は阿波にも起り、天文三年(二二九四)頃には眞言宗と日蓮宗との間に非常な争論を起した。

それはさてをき、如斯き間に下屋形之持は早く死し持隆(又持重)之を次げるも最早昔日の勢力もなく、下屋形全盛も久之(又義春)の代までいあつた。

三好氏に在ては其宰松永久秀あり元長の遺子長慶を推戴して専ら機會を待つて居た、此の時に於て『みよしき』の所謂『昔の阿波の屋形は萬事家老衆にまかせ』宴安にふけり居る間も『三好殿は兵法槍長刀弓武道ばかりなされ』たる有様であるから、到底二世戦没の跡でありながら何事をか天下に爲さねば止まぬ情勢なのであつたのだと思ふ。

三好氏の全盛

(一)緒言 三日見ぬ間の櫻かなと云ふ可きか今や三好氏は花咲く時を得た、之を京師に於ける長慶の天下に對するものと、阿波に於ける弟義賢が南海に對するものと、二方面より觀察して少く説く所あらむか次の如である。

(二) 長慶

1 總説

元長戦没の翌年即ち天文三年(二一九四)足利義冬阿波に下り平島公方と稱して居た、初め足利義植細川之勝の姉を娶り義冬を生だ、後義植其妻を好まず依て下屋形に迎へられて義冬と共に平島(那賀郡)に居たのである。

其頃三好長慶は尙若くして久秀なんぞに守立てられて居たものと思ふ、或は傳へて其母英傑を生ん事を神に祈り吉野川に水垢離を取り斯くて生だ子だとも云ふ、又傳へて年十五空海の少時に習ひて彼の一呪符を誦念すれば忽ち一切經に通ず可しと云ふ求聞持法を修したとも云ふ、要するに天資英悟にして且加ふるに道個の修養があつた事であることを。

さる程に長慶は長ずるに及び父祖の悲惨なる末路を悲み、又彼の細川晴元三好政長の態度を怨み、誓て家を興さんと考へて居たが歲月流水の如く、天文十三年(二二〇四)に及んで愈々上洛を企つるに到つた。

然るに將軍義晴は兵亂を憂き事と思ひ一書を送つて之をなだめんとした、曰く、就今度同名中(政長をさす)評論之議對右京大夫(晴元を云ふ)以定頼被仰仔細在之上者出張失令延引者尤可爲神妙猥周悅首坐常與可申候也

閏六月十三日

御判

三好彌次郎とのへ

長慶、無論聽かなかつた。

京畿の諸合戦

長慶は臺命を押しして山崎に次した、晴元は高維に陣し將に相戦はんとした、僅に六角氏之を調停して長慶は上洛するを得た。

長慶其後は京畿の諸合戦に臨み寧日なかつた、元來細川兩家即ち上下屋家の戦は既に過去の事項に過ぎぬけれ共、野心ある武士は晴元系に對して高國系を利用し事を企てた、木澤長政の友、玉井某の舉兵皆之であるが、長慶能く之を鎮定した。

天文十五年(二二〇六)の夏八月畠山政國遊佐長教高國の遺孤氏綱を奉じて攝河泉を稱へ頗る優勢にして長慶も容易に勝たず、一旦援を阿波に求めて得たけれ共勝つ能はず中島より尼崎に退いた、茲に於て氏綱黨京師に入り將軍義晴を擁した、上晴元を離職に攻めた。

三好政長其時は既に宗三と稱して居たが晴元を助けて丹波に奔つた。

三好氏と遊佐氏とは其後も雌雄決せず、互に隙を窺ふて居たが、義晴將軍は遊佐氏の方が供貢多きを以て之を援けて居た、三好氏も進で將軍を攻むるに忍びず攝津に在陣して居たのである。

但天文十七年(二四〇八)に及び兩氏相和して婚を交換した。

ハ 長慶と宗三

三好宗三は政長と云ひ元長の弟勝時の子で元長には従兄弟長慶には復従兄弟である。先に元長が晴元を奉じて志を得るや間に所して權勢を奪ひ元長を死地に置いた、之長慶他年の憐念であつた、且今や小康を得て長慶志を演ふるの機会に達したのである。

天文十七年の夏八月長慶は晴元に宗三を彈劾した、宗三攝津の榎並城に籠り晴元又舊好はなれ難く瓦林氏に命じて越援せしめた、且策して紀伊の根來衆を率ゐて後援とせんとしたが之は遊佐氏の障る所となつた。

長慶の軍晴元を三宅城にかびやかし更に榎並城を攻め遂に宗三を殺した、此時長慶の弟十河一有尤も奮闘した、晴元は之より先丹波を経て京師に入り將軍義晴に謁して近江六角氏より援兵を得んとした、其援兵山崎に到りて敗報をき、事止むに到つた。

長慶全く攝津を得て三宅芥川入江茨木池田原原田有馬内藤衣笠松浦の將士之に屬した、而て阿波讃岐を兼ねてより掩有し居れるは今更云ふ迄もなし。

茲に於て晴元は義晴を奉じて近江に奔り長慶は入洛して庶政を決して居た、其間に義晴は再舉せんとて新城に移る途中に病没し其子義輝六角氏の調停にて長慶と和し將軍となるや晴元も入道して其

子照元を長慶奉ずる事となり一和した、それで長慶は洛中畿内の兵權を執り京攝の間を往來し其部下松永久秀をして京師の庶政を決せしめてゐた。

二 晴元と長慶

三好氏初め丹波の波多野氏を娶りしが遊佐氏と婚姻するに及び不和となつた、晴元入道私かに計を波多野氏に通じた、波多野氏即ち兵を擧げ長慶丹波に赴いたる後に晴元又兵を擧げ長慶が妹野芥川彌十郎も晴元に應じ頗る盛であるから、長慶も返て之に對局した。

將軍義輝は長慶の爲晴元の入京を艦艦に防いで居た所其母近衛氏に要せられて晴元に應じ其入京を許した、長慶依て入京し義輝及び晴元と戦ひ大に勝て晴元を近江に逐ひ芥川氏を降伏せしめた。

斯て長慶は自芥川に居り幕下松永久秀を丹波に遣し他の諸將を有馬明石三木等に遣り諸黨を鎮定させた。

永祿五年(二二二二)の夏五月に及び義輝及び晴元は近江より再舉して入京を企てた、長慶松永久秀を白川表に三好政康を勝軍山に陣せしめ稍苦戦をしたが阿淡より援兵來り打勝つ事を得た、然るに六角氏調停して和を講じ義輝は二條城に入る事となり晴元は攝津富田普門寺に入り遂に多年の副業夢の如く終焉するまで此處に居た。

ホ 長慶の全盛